

第二次身延町総合計画

後期基本計画(案)

身延町

はじめに

(町長挨拶)

目 次

第1章 序論	1
1 総合計画策定の趣旨	2
2 計画の構成と期間	3
3 前期基本計画の検証	4
4 時代の潮流と社会経済状況の変化	6
社会の動向	6
本町の動向	7
第2章 基本構想	9
1 目指す将来像	10
第3章 後期基本計画	12
1 後期基本計画体系図	13
2 施策の概要	14
3 SDGs の達成に向けて	17
目標1 安らぎの暮らしづくり	19
1 福祉のある暮らし	20
(1) 地域福祉の強化	20
(2) 高齢者福祉の充実	22
(3) 子育て支援の充実	24
(4) 障害者自立への支援	27
2 快適な暮らし	29
(1) 住宅・宅地の整備	29
(2) 水道施設の整備	31
(3) 下水道施設の整備	33
3 安心な暮らし	35
(1) 防災対策の強化	35
(2) 保健・医療の充実	37
(3) 消防・救急の充実	41
(4) 交通安全対策の充実	43
(5) 防犯対策の充実	45
目標2 うるおいの環境づくり	47
1 緑の継承	48
(1) 自然・緑の保全	48
(2) 自然との共生	50

2 環境の保全	52
(1)ごみ処理・リサイクルの推進.....	52
(2)環境衛生・美化活動の推進.....	54
3 美しい景観と憩いの環境	56
(1)景観の形成	56
(2)公園・憩いの空間整備	58
目標3 発展の活力づくり	59
1 基盤の強化	60
(1)土地利用の推進	60
(2)交通網の整備	62
(3)集落の整備	66
(4)地域情報化の推進	68
2 産業の振興	70
(1)農林業の振興	70
(2)商業の振興	75
(3)工業の振興	77
(4)地場産業の振興	79
(5)観光の振興	81
3 起業支援と就労の場の確保	85
(1)新たな事業おこしの推進	85
(2)就労環境の充実	87
目標4 学びの人づくり	89
1 まちづくりを支える人づくり	90
(1)生涯学習の充実	90
(2)スポーツの振興.....	93
2 明日を担う人づくり	95
(1)学校教育の充実	95
(2)青少年の育成	99
3 地域文化をはぐくむ	101
(1)文化活動の展開	101
(2)歴史と文化遺産の継承	103
目標5 協働のまちづくり	105
1 住民主体のまちづくり	106
(1)男女共同参画の推進	106
(2)住民と行政の情報交流	107
(3)地域協働のまちづくり	109
2 多様な交流の活用	111
(1)町内外の交流の展開	111
(2)国際交流の展開	113

(3) 定住の促進	114
3 行財政改革の推進	116
(1) 行政運営の効率化	116
(2) 財政運営の健全化	118
(3) 広域連携の推進	120

資料編..... | 21

1 総合計画審議会	122
2 策定までの経過	126
3 将来人口の目標(人口ビジョン 改訂版)	127
4 人口減少と少子高齢化対策の取り組み(第2期総合戦略)	128
5 町の自然・歴史	131
6 担当一覧	132
7 用語集(*印の付いた語句の説明)	143

※人財:人は本町にとっての「財(たから)である」という考え方から、「人材」を「人財」と表しています。

第1章 序論

1 総合計画策定の趣旨

本町は、旧3町の合併協議会の協議と合意のもとに策定された「新町建設計画」を十分に尊重しつつ、まちづくりを推進するための総合的な指針として、平成19年度に「第一次身延町総合計画」、平成29年度に「第二次身延町総合計画」を策定し、町の目指す将来像「安らぎと活力ある ひらかれたまち」の実現に向かってまちづくりを進めています。

この度、前期基本計画の計画期間の終了（令和3年度末）を迎えるにあたり、前期に続く後期基本計画を策定します。

新たな後期基本計画の策定にあたっては、人口減少・少子高齢化への対応や、大規模自然災害への備えの他、急速に進む情報化や新型コロナウイルス感染症対策を契機とした価値観の変化といった新たな時代の流れも含め、SDGs の理念である持続可能なまちづくりの視点が重要です。

前期基本計画の進捗状況と社会経済状況の変化や時代の流れなど、本町を取り巻く環境を十分に認識し、総合的・戦略的な視点に立ち、実効性の高い後期基本計画を策定しました。

■総合計画の役割・性格

総合計画は、平成23年5月に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、基本構想の策定は、市町村の判断に委ねられることとなりました。本町では、「身延町総合計画条例」を制定し、総合計画は、町の最上位の計画として位置付け、その基本構想は、町が目指す将来像やまちづくりに向けた基本理念を示し、町政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針として、将来像の実現のため推進すべき目標であるとしています。

■SDGs:持続可能な開発目標 (SDGs:Sustainable Development Goals)

平成27年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。



2 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画（前期・後期）」で構成しており、この取り組みは、3箇年分の「実施計画」を毎年度更新するローリング方式*により進行管理を行います。

■ 基本構想

基本構想は、本町が目指す将来像やまちづくりに向けた基本理念を明確にするとともに、目指すべき目標を定め、まちづくりの方向を示します。計画期間は、平成29年度から令和8年度までの10箇年計画とします。

■ 基本計画

基本計画は、基本構想で定めたまちづくりの方向を目標として、その実現に必要な政策体系を分野別に定めます。計画期間は、平成29年度から令和3年度を前期基本計画とし、令和4年度から令和8年度を後期基本計画とします。

■ 実施計画

各課または、各担当において、基本計画で定めた施策の優先度や実効性を見極め、実施時期、事業内容、事業量を計画し、財源を示すことにより、毎年度の予算編成の指針とするものです。実施計画は、PDCAサイクル*による検証結果を基本にして、財政計画*と密接に連動させ、計画期間を3年とし、毎年度更新するローリング方式により進行管理を行います。



3 前期基本計画の検証

平成29年3月に策定した第二次身延町総合計画の基本構想において、「安らぎと 活力ある ひらかれたまち」を将来像に掲げ、「身延町民であることに誇りと自覚をもち、力を合わせて 安らぎと活力にあふれた、ひらかれたまちづくりを進める」を基本理念として定めました。

また、将来像の実現に向け5つの目標の実現を目指し、前期基本計画の計画期間（平成29年度～令和3年度）にわたり各施策を推進してきました。これまでの主な取り組み状況については、次のとおりです。

1. 安らぎの暮らしづくり

活き活きと安心して暮らせる快適な環境を築き、住み続けたいまちと安らぎのある暮らしを実感できる身延町を目指し、各種取り組みを実施してきました。

一方で、過疎化及び少子高齢化の傾向は一層加速し、生活上の支援を必要とする高齢者などが増加しています。

今後は、地域の中での支え合いの体制の構築を急ぐとともに、南海トラフ地震*等の大規模災害への備えなど、災害に負けない強靭な地域づくりを進めていく必要があります。

2. うるおいの環境づくり

緑と水の多様な自然、清涼な空気、美しい景観などの優れた環境が継承され、うるおいのある環境を実感できる身延町を目指し、各種取り組みを実施してきました。

一方で、近年の生活様式の変化などにより、里山の必要性が薄れ人の手が入らなくなつたため、荒廃する里山や耕作放棄地が増加しており、山際を中心に有害鳥獣による農作物被害も深刻となっています。

今後は、新たな担い手の確保などさらなる環境保全に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、本町の強みである歴史や伝統・文化の中で培われた美しい景観を保ち、さらなる魅力となるようにいかしていく必要があります。

3. 発展の活力づくり

産業の振興や交通網の整備、地域情報化などの基盤を整備拡大する発展の活力を実感できる身延町を目指し、各種取り組みを実施してきました。近年の土地利用は、高齢者向けの福祉施設に関わる開発と中部横断自動車道建設に関わる開発が主なものとなっています。

また、依然として耕作放棄地の増加が進んでおり、特に山間部農地の荒廃化と保育管理の行き届かない森林が目立っています。

今後も人口減少が見込まれることから、一層の適切な町土管理が求められます。

また、令和3年8月に全線開通した中部横断自動車道の波及効果を地域活性化に積極的にいかしていく取り組みを着実に進めていく必要があります。

4. 学びの人づくり

教育の充実により明日を担う子供たちを育成し、生涯を通じた学習活動の広がりにより、地域文化が醸成され、心の豊かさや学ぶ喜びを実感できる身延町を目指し、各種取り組みを実施してきました。

一方で、少子化により、家庭及び地域の教育力の低下や連帯感の希薄化などの課題も生じています。

今後は、これまでと同様に、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して暮らせる支援などを継続するとともに教育内容の充実を図り、子供たちの健全育成に取り組む必要があります。

5. 協働のまちづくり

町内外の多様な交流活動とともに、住民と行政の情報交流と共有化が進み、住民の自主的活動に支えられた連携・分担のまちづくりの仕組みが構築された地域協働とひらかれたまちを実感できる身延町を目指し、各種取り組みを実施してきました。

一方で、少子高齢化による人口減少と過疎化が著しく、まちづくりを取り巻く環境は厳しさを増しています。

今後は、これまでと同様に、住民のまちづくりへの関心を高め、課題の解消に向けて、行政と住民が協働して利便性を確保し効率的なまちづくりを進める必要があります。

4 時代の潮流と社会経済状況の変化

社会の動向

全国的な傾向として、人口減少・少子高齢化の傾向が続くことが予想され、生産年齢人口の割合が低下することによる経済活動の停滞や縮小、高齢者人口の割合の上昇による医療・介護等の社会保障費の増大など、さまざまな面での影響が懸念されています。

また、近年、地球温暖化に伴う異常気象による水害・土砂災害などの豪雨災害の発生も増加し、南海トラフ地震や首都直下地震、富士山火山噴火等の大規模災害への備えと併せて、あらかじめ災害に負けない強靭な地域づくりを進めていく必要があります。

さらに令和2年から拡大した新型コロナウイルス感染症により、感染による人命や健康への影響だけでなく、生活娯楽関連サービス産業の落ち込みなどによる経済面での影響も生じており、新たな対応が必要になっています。

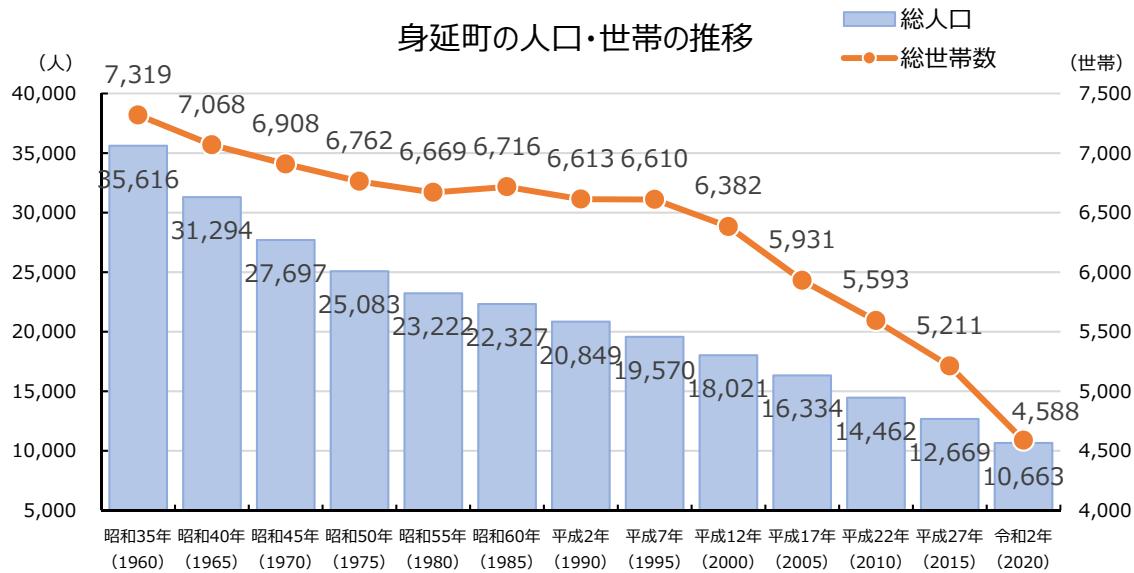
また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、人の価値観やライフスタイル*に変化をもたらすきっかけとなりました。企業等におけるテレワーク*の推奨など働き方が見直される中で、過密を避ける観点で都市部から地方回帰への流れが生じるなど、豊かな自然環境に囲まれた地方で暮らす価値が見いだされています。

これらの傾向は本町においても同様な傾向がみられます。

本町の動向

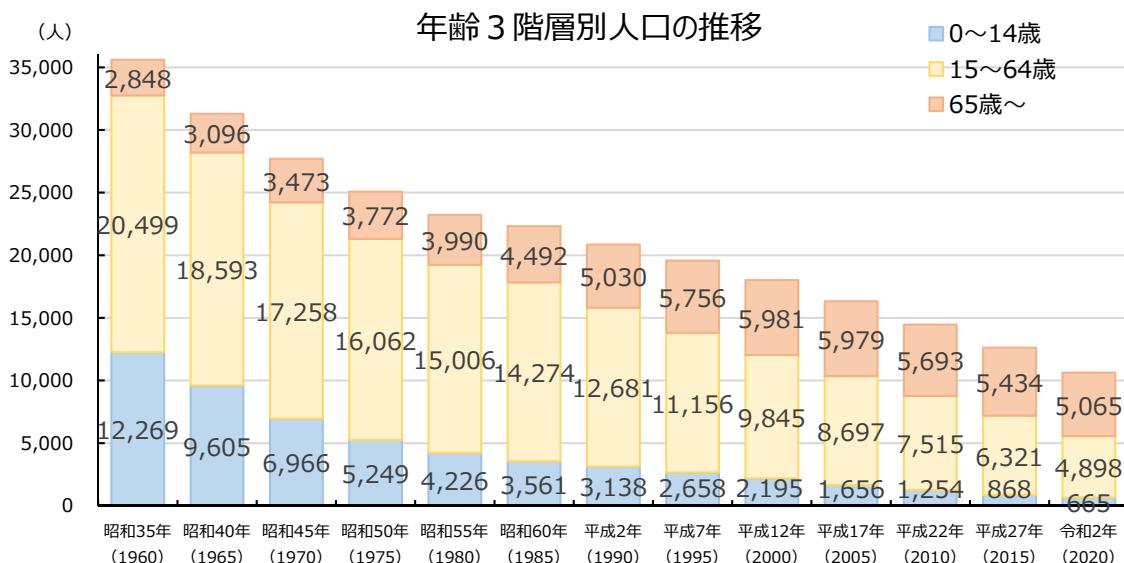
■人口減少と少子高齢化の進展

昭和35年には旧3町合わせて35,616人であった人口は、令和2年には、10,663人となり、減少傾向が著しくなっています。また世帯数についても、昭和35年の7,319世帯から、令和2年には4,588世帯と減少傾向が続いている。



資料：国勢調査

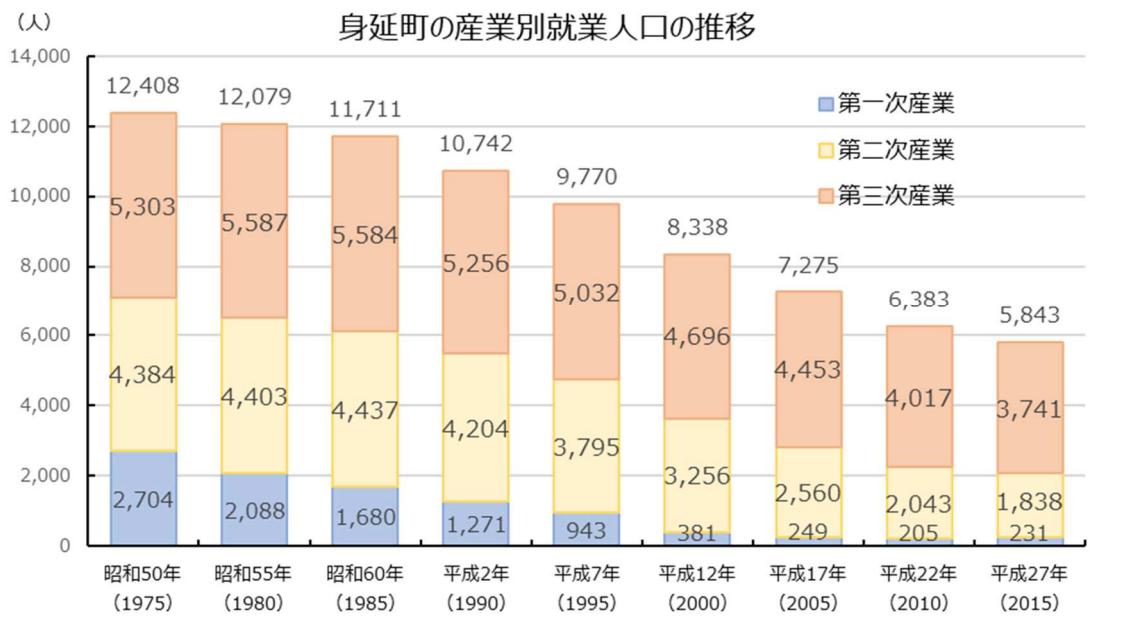
年齢階層別では、少子・高齢化を顕著に反映し、平成2年に高齢化率*24.1%の超高齢社会*に突入し、令和2年には総数10,663人に対して47.5%に達しています。このような状況の中で、定住の促進対策、特に子育て世代の定住をいかに図るか、また、高齢者世帯の比率が高い山間集落の暮らしの環境改善をいかに図るかは、大きな課題となっています。



資料：国勢調査、年齢「不詳」を除く

■ 地域産業

本町の就業構成は、農業を中心とした第一次産業*の大幅な減少が続いており、町外への通勤による就労も含め第二次産業*も減少傾向となっています。第三次産業*の割合は、拡大を続けていますが、人口の減少に伴い、就業者数は減少し続けています。



資料：国勢調査（常住地）、合計には「分類不能」を含むため内訳を合計しても合計に一致しない

■ 交通

中部横断自動車道は、静岡県静岡市を起点に山梨県甲斐市を経由して長野県小諸市に至る延長約132kmの高速自動車国道です。

町内では、和田地内に「身延山インターチェンジ」、波高島地内に「下部温泉早川インターチェンジ」、下田原地内に「中富インターチェンジ」が設置されました。

中部横断自動車道の開通は、沿線各地を結ぶ走行時間の大幅な短縮、物流の短時間化による町民生活の利便性向上、工業の活性、広域観光の振興、災害時等の輸送並びに支援物資や避難ルートの確保など大きな効果が期待されます。一方、ストロー効果*による地域経済へのマイナス面も懸念されています。

このため、中部横断自動車道の波及効果を地域活性化にいかしていく取り組みを着実に進めていく必要があります。

第2章 基本構想

1 目指す将来像

(1) まちづくりの基本理念

平成17年12月1日に「身延町民憲章」が制定され、まちづくりの意思が定められました。

身延町民憲章

私たちの郷土は、雄大な山なみに抱かれ、四季を通して緑と水とが織りなす美しい自然環境に恵まれています。古くから河内路の要衝として栄えた歴史と文化は、幾世代にわたって受け継がれ、今もなお郷土の中に脈々と息づいています。

私たちは、身延町民であることに誇りと自覚をもち、力を合わせて安らぎと活力にあふれた、ひらかれた町づくりを進めていかなければなりません。

このことをふまえて、ここに町民憲章を定めます。

- ふるさとの自然を愛し、安らぎのある町をつくります。
- 心と体をきたえ、明るく健康な町をつくります。
- 仕事に励み、創意と活力あふれる町をつくります。
- 生涯を通して学びあい、香り高い文化の町をつくります。
- 助けあい、心のふれあうひらかれた町をつくります。



平成17年12月1日制定

第一次総合計画において、この「身延町民憲章」が基調にしている「身延町民であることに誇りと自覚をもち、力を合わせて安らぎと活力にあふれた、ひらかれたまちづくりを進める」ことを基本理念におき10年が経過し、この取り組みが定着してきました。これまでの取り組みをさらに発展させることを期待して第二次総合計画でも基本理念を継承しています。

[まちづくりの基本理念]

身延町民であることに誇りと自覚をもち、力を合わせて
安らぎと活力にあふれた、ひらかれたまちづくりを進める

(2) 目指す将来像

第二次身延町総合計画が目指す将来像は、基本理念を踏まえ、「安らぎと 活力ある ひらかれたまち」とします。

また、住民と行政がともに力を合わせ、「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」と思えるまちの実現を目指して、まちづくりを強化推進します。

この将来像に向け、次のような5つの目標の実現を目指します。

将来像

安らぎと 活力ある ひらかれたまち
 ～「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」と
 思えるまちを目指して～

5つの目標

安らぎの暮らしづくり

活き活きと安心して暮らせる快適な環境を築き、住み続けたいまちと安らぎのある暮らしを実感できる身延町を目指します。

うるおいの環境づくり

緑と水の多様な自然、清涼な空気、美しい景観などの優れた環境が継承され、うるおいのある環境を実感できる身延町を目指します。

発展の活力づくり

産業の振興や交通網の整備、地域情報化などの基盤を整備拡大する発展の活力を実感できる身延町を目指します。

学びの人づくり

教育の充実により明日を担う子供たちを育成し、生涯を通じた学習活動の広がりにより、地域文化が醸成され、心の豊かさや学ぶ喜びを実感できる身延町を目指します。

協働のまちづくり

町内外の多様な交流活動とともに、住民と行政の情報交流と共有化が進み、住民の自主的活動に支えられた連携・分担のまちづくりの仕組みが構築された地域協働とひらかれたまちを実感できる身延町を目指します。

第3章 後期基本計画

令和4年度～令和8年度

1 後期基本計画体系図

後期基本計画の全体像について

第二次身延町総合計画に掲げるまちの将来像「安らぎと 活力ある ひらかれたまち」の実現に向け、後期基本計画においては以下の施策体系に基き施策を推進していきます。



2 施策の概要

目標1 安らぎの暮らしづくり(福祉・健康・生活)

■ 福祉のある暮らし

地域ぐるみでの助け合い、支え合いを基本に、高齢者の福祉、結婚・出産・子育て支援の充実、ボランティア活動の強化、援助を必要とする人たちの自立への支援など地域福祉体制の充実を図ります。

■ 快適な暮らし

幅広い世代が住みやすい住宅・宅地の整備や空き家の利活用を進めます。また、水道施設・下水道施設整備などにより快適な暮らしのできる環境の充実を図ります。

■ 安心な暮らし

健康で安心した生活環境、生涯を通じた健康づくりの強化など、保健、地域医療の充実に努めます。また、非常時に備える防災対策、消防・救急体制、防犯体制などを強化充実し、安心・安全なまちづくりを推進します。

目標2 うるおいの環境づくり(環境保全・景観整備)

■ 緑の継承

豊かな自然と緑の保全、地球温暖化に対する取り組みの推進など環境保全活動を強化し、うるおい豊かな緑の自然環境を継承します。

■ 環境の保全

ごみの減量化とリサイクル、環境美化活動や不法投棄防止対策の強化など、環境保全の取り組みを地域ぐるみで推進し、快適な生活環境の維持に努めます。

■ 美しい景観と憩いの環境

四季のうるおいある景観づくりなどをさらに進め、住民と本町を訪れる人たち相互が憩える場の整備充実を進めます。

目標3 発展の活力づくり(基盤・産業)

■ 基盤の強化

環境の保全と防災対策を基本とし、町の発展に効果的で効率的な土地利用を進め、中部横断自動車道開通に伴う、町内道路網の整備と交通手段の利便性の向上に努めます。

また、生活基盤と防災機能の充実など安心して生活できる集落環境の整備を進め、交通ネットワークの強化を図ります。さらに、情報化社会に即応できる地域情報化への取り組みを推進します。

■ 産業の振興

豊かな自然環境と共生する農林業、賑わいをつくりだす商工業と地場産業、交流や観光の推進と連携する観光関連業を振興し、若者世代などの就業や雇用の充実、創業の支援、企業の誘致を進め、地域経済の活性化を図ります。

また、観光においては、観光の魅力づくりを促進し、国内外観光客の誘客を強化し、観光立町を進めます。

■ 起業支援と就労の場の確保

地域課題に協働で取り組む新たな付加価値を生み出す事業おこしへの支援を進めます。

また、高齢者や女性の就業機会の拡大など定住促進と連携する就労の場の充実に努めます。

目標4 学びの人づくり(生涯学習・教育・文化)

■ まちづくりを支える人づくり

生涯学習の推進体制や学習拠点、スポーツ施設の整備を進め、幅広い世代における活動を支援し、生涯学習の充実に努めます。

■ 明日を担う人づくり

安全・安心な学校生活を送れるよう学校施設の整備や教育環境の充実を図り、また、地域ぐるみで子どもたちを見守り育していく活動、地域の魅力を理解し、地元への愛着を持てるような活動を進め、心身ともに健康で創造性豊かな明日を担う子どもたちの育成に努めます。

■ 地域文化をはぐくむ

歴史文化・自然遺産の継承に努め、芸術文化の振興による幅広い交流活動を通

じ、町の誇りとなる地域文化を育み、地域文化の発信を推進します。

目標5 協働のまちづくり(交流・協働・行財政)

■ 住民主体のまちづくり

まちづくり活動の基礎となる住民の日常的な暮らしに身近なコミュニティ活動の育成を進め、地域の課題解消を自らの問題とする積極的な取り組みを推進します。

また、男女共同参画社会の形成に努めます。

まちづくりの様々な動向や情報を住民に提供し、住民の意見や提案をまちづくり諸施策に反映していくため、住民と行政の情報交流による多様な住民参画を進めます。

また、まちづくりの諸分野において、住民が自ら考え、行動し、住民が主体となる自主的な活動を促進し、まちづくりを支える人財など多様な主体の育成を図ります。

■ 多様な交流の活用

町内外の住民のふれあいと交流の機会の充実や交流を通じて町の情報を広く発信していくことを強化し、多様な人の力をまちづくりにいかしていきます。

また、様々な分野での取り組みの総合力を発揮して、定住環境の整備・充実に重点的に取り組みます。

■ 行財政改革の推進

地方分権に対応しながら、厳しい財政状況の中、行政全般の変革を図りつつ、行財政運営の改革を進めます。そのため、職員の意識改革、行財政の健全化、住民自治の充実を図ります。

また、広域での対応が必要な行政課題に対しては、関係市町村、県との連携を強化し、市町村の枠を超えた共通の課題に取り組んでいきます。

3 SDGs の達成に向けて

政府はSDGsの達成に向け、地方自治体に対し、様々な計画にSDGsの要素を反映することを奨励していることから、本計画においてもSDGsに掲げられる17の目標について施策と関連付けを行い、取り組みを進めていきます。

持続可能な開発目標(SDGs)の詳細

目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	目標10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する
目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する
目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止、回復及び生物多様性の損失を阻止する	目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	

(参考 外務省 JAPAN SDGs Action Platform)



目標1 安らぎの暮らしづくり

1 福祉のある暮らし

(1) 地域福祉の強化

現状と課題



目標 1-1

急速な過疎化及び少子高齢化によって地域や家庭の様態が変化する中で、高齢者はもちろん障害者など、地域において生活上の支援を必要とする人々が増加しており、地域の中でのふれあいや支え合い、助け合いの重要性が高まっています。

本町においては、地域社会における助け合いの活動がはぐくまれるよう、地域福祉に対する意識の高揚を図るとともに、社会福祉協議会など関係機関・団体との連携を推進してきました。こうしたことから各種ボランティア組織や地区における地域福祉に関わる活動は活発化して来ています。しかし、本町においては山間集落における高齢者世帯や一人暮らし世帯も多いことから、移送支援や買い物代行など身近な生活支援の一層の充実が求められています。今後は、NPO*、ボランティア団体及び地域コミュニティ等の活動が母体となる生活支援サービスの事業化を促進することが大切です。

地域福祉を推進していくためには、本町が取り組んでいる様々な施策を、効果的に展開する仕組みづくりが必要です。そのため、社会福祉協議会、生活支援体制整備事業の第一層、第二層協議会や地域住民やボランティア、福祉関係事業者、関係団体や専門機関などと、行政との連携と分担による地域協働の体制を強化する必要があります。

なお、生活保護世帯は、近年の社会構造の変化に伴い、今後も増加していくことが懸念されています。したがって、生活困窮状態からの早期自立を支援し、支援を必要とする世帯の実態に応じて自立できるように相談・支援を進めていく必要があります。

基本方針

地域協働による地域福祉の推進体制を整え、ボランティア活動や地域における支え合い活動の促進、地域の包括的なユニバーサルデザイン*の考え方による環境の整備を進めます。

また、低所得者福祉など社会保障を推進します。

施策

(1) 地域福祉推進体制の充実

①地域福祉推進指針の策定

1) 「身延町地域福祉計画」など地域福祉推進の指針を策定し、社会福祉関係団体との協働による地域福祉活動の一体的な推進を図ります。

②福祉関係団体等の連携

1) 民生委員・児童委員や社会福祉協議会など地域において福祉活動を行っている各種関係機関・団体等が互いに連携を深めることにより、町民の自主的・自立的な福祉活動への参画機会を拡充します。

2) 地域福祉の拠点としての福祉センターの管理を行っていきます。

(2) 地域福祉活動の展開

①ボランティア活動の促進

- 1) 学校教育や社会教育における福祉教育を推進し、ボランティア活動の普及に努めるとともに、特に若い世代や高齢世代のボランティア活動への参加促進を図ります。
- 2) ボランティア機能の充実を図るため、社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの事業を支援します。またボランティアに対する住民の理解・機運を高めるようPRにも努めます。

②暮らしのサポート事業の推進

- 1) 買い物弱者への支援の在り方、方向性を見出し、高齢者や障害者等の日常生活におけるサポートを推進します。

(3) 福祉対応の環境整備の推進

①ユニバーサルデザイン環境の整備

- 1) 全ての利用者に優しく使いやすい施設改善を進めます。
- 2) 包括的にユニバーサルデザインを取り入れ、だれもが均等な機会を得られるコミュニティづくりを進めます。

(4) 低所得者福祉の推進

①生活の支援

- 1) 民生委員・児童委員や関係機関との連携により生活実態や援護ニーズの把握に努めるとともに、各種支援制度の適正な活用を進め、自立した生活に向けた相談、指導、負担軽減を図る支援を推進します。
- 2) 低所得者の生活実態や援護ニーズの把握に努めるとともに、NPOに負担金を支払い、食糧支援を行います。

(2) 高齢者福祉の充実

現状と課題



目標 1-1

団塊の世代が高齢期を迎える中で、本格的な高齢社会に備え、高齢者が安心して健康に暮らすための環境整備や各種施策を展開するための体制づくりが求められています。本町の高齢化率は 47.6%（令和3年度高齢者福祉基礎調査）で、初めて県内で一番の高齢化率となりました。

本町においては、高齢になっても、要介護状態になっても、生きがいをもって住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送ることができる地域社会づくりを基本とし、保健・医療・福祉の連携を図りながら総合的な福祉サービスの提供に努めています。

平成12年に介護保険制度が施行され、本町では介護サービス事業者等と協力し介護サービスの基盤を整えるとともに、日常生活支援の様々な事業に取り組んできました。さらに適切な介護サービスの確立に向けて、令和3年度から「第8期身延町介護保険事業計画・身延町高齢者福祉計画」が始まりました。高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、継続的な地域包括ケアシステムと補完的なサービスの充実に取り組んでいきます。

高齢者が心身の健康を維持するためには、生きがいづくりや社会参加が重要であり、高齢者でも参加しやすいスポーツや文化活動などにも積極的に活動支援を行ってきました。今後も、高齢者の健康づくりと合わせて、豊富な経験と知識をいかした地域づくりへの参画をさらに拡大する必要があります。特に、ふるさと回帰者も含む定年退職後の世代を地域づくりの重要な戦力と捉え、公的なサービスを消費する側ではなく、提供する側、地域社会を支える側として位置付け、高齢者が活躍できる環境をつくり出すとともに、退職後の就労や雇用の受け皿を整えていくことが必要です。

基本方針

高齢者が生涯を通して健康で自立した暮らしを営めるよう、在宅福祉対策を強化するとともに、民間活力と連携した介護サービス提供の充実を進めます。

また、生きがいづくりを支援し、高齢者の能力がまちづくりの様々な場面で発揮されることを目指します。

施策

(1) 高齢者福祉施設の充実

①地域密着型サービス*施設の有効利用

- 1) 高齢者が住み慣れた地域で身体能力の向上及び維持に係る訓練等が受けられるよう、サービス事業者の協力を得て地域密着型サービス施設等の利用促進を図ります。
- 2) 高齢者が住み慣れた地域で自立した在宅生活を送れるよう、サービス事業者の協力を得て地域密着型サービスの充実と有効利用を図ります。

(2) 在宅福祉対策の推進

①介護予防の推進

- 1) 地域包括支援センター*を中心とした総合的な介護予防システムの確立に向け、介護予防ケアマネジメント*の専門職を配置し、地域ケアネットワークづくりを進めてきましたが、さらに介護予防サービス事業者との連携により、効果的な介護予防の推進を図ります。
- 2) 要支援認定者に対し適切な介護予防サービスを提供するよう関係者と連携し、マネジメントを行います。

②地域包括支援の体制整備

- 1) 認知症ケアに関する情報提供や早期治療の必要性の啓発を図るとともに、認知症予防教室の実施や認知症サポーター*を養成し、地域で見守るネットワークづくりなど、地域全体で支える環境整備を進めます。
- 2) 高齢者虐待防止の啓発と、早期に適切な対応が行える体制を整えます。

③地域の支え合いの推進

- 1) 住民主体による通いの場で、介護予防事業としての「いきいき百歳体操」を実践し、地域による介護予防推進支援事業の普及に努めます。
- 2) 生活支援体制整備事業として、第1層及び第2層の協議会とともに、地域でできる支え合いを検討していきます。

(3) 高齢者介護の充実

①介護サービス情報の提供

- 1) 介護保険サービス利用者が、安心してサービスを受けることができるよう、介護保険制度の内容やサービス事業者等の情報を提供していきます。

②地域密着型サービスの提供

- 1) 「身延町介護保険事業計画」のもと、住み慣れた地域で、きめ細やかなサービスが受けられるよう、サービス事業者の協力を得ながら地域密着型サービスの提供を図ります。

③介護保険事業の運営

- 1) 介護保険制度を円滑に運用するため、峠南広域行政組合との連携を図り、認定業務の適正化に努めます。
- 2) 介護給付費の適正化のため、ケアプラン点検・指導の強化及び町指定の地域密着型サービス事業者の指導・助言・監督を行っていきます。
- 3) 介護予防事業の一層の推進を図るとともに、介護保険財政の健全な運営に努めます。

(4) 生きがい対策の充実

①社会参加の拡充

- 1) 集落敬老事業やすこやかクラブ（老人クラブ）の活動など、高齢者の社会参加機会の拡充を促進します。
- 2) 高齢者が持つ技術・知識や経験をいかしていくためシルバー人材センターと連携し、匠の技術伝承をはじめとした生きがい活動を促進します。

目標 1-1

(3) 子育て支援の充実

現状と課題



町内の四つの公立保育所、二つの民間保育園では、社会環境の変化に伴い多様化するニーズに対応した保育サービスを提供するとともに、子育てに関する悩み相談への対応も行い、子育てと仕事の両立を支援しています。また、本町では小学生を対象にした学童保育を実施し、放課後児童の健全育成を図っています。

子どもを取り巻く環境は、核家族化、少子化、ライフスタイルの変化等により大きく変動しています。特に、急速な少子化の進行により、将来の地域社会の運営や住民生活全体への深刻な影響が懸念され、子育て環境を改善し少子化を抑制する観点から、社会が一体となって総合的な少子化対策への取り組みを推進することが緊急の課題となっています。

このため、平成27年度に「子ども・子育て関連3法*」を受け、「身延町子ども・子育て支援事業計画(第1期)」、令和2年3月には第2期計画を策定し、新たな子ども・子育て支援制度に基づき、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」「教育・保育の量的確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」などの取り組みを推進しています。

また、新型コロナウイルス感染拡大が続く中、子どもたちは我慢の生活を強いられ疲弊しており、ワクチン接種等により日常生活が戻った場合、現在の計画を見直し、新しい生活様式に対応をした事業を検討していく必要があるため、様々な活動団体とより一層連携し、子育て支援ネットワークの充実やカウンセリングなど子育てを行う保護者への相談体制強化を図る必要があります。

家庭や学校における児童虐待やいじめが、痛ましい事件に発展する事例が増えており、これらを未然に防ぐ対策も引き続き重要な課題になっています。

また、離婚等による母子・父子世帯などが増加しており、子育てへの支援をはじめ、生活の安定と自立に向けた援護をしていく必要があります。

本町では少子化の進行が著しく、大きな課題となっています。その対策として結婚や出産を希望する方へ希望が実現できるよう支援を行う必要があります。

基本方針

「身延町子ども・子育て支援事業計画」の着実な推進を図るとともに、関係部署や関係機関及び関係団体などとの連携強化により、総合的な子育て支援体制の充実を図ります。

また、結婚・出産を希望する方への支援の充実を図ります。

施策

(1) 少子化対策の充実

①結婚・出産の支援

- 1) 出会いの場を提供する事業を実施し、結婚に結び付け、安心して子どもをもてるように子育てへの支援をします。
- 2) 民間事業者が企画実施する結婚に結びつけるための出会いの場を提供する事業への支援をします。
- 3) 少子化対策に向け、各種助成や支援、祝い金等の制度の取り組みを進めます。

(2) 子ども・子育て支援サービスの充実

①教育・保育・地域型保育、地域子ども・子育て支援事業の充実

- 1) 「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を定め、「量の見込み」に対応するよう、確保に努めます。

②幼児期の教育・保育の一体的提供

- 1) 幼児期の教育・保育を一体的に提供していく体制を検討します。

③放課後児童クラブ*（学童保育）の充実

- 1) 待機児童*が生じないよう必要な支援員数を満たすとともに、感染症対策に対応した適正な専用面積の確保に努めます。また、ニーズ調査の結果を基に開所時間の検討を行います。

(3) 親と子双方の育ちの支援

①要支援児童へのきめ細やかな取り組みの展開

- 1) ひとり親家庭や障害のある子のいる家庭、外国人家庭や遺児など、支援の必要がある家庭の意見を反映したきめ細やかな事業を展開します。

②食の安全性や食育についての啓発

- 1) 保育所の給食について、町管理栄養士、町立保育所栄養士、調理師による定例給食会議を開催し、食の安全性、食育の推進について検討します。

(4) 子育て家庭の支援

①様々な子育て支援サービスの充実

- 1) 地域子育て支援センター*事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業*等の充実及びファミリー・サポートセンター事業*等の新しい事業を推進します。

②情報提供・相談活動の充実

- 1) どのようなサービスがあるのか、誰でも子育てに関する情報を得られるよう積極的に情報を発信し、ネットワークづくりを推進します。

③子育て支援ネットワークづくりの強化

- 1) 保護者、保育者、保健師、相談指導者、関係機関とのネットワークを強化し、家庭、保育所、地域の子育て力の向上に努めます。

④経済的支援の充実

- 1) 子育てにかかる経済的負担は重く、少子化の一因となっています。養育費、教育費、医療費といった費用負担を軽減する政策を進め、子育てしやすいまちを目指します。

(5) 働きながら子どもを育てる家庭の支援

①保育所の充実

- 1) 施設の老朽化に伴う施設設備の整備及び町立保育所の統廃合について保護者や地域の声を聴きながら検討を行い、子どもたちにとってよりよい保育条件を確保します。また地域とともに歩む保育所に向けて地域交流を進めます。

②多様な保育サービスの充実

- 1) 0歳児からの受け入れや、延長保育、一時預かり、広域入所など、様々なサービスを展開してきましたが、住民ニーズを踏まえた多様な保育サービスが提供できるよう努めます。

③放課後児童対策の充実

- 1) 放課後児童クラブ（学童保育）についてニーズを適切に把握するとともに、支援員の資質向上を図ります。
- 2) 放課後子供教室については、放課後児童クラブの一体的な実施に向けた運営委員会の設置を含めて検討を進めます。

④働き方の見直し

- 1) 仕事と子育ての両立を図るために企業や事業主の理解と、家庭、夫婦の協力が不可欠です。出産や子育てを理由に仕事を続けられないことのないよう、情報提供や啓発活動などを通して、仕事と子育ての両立やワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。

(6) 安心して暮らせる環境づくりの支援

①遊び場の確保

- 1) 子どもたちが安全で、安心して遊べるよう児童館運営の充実と教育施設の開放を通して、遊び場を確保します。

②児童虐待防止の充実

- 1) 関係機関との連携のもと、虐待の防止や早期発見、早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援を行うための体制づくりを進め、子どもの人権を守る取り組みの充実を図ります。

(4) 障害者自立への支援



目標 1-1

現状と課題

本町では、障害者の自立と社会参加の促進を図るため、様々な取り組みを進めてきましたが、平成15年には障害福祉制度の一部が、従来の措置制度から支援費制度に移行し、利用者自らがサービスを選択し、事業者と直接契約する制度になりました。その後、平成18年4月に施行された障害者自立支援法（現名称：障害者総合支援法）により、障害者サービスの提供主体は市町村に一元化され、身体・知的・精神などの障害の種類にかかわらず、また難病患者等も含め、共通の制度によるケアマネジメントを経て福祉サービスを提供し、障害者の自立と社会参加を進めてきました。現在、障害者総合支援法の一部が見直され、新たなサービスの導入等が検討されるとともに、平成28年4月に施行された障害者差別解消法の目的（全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現）を達成するための具体的な取り組みも求められています。

今後も、住み慣れた地域で安心して自立生活が送れるよう支援体制を継続することが重要です。そのためには、福祉サービスを提供する事業所の拡充、障害者が働く地元企業への就労開拓、障害者の権利を擁護するための啓発活動などが必要となります。

こうした状況の中、障害者基本法に基づき策定した「身延町障害者基本計画」を見直し、障害保健福祉施策の総合的・計画的な推進に取り組むとともに、障害者の自立を支援するため、在宅の障害者がこれまで以上に住みやすく、また、地域で暮らしたいという思いを尊重し、「施設から地域」「病院から地域」への移行ができるよう福祉サービスの充実を図る必要があります。さらに、風水害のみならず南海トラフ地震の被害が大規模と予想される本町では、東日本大震災の教訓をもとに災害時要配慮者等に対する防災、救出体制の強化など、安心して暮らしていく環境づくりを整えます。

基本方針

施設サービスの充実に努めるとともに、居宅サービスの効果的な利用を促進するなど、支援を充実します。

また、社会参加・交流を促進し、ユニバーサルデザインを理想とした環境づくりに努めます。

施策

(1) 障害者福祉施設の充実

①活動・就労の場の確保

- 1) 就労することが困難な障害者に対し、授産指導・生活指導を行う地域活動支援センターの運営を支援し、日中活動・就労の場を確保し、自立と社会参加を促進します。

(2) 障害者支援の推進

①障害者基本計画の見直し

- 1) 障害者福祉対策の総合的・計画的な推進を図るための指針となる「身延町障害者基本計画」を見直します。

②障害者総合支援制度の運営

- 1) 住み慣れた地域で安心して自立生活が送れるよう障害者相談員を設置し、各種相談に応ずる体制を整備します。
- 2) 虐待事案や発達障害者への切れ目ない支援のため、協議会を設置し、関係者間の連携を図ります。
- 3) 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく各種サービスを適切に提供していきます。
- 4) 現行法のもと、重度障害児者の医療費負担を軽減し、必要な医療を受けられる環境を整えます。また、18歳未満の障害児に対する窓口無料化を維持します。
- 5) 現行法のもと、障害者の福祉向上のため、町単独（一部県補助事業）の事業を実施し、障害者の生活を支援します。

③訪問・居宅サービスの充実

- 1) 地域で自立した生活を送ることができるよう、事業を拡充します。
- 2) 障害者の日常生活の便宜を図るため、補装具や日常生活用具等の福祉機器給付サービスを充実します。

④就労支援の促進

- 1) 公共職業安定所や地元企業、関係機関と連携を図りながら就労支援体制を充実し、障害者の福祉的就労から一般就労への移行の促進に努めます。

⑤障害者関係団体の支援

- 1) 障害者の自主、自立へ向けた活動を行う当事者団体の活動を支援していきます。

⑥災害時における支援

- 1) 災害時要配慮者である高齢者や障害者が、災害発生直後から日常生活に戻るまでの間に十分な配慮と支援が受けられるような方策を関係機関と検討します。

2 快適な暮らし

(1) 住宅・宅地の整備



目標 1-2

現状と課題

町内には、公営住宅法に基づく公営住宅が14団地196戸、本町が独自に所有する町有住宅が1団地60戸あり、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸しています。宅地分譲については、移住・定住の促進を目的に平成26年以降に丸滝区宮の前団地22区画、常葉日向地区5区画の販売を開始し、約8割について売買が成約しています。

一方で過疎化に伴い年々空き家が増加しており、今後も増加していくものと思われます。

移住・定住を進めるにあたっては、町内企業で働く人、子育て世代、移住者等住居を求める方のニーズに応じた住まいが提供できる住宅政策が課題となっています。中部横断自動車道の開通による宅地需要の拡大を想定した宅地分譲、増加する空き家の有効活用・発生の抑制・管理不全の解消への取り組み、町保有遊休地の利活用や子育て世代を対象とした低価格住宅の整備など多様な施策を総合的に進めていく必要があります。

公営住宅については、令和3年度改定の「身延町公営住宅長寿命化計画」に基づき整備を進めるとともに、昭和56年以前に建設された建物の用途廃止を推進し、効率的な管理運営を行っていきます。

また、高齢化が一層進む中で、住宅におけるユニバーサルデザインなど高齢者等に対応した住宅整備について、普及・啓発を行っていく必要があります。

東日本大震災や熊本地震による建築物の倒壊被害により住宅における耐震性能について不安と関心が高まり、南海トラフ地震の発生が懸念される中、町民が安心して暮らせるよう住宅の耐震診断の必要性についての啓発に重点を置き、一層の耐震改修の促進を働きかけていきます。

基本方針

町内企業で働く人や、子育て世代等を対象とした住宅の整備や宅地分譲を進めるとともに、空き家等の利活用をすすめ、移住・定住の促進につなげます。

また、「身延町公営住宅長寿命化計画」に基づく町営住宅の維持管理を行います。

施策

(1) 住宅対策の推進

①住宅長寿命化計画の推進

- I) 老朽化した町営住宅等を効率的かつ円滑に運営管理するため、「身延町公営住宅長寿命化計画」に基づく公営住宅ストックの長寿命化を図り、団地別の活用方針を定め、ライフサイクルコスト*の縮減につなげていきます。

②安心・安全な居住環境の普及

1) 地域に根ざした住宅施策の展開を基本に、実情に即した住宅のユニバーサルデザイン化や建物の安心・安全に配慮した住まいの普及を働きかけていきます。

2) 耐震診断の必要性についての啓発と耐震改修の促進に引き続き努めます。

③町営住宅の改修

1) 町営住宅については、令和3年度に改定された「身延町公営住宅長寿命化計画」に基づき維持管理を行います。

2) 改修も含め管理運営の効率化を図るため、PFI*(民間資金活用等)事業の導入の検討を進めます。

④集落再編への対応

1) 山間部集落において移転を希望する地区がある場合は、集落再編整備等による住宅・宅地の受け皿づくりを検討します。

⑤ニーズに応じた住宅の整備

1) 町内に定住を検討している町内企業で働く人や子育て世代等への住宅を確保するため、PFI(民間資金活用等)事業も視野に入れ、整備を検討します。

(2) 宅地の開発

①宅地の開発、分譲

1) 宅地開発と分譲を促進し、移住・定住につなげます。

(3) 空き家等の利活用

①空き家情報の収集と提供

1) 空き家・土地バンク制度により、利活用できる空き家や空き地の登録推進を図るとともに、HP等により、広く情報提供を行い、移住・定住につなげます。

(2) 水道施設の整備



目標 1-2

現状と課題

本町では、町営の簡易水道事業13及び組合管理の簡易水道4、山間地等の小規模給水施設（町営5、組合18施設）により飲料水の供給を行っています。簡易水道の水源地は山間地の谷間からの取水が多いため、豪雨時等の濁りなども発生する状況にあり、さらに小規模給水施設は、給水対象者の高齢化等が進み、その適切な維持管理が困難になります。

今後、安定供給や適切な維持管理を行うため、水道施設の整備が必要となります。また、安全で十分な水を供給するため、地震災害対策の観点も鑑みて老朽化した施設の早期の更新や改良が喫緊の課題となります。

こうした基盤整備は、中長期的な展望のもと、効率的に施設整備を進めていくことが必要です。水道事業の経営は、独立採算が原則化されていますが、本町においては給水区域が広域に渡るため施設整備に多額の費用を要し、加えて既存施設の改築更新、新たな施設の建設、水源の確保、人口減少を起因とした小規模水道の維持管理といった多くの課題等を抱え、厳しい事業運営を迫られています。今後、身延町簡易水道事業経営戦略を踏まえ、経営の効率化や料金体系の適正化等、公営企業として経営の健全化に努めます。

基本方針

水道事業経営の健全化に努め、身延町簡易水道事業経営戦略を基に、水源の確保、水道施設の更新と改良を図り、安全で質の高い水を供給します。

施策

(1) 水道事業の運営

① 経営の健全化

- 1) 計画的かつ効率的な事業運営を行い、経営の健全化を図るとともに、地区間及び将来の水道使用者の負担が公平となるように努めます。

(2) 水道施設整備の推進

① 水源の確保

- 1) 水源地の保全を図るとともに、安定した水源確保に努めます。

② 水道施設の整備

- 1) 身延町簡易水道事業経営戦略に基づき水道の安定供給を推進します。
- 2) 安全で質の高い水を供給するために、老朽化した送配水管及び浄水施設等を中長期的な展望のもと、効率的に更新および改良します。

③未普及地域の対策

- 1) 未普及地域については、その解消に努め、地理・地形的に給水区域へ包含できない地域については、小規模給水施設として水の確保と濁り除去などの施設整備に努めます。

(3) 下水道施設の整備

現状と課題



目標 1-2

本町の公共下水道は、「身延町生活排水処理計画」、「身延町公共下水道事業計画」に基づき、公共下水道、農業集落排水処理、浄化槽等の処理区域を明確にする中で、特定環境保全公共下水道事業（帶金・塩之沢処理区、中富処理区、下部処理区）、公共下水道事業（角打・丸滝処理区、身延処理区）、農業集落排水施設整備事業（上之平地区）、小規模集合排水処理施設整備事業（北川地区）を供用開始しています。公共下水道については接続・水洗化が普及する途上にあります。

すでに供用開始から30年程経過している施設も存在することから、上記計画のもと「身延町下水道総合地震対策計画」や「身延町下水道ストックマネジメント全体計画」等の各種計画を策定し、生活排水処理施設の設備更新を計画的に実施し施設の長寿命化を図る必要があります。

また、下水道汚泥の処理対策として、発生汚泥を資源として活用を図る必要性から肥料化等のリサイクルの推進に取り組んできましたが、今後さらに循環型社会の構築を図る観点から、その促進に注力することが必要です。事業経営については様々な角度から経営環境の分析を行い、経営の効率化や料金体系の適正化等、公営企業として経営の健全化を図っていくことが必要です。

基本方針

下水道事業経営の健全化に努め、「身延町生活排水処理計画」「身延町公共下水道事業計画」に基づいて、公共下水道、農業集落排水処理、浄化槽等の区域に応じた整備を進めるとともに、老朽化した施設の長寿命化を計画的に進めます。

施策

(1) 下水道事業の運営

①下水道加入の促進

1) 公共下水道整備区域における下水道加入の促進を図ります。

②経営の健全化

1) 整備施設の維持管理の充実、水洗化の普及促進などにより、効率的な事業運営の推進を図り、経営の健全化に努めます。

2) 処理汚泥を原料とする堆肥化等への活用の推進を図ります。

(2) 生活排水処理施設の整備推進

①生活排水処理計画の推進

1) 「身延町生活排水処理計画」、「身延町公共下水道事業計画」に基づいて、長期的な視点から、計画的で効率的な生活排水処理を推進していきます。

- 2) 「身延町下水道総合地震対策計画」や「身延町下水道ストックマネジメント全体計画」等の各種計画を策定し、経営の健全化と効率的な維持管理の推進を図ります。
- 3) 公共下水道整備区域外は、浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）により段階的な浄化槽の普及促進を図ります。

3 安心な暮らし

(1) 防災対策の強化

現状と課題



目標 1-3

本町は、急峻な山間部とその谷間に沿って集落が点在する地形のため、日本三大急流の一つである富士川の氾濫や土石流、地滑り、山地崩壊など、災害の発生する可能性が非常に高い地形条件にあり、防災に対する関心が高まっています。「身延町地域防災計画」「身延町強靭化計画」では、町としての防災体制の強化、地域防災力の向上、要配慮者対策の三つを柱として、災害に強いまちづくりを目指します。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまで各自治体が策定した防災計画の想定をはるかに超えた未曾有の災害をもたらしました。また、近い将来発生が予想される南海トラフ地震については、本町は地震防災対策を推進する必要がある地域として「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されているため、国や県と連携しその対策に努めます。

富士山火山防災対策*においては、ハザードマップ*が改訂され、本町では直接的な被害は小規模であると予測されていますが、本栖湖に訪れている観光客の避難誘導や富士五湖周辺の市町村からの避難者を安全に受け入れできる体制を関係市町村と進める必要があります。このため、本町が有する地域特性や、観光地、過疎化といった社会特性に加え、高齢者、障害者などの「要配慮者対策」を踏まえ、さらに検討を進めています。

また、世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の対策のため、避難所での三密を避ける対策等を迅速に行えるよう県や関係課と連携していきます。

武力攻撃事態等への対処では、国民保護法により策定されている「身延町国民保護計画」において体制づくりを進めています。

基本方針

森林等の適切な管理を推進し、土砂災害の未然防止に努めます。

また、あらゆる災害に対し、町として防災体制の強化、地域防災力の向上、要配慮者対策の三つをキーワードとして、行政、防災関係機関、消防団、自主防災組織、住民が役割分担を明確にし、災害に強いまちづくりを目指します。

施策

(1) 災害防止対策の推進

①未然防止と被害の軽減

1) 土砂災害の未然防止や河川護岸施設の被害の軽減を図るために、防災パトロールの実施や点検を充実するとともに、急傾斜地崩壊対策事業や砂防堰堤の整備、河川改修など関連機関と連携し防災施設の整備を推進していきます。また、洪水・土砂災害ハザードマップを活用して危険箇所、避難場所を周知徹底し、避難体制の確立を図ります。

- 2) 富士川の洪水等による浸水状況や避難所などの情報に加え、山間地も含む全町的な土砂災害の危険箇所を記載した洪水・土砂災害ハザードマップを参考に、大雨や洪水時における速やかな対応により被害の軽減を図ります。
- 3) 森林等の適切な管理を推進し、土砂災害の未然防止に努めます。

②国民保護対策の強化

- 1) 武力攻撃やテロ等の緊急事態に対処するため、「身延町国民保護計画」を基本に国・県、各関係機関との連携を図りながら、組織体制整備や訓練、研修等の事前対策や広域的な対策強化に努めます。

(2) 地域防災体制の強化

①地域防災力の向上

- 1) 災害を防止し、被害を軽減するため、防災に関する教育や訓練等により防災意識の高揚を図るとともに、初期消火や避難・救援を行う自主防災組織強化のため、防災士の養成及び自主防災組織資機材整備費補助金を活用した防災資機材の整備を推進します。
- 2) 防災拠点と一般家屋の耐震強化を図るため、家屋の耐震診断および改修を進めるとともに、家具の固定などの普及により減災対策を強化します。また、地震による住宅からの出火及び延焼を防止するため、感震ブレーカー設置費補助金の活用を推進します。

②防災体制の強化

- 1) 国・県の動向を踏まえ、「身延町地域防災計画」の検証・修正・追加等、見直しを図ります。
- 2) 災害対策法が改正され避難勧告と避難指示は「避難指示」に一本化されました。これにより避難指示が発令された場合は危険な場所から必ず避難することや台風・前線により大雨が想定される場合は、事前に安全な場所に避難すること等、日頃から緊急時の対策を相談しておくなどの事前準備を推進していきます。
- 3) 応急対策をより迅速、的確に実施するために、地震等大規模災害時に備えた広域的な支援体制の強化を図ります。また、防災ボランティアや防災リーダーの育成、企業等との協力体制の充実や広域避難計画の策定を県や近隣町村と進めます。
- 4) 警察、消防団等と連携して、テロ対策についての研究や必要な訓練など有事への備えを強化します。

③要配慮者対策の充実

- 1) 病院、福祉施設や自主防災組織、消防団、関係機関と相互に連携し、要配慮者対策の推進を図ります。
- 2) 災害時における高齢者や乳幼児、傷病者及び障害者等の避難、救援、救急救護体制づくりを強化するとともに、孤立集落対策を図ります。
- 3) 要配慮者利用施設の利用者が災害時に安全に行動できるよう、「身延町地域防災計画」に位置付けられている要配慮者利用施設の避難確保計画策定の支援を行います。

(2) 保健・医療の充実

現状と課題



目標 1-3

(保健)

生活環境の改善や、医学の進歩により、長寿化が進みましたが、一方では急速な高齢化とともに生活習慣病*の増加などが社会問題となっています。こうした中、健康寿命*の延伸、生活の質の向上を目的とした21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）が提唱され、一人ひとりの健康の向上に関する取り組みが重点となっています。

本町は、全国平均を大きく上回る速度で高齢化が進行している中、各世代における健康保持、増進事業に取り組んできました。健康寿命の延伸を図るためにには、死亡原因の約6割を占める生活習慣病（がん、脳卒中、心疾患など）の発症予防と、早期発見のための健康診査や健康教育などの保健事業の充実強化が求められています。

こうしたことを背景に、子どもから高齢者までのすべての町民が、その生涯を通じて生き生きと充実した生活を営むことができるよう、食生活、生活習慣や体力面などのセルフコントロール能力を身に付け、健康課題の解決に向けた自主的な活動を進めていくための意識啓発や健康づくり活動を支援することが重要となっています。

(医療)

急速に進む高齢化や生活習慣病の増加による疾病構造の変化などにより、町民の医療に対するニーズも多様化、高度化しています。

本町の医療機関は、現在、身延町早川町組合立飯富病院、公益財団法人身延山病院及び医療法人財団交道会しもべ病院、開業医1、歯科医院6、僻地診療所5があり、医療・介護・生活支援の地域医療の質の向上を目指しています。飯富病院については地域の中核医療機関として、山間地への出張診療を実施するとともに、町営バス、乗合タクシー、病院の送迎バス等で通院患者の交通を確保しています。

今後、高齢化の急速な進展や生活習慣病の増加により、保健・医療のさらなる充実が求められる中、健康で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉等の連携のもと、地域における保健・医療の充実に努めることが大切です。休日急患対策では、現在、一次救急医療から三次救急医療*までのそれぞれが、医療機能に合わせて的確に対応しています。また、小児救急医療事業を実施しています。

(国民健康保険)

国民健康保険については、高齢化の進展、医療の高度化等を要因として、医療費が増大しており、医療費の適正化が課題となっています。

そのため、診療報酬明細書*（レセプト）等の点検、適正受診等に関する啓発、国民健康保険制度に対する被保険者の理解を深める取り組みを進めるとともに、国民健康保険税の確保など財政基盤の安定化対策を強化する必要があります。

また、医療費増大要因の一つとなっている生活習慣病の予防のため「身延町国民健康保険特定健康診査等実施計画」に基づき、「特定健康診査」や「特定保健指導」を推進することが重要となっています。

(後期高齢者医療)

後期高齢者医療については、山梨県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、当該広域連合と関係市町村とが役割を分担して制度の安定的な運営に努めています。

高齢化の進展や医療の高度化などに伴い医療費も伸び続けており、被保険者が地域で安心して健やかな生活を送ることができるように、医療費の適正化や保健事業の推進などに取り組む必要があります。

基本方針

保健・医療と福祉等の連携を図りながら、住民の健康維持・増進を図る保健事業を充実し、住民の自己管理能力を高め、自主的な健康づくり活動を推進します。

また、関係機関との連携を図り、地域医療体制の充実に努めます。

施策

(1) 保健事業の推進

①母子保健対策の推進

1) 子育て世代包括支援センター機能の充実を図り、子育て教室や乳幼児健診をはじめ、母親父親としての意識啓発、育児相談体制の強化、子育てネットワークづくりなども含めた母子保健対策を推進します。

②生活習慣病予防対策の推進

1) 健康診査や健康教育、栄養指導などの保健事業を推進するとともに、生涯を通じた健康づくり事業を福祉や教育など、様々な分野と連携し実施することにより生活習慣病予防に努めます。

2) 各種健診の受診率の向上を図り、生活習慣病予防教室や健康づくり事業などを通して生活習慣病予防対策を推進します。

③感染症予防対策の充実

1) 予防接種の接種勧奨や感染症予防対策を継続するとともに、未知のウイルスについても関係機関と連携し、予防対策の推進と柔軟に対応できる体制の整備に努めます。

④歯科保健対策の促進

1) 青年期・壮年期・老人期の生涯にわたる歯科保健対策を推進します。

2) 新型コロナウィルス感染症予防対策を行いながら保育所、学校保健との連携をはじめ、乳幼児からのフッ化物塗布やフッ化物洗口*及び口腔衛生の保健指導に努めます。

⑤心の健康づくりの推進

1) 広域的な専門相談体制との連携をとり、健康相談・各種教室などの普及啓発事業をはじめとした、ライフステージに応じた心の健康づくり事業を推進します。

(2) 健康づくり活動の促進

①健康づくり意識の浸透

1) 福祉・教育・産業等の様々な分野において、関係団体との連携・協力を推進しながら、町民自らの健康づくり意識を高めるための啓発と情報提供を充実します。

②町民の主体的な健康づくりの推進

1) 健康づくり推進協議会、保健推進員会などを中心とした健康づくり団体の育成支援や自主的な健康づくりを推進するため、意識啓発や活動支援を進めます。

2) 家庭、学校、職場、地域において、健康の保持・増進を図る町民の主体的な健康づくり活動を促進します。

(3) 地域医療体制の強化

①中核病院の充実

1) 飯富病院など中核病院については、安全で質の高い医療・介護サービスを提供するため、医療安全管理体制の充実や広域的連携の視点を踏まえた整備充実を図るとともに、医療技術向上のための教育、研修や遠隔地等の地域医療サービスの充実に努めます。また、より安定的かつ効率的な病院経営・組織の在り方についてその方向性を検討します。

②町民に身近な医療の確保

1) 関係機関との連携を図りながら、町民に身近な医療を行う、かかりつけ医、かかりつけ薬局の定着を促進します。

③急患対策の充実

1) 各医療機関及び関係団体の協力を得て、小児救急医療事業や休日夜間急患対策の維持、強化を図ります。

(4) 保健・医療と福祉等の連携

①連携体制の強化

1) 保健・医療・福祉の連携を推進するとともに、各関係機関の専門的・技術的な機能をいかしながら、地域における保健・医療と福祉等の密接な連携による相乗効果の発揮に努めます。

(5) 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の安定運営

①広報・啓発の強化

1) 町広報誌などを通じて、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度について、広報・啓発活動を推進します。

②事業運営の安定

1) レセプトの点検体制の強化、ジェネリック医薬品の普及等の取り組みを通じ、医療費の適正化に努めながら、国民健康保険事業の円滑かつ適正な運営及び保険財政の安定化を図ります。

- 2) 「身延町国民健康保険特定健康診査等実施計画」に基づき「特定健康診査」及び「特定保健指導」を実施し、生活習慣病の発症や重症化の予防に努めます。
- 3) 山梨県後期高齢者医療広域連合と連携し、業務の適切な運営を推進します。
- 4) 国民健康保険税の徴収率向上に努め、保険財政の安定化を図ります。

(3) 消防・救急の充実

現状と課題



目標 1-3

本町の消防・救急活動における体制は、峡南広域行政組合消防本部・中部消防署と身延町消防団により組織され、緊密に連携を図りながら活動を推進しています。常備消防である峡南広域行政組合消防本部においては、消防施設や機械器具装備等の計画的な整備・充実に努めていますが、建築技術や生活様式の高度化等に伴い危険度の高い多様な災害も想定されます。また、新型コロナウイルスなどの感染症対策等さらなる施設の整備や装備の充実を図っていく必要があります。

消防団については、1団、10分団40部、740名（身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例による定数）で組織され、地域での消防活動や火災予防啓発活動を行っています。団員の中には町外への就業者も多く、日中に消防団員が不足することや人口の減少と、高齢化などにより団員の確保が難しくなっていることから、訓練等を通じて団員個々の実働能力を向上させるとともに、消防施設・装備の一層の整備を図るほか、消防団員の待遇改善等について検討する必要があります。

救急・救命活動は、峡南広域行政組合消防本部が中部消防署、下部分駐所に救急車を配備し業務にあたっています。交通事故による要請件数は減少しているものの、高齢者による事故割合は増加しており、こうした変化に迅速かつ的確に対応できるように体制強化を図る必要があります。また、救急隊到着前の町民による应急手当の重要性やその知識の普及啓発が必要となってきています。

基本方針

常備消防、消防団とともに、生活様式の変化等による、災害の多様化に対応しうる装備の充実を図るとともに、町民に対して火災予防、防火意識の啓発を進めています。

また、救命率の向上を図るため、装備・施設の近代化・高度化を推進するとともに、住民に应急救護、救急協力の重要性の認識を広めていきます。

施策

(1) 消防体制の充実

①防火対策と防火啓発活動の充実

- 1) 住宅用火災警報器の設置の啓発など、住宅、施設の防火対策を推進し、火災の未然防止及び火災時における拡大防止、被害の軽減を図ります。
- 2) 火災予防運動、年末年始特別警戒をはじめとした各種啓発事業等の実施により、住民の火災予防、防火意識の向上を図ります。

②消防施設、資機材の充実

- 1) 特殊火災や大規模火災など火災原因の変化にも対応できる防災対策の推進に向け、広域消防並びに消防団の消防車両や各種資機材の整備充実を図り、消防体制の強化に努めます。

2) 消火活動を円滑にし、被害を軽減するため、南海トラフ地震等も踏まえた耐震性の機能を持った防火水槽等の整備を計画的に推進します。

③消防団の活性化

1) 若手を中心に団員の待遇改善等による加入促進を図るとともに、消防施設及び資機材の充実を目指し、機動性ある消防施設整備に努め、魅力ある効率的な組織体制づくりを目指します。また、自主防災組織と連携した活動を推進します。

(2) 救急体制の充実

①救急体制の充実

1) 救命率の向上を図るため、峠南広域行政組合消防本部における各種装備、資機材、施設の充実と高度化を推進するとともに、医療機関との連携強化に努め、救助活動の充実を図ります。

②応急救護の重要性の普及

1) 自動体外式除細動器(AED)を町内の公共施設に配備し、救急時等に機器を用いた応急手当等が適切に実施できるように町民への周知を図るなど、救急救命体制の充実を目指します。

(4) 交通安全対策の充実

現状と課題



目標 1-3

本町は、地理的に住民生活での自動車依存度が非常に高くなっています。交通量の増加、運転者の高齢化、飲酒・酒気帯び運転、運転中の携帯電話の使用、道路への急な飛び出しなど、運転者・歩行者の交通モラルの低下等によって、交通事故発生要因は増加傾向にあるため、子どもや高齢者など交通弱者の交通事故の増加も懸念され、その対応が求められています。

このため、「身延町交通安全実施計画」に基づき、安全施設の設置など道路交通環境の改善を図るほか、行政、町民、関係機関が一体となって、交通安全対策の推進に努めています。

今後とも、道路を管理する国・県・町に加え、地域や警察など交通関係団体と連携しながら、歩道、カーブミラー、防護柵等の安全対策を講じ、交通事故の未然防止に努めていくとともに、学校等の教育関係機関とも連携し、一人ひとりに正しい交通ルールとマナーを習慣付けるなど、運転者、子ども、高齢者等に対する交通安全教育をさらに推進する必要があります。

基本方針

交通安全施設の整備など道路交通環境の改善を図るとともに、関係機関との連携により、交通安全教育・啓発活動を推進します。

施策

(1) 交通安全施設等の整備

①道路交通環境の改善

- 1) ガードレール・防護柵や歩道の整備、山間部における車両待避所の設置、カーブミラー設置要望に対しての材料支給・新設など、道路交通環境の改善を進め、交通事故防止に努めます。

(2) 交通安全教育と啓発

①交通安全指導の充実

- 1) 地域における交通安全指導の充実を図るため、交通安全協会等の活動を積極的に支援し、地域ぐるみの交通安全思想・意識の啓発と高揚に努めます。

②交通安全教育の推進

- 1) 保育所・園や学校、家庭、地域などとの連携を図り、幼児や児童・生徒、高齢者などへの交通安全教育を強化します。

③運転者への啓発

- 1) 交通安全関係団体の活動を通じて、交通ルール・モラル・マナーの向上への啓発を図ります。

- 2) チャイルドシートの着用徹底を図るため、チャイルドシート購入費補助金の利用促進を図り、着用率の向上に努めます。
- 3) 警察など交通安全関係機関と町、地域、飲食店等とが連携・協力し、飲酒・酒気帯び運転の徹底追放を進めます。
- 4) 65歳以上の高齢運転者が免許を自主返納しやすい施策をさらに推進していきます。

④交通安全運動の充実

- 1) 春、夏、秋、年末年始等の交通安全運動を中心に、住民の運動への積極的な参加と理解・協力を得て、運動趣旨の徹底と推進体制の充実を図ります。
- 2) 交通安全期間中などに県外車両に対する交通安全啓発を行い、交通安全意識の高揚に努めます。

(5) 防犯対策の充実

現状と課題



目標 1-3

近年、犯罪の広域化、多様化、凶悪化により、女性や社会的弱者である子ども達や高齢者を狙った犯罪が増加しています。「安全安心なまちづくり」を進める中で、防犯対策は重要な課題の一つです。

このため本町では、平成18年2月から青色防犯パトロールカーを継続して運行しています。地域においても、小学生の登下校時に地域の有志やスクールガード*による見守りや、登下校時の同行などの取り組みが行われています。また、近年、地域防犯の要である駐在所が削減されたため、今後はこれまで以上に所轄である南部警察署とともに地域に密着した迅速な対応を行っていく体制づくりが必要です。

基本方針

防犯活動の主体は、警察であり、地域に密着した、迅速かつ機動力のある防犯活動を行う体制を強く要望していきます。

また、住民の防犯意識への高まりを背景として、子どもたちや高齢者の教育・啓発活動を警察署等の関係機関と協力して進め、住民による防犯活動をさらに推進します。

施策

(1) 防犯啓発活動の推進

①防犯教育の啓発

- 1) 保育所・園、小学校、中学校、高等学校での防犯教育の推進を図るとともに、警察署等関係団体の協力を得て高齢者行事などの際には積極的に防犯への啓発活動を進めます。
- 2) 防災行政無線等を活用した情報提供をはじめ、防犯に関する幅広い情報の提供に努めます。

(2) 死角の排除

①死角箇所の認識と排除

- 1) 防犯灯の設置や LED 化への改修支援を行い、地域の安全環境の改善に努めます。
- 2) 悪質電話被害対策機器設置の推進に努めます。

(3) 地域防犯活動の推進

①住民活動への支援

- 1) 各種犯罪を未然に防ぐため、防犯組織等と連携を図るとともに、住民活動に必要な助言と協力など、支援に努めます。

②地域に根ざす警察の強化

- 1) 駐在所の削減は、人口減少によるものですが、社会構造の変化に対応した再配置等を強く要望していくとともに、警察官のパトロール強化と地域住民に密着した防犯啓発活動を要望していきます。

③児童生徒の安全確保

- 1) 青色防犯パトロールを継続実施していくますが、必要に応じ巡回ルートの見直しを学校教育課と行いながら児童生徒の安全確保を図ります。
- 2) 地域ボランティアの協力を得て、登下校時におけるスクールガード活動などにより、児童生徒の安全確保を図ります。



目標2 うるおいの環境づくり

1 緑の継承

(1) 自然・緑の保全

現状と課題



目標2-1

本町では、「山梨県自然環境保全条例」に基づき自然環境保全地区として、七面山自然保存地区（身延）が指定され、さらに自然記念物として、栃代川上流のハコネサンショウウオ及び生息地（栃代）、反木川上流のヨコグラノキ（八坂）、早川橋のモクゲンジ林（遅沢）、一宮賀茂神社のサカキ林（下山）、小原島貝化石（粟倉）が指定されています。本町では、こうした価値ある自然資源についてその保全を図っています。

また、本栖湖西岸は本町東端に位置しており、富士箱根伊豆国立公園に指定されています。この地域は富士山麓に位置し、2013年に富士山が世界文化遺産に登録され、本栖湖は構成資産のひとつとなっており、また、アウトドアニーズの高まりにより国内外からの多くの来訪者で賑わっています。自然公園区域にあっては、町民をはじめ多くの来訪者が優れた自然環境に気軽にふれあい、自然環境について学び考え、高い認識を持てるよう、適切な事業の推進と保全を図る必要があります。

本町の集落周辺の自然環境の大半は、地域の人々によって守り育てられてきた里山や農地からなっています。これらはかつて多様な生物生息空間を形成してきましたが、近年の生活様式の変化などにより、里山の必要性が薄れ人の手が入らなくなったため、荒廃する里山や耕作放棄地が増加し、山際を中心に有害鳥獣による深刻な農作物被害をもたらしています。このため、里山や農地などにあっては、これらが持つ多面的な機能を保全するため、農林業の振興を図るとともに、新たな担い手の確保やボランティアの活用などさらなる環境保全に向けた取り組みが求められます。

また、本町では地域の住民の地道な努力により、一色地域のホタルの里をはじめ、町内各地にホタルが自生する環境がありますが、アウトドアニーズが高まる中で、幻想的なホタルの舞を楽しみにする多くの観光客が集まるスポットになっています。こうした、身近な自然の保全活動が広がるよう、自然学習や環境保全活動などを促進し、活動が継承されるように努める必要があります。

基本方針

豊かな自然環境を守り育てながら、環境保護施策を推進するとともに、自然環境を人々の交流・観光・学習の場、健康保健・休養の場として活用します。

施策

(1) 自然保護対策と保全管理の推進

①自然保護の重要性の啓発

- 1) 自然保護の重要性や必要性について、あらゆる機会を通じて、その啓発に努めます。

②水辺環境の保全

- 1) ホタルの里づくり事業を進めるとともに、河川や水路については、治水機能のほか、生きものの生息空間としての役割を重視し、整備・改修にあたっては、水辺環境の保全に努めます。

③周辺の緑の保全

- 1) 周辺の緑を町民の散策や子どもの遊び場、また、学校における環境教育の場などとして活用するため、町民主体の保全活動を支援します。
- 2) 身近な里山や農地等は農林業の振興によって保全を図ることを基本とし、生物多様性や景観の維持を図るために、ボランティア活動の受け入れなど、新しい担い手の確保や保全管理手法について検討します。

④自然環境の保全管理

- 1) 自然環境の多面的機能の保全と活用を図るために、町民や都市住民などが自然に親しむ場としての森林の整備を推進するとともに、自然環境の適切な保全管理を進めます。
- 2) 町民の自然環境に対する理解を深め、環境保全に積極的に関わっていくことができるよう、山梨県自然監視員や自然公園指導員を推薦していきます。

(2) フィールドミュージアム*づくりの推進

①体験フィールドづくりの促進

- 1) 多様な自然環境を活用し、豊かな自然環境を舞台に体験学習ができるフィールドミュージアム機能を整備します。

②ニューツーリズム*プログラムの提供

- 1) 豊かな自然環境に誰もが気軽にふれあうことができる、DX（デジタルトランスフォーメーション）*を取り入れた体験型ツーリズムプログラムの構築を目指します。

(2) 自然との共生

現状と課題



目標2-1

地球温暖化やオゾン層*の破壊をはじめとする地球環境問題、有害化学物質問題等が顕在化し、その対応が求められています。国は COP21*において採択された「パリ協定*」を踏まえ、温室効果ガス*について「令和12年に13年比46%減」という目標を掲げています。また、平成30年に公表された国連の報告書では、令和32年までに二酸化炭素(CO₂)の実質排出量をゼロにすることが必要としています。CO₂排出ゼロ実現には、個人の取り組みに加え、事業者(企業・団体・市町村等)の取り組みをより一層推進していくことが必要です。

本町では「身延町地球温暖化対策実行計画」を策定し、公共施設については、これに基づいて温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいます。また、複雑化・多様化する環境問題に対応し、生活環境・自然環境の保全、省資源、省エネルギー、廃棄物処理、町民意識の啓発など総合的視点に立った環境関連施策を計画的に推進するため、「分別収集計画」や「身延町一般廃棄物処理計画」を策定しています。

一方、本町には、太陽光発電設備が多く設置されており、今後も施設の導入が見込まれています。防災、景観、環境等に及ぼす影響を考慮しながら自然エネルギー資源(再生可能エネルギー*)を活用することが必要です。

基本方針

地球温暖化対策に率先して取り組むとともに、環境重視のまちづくりの強化に向けた総合的な指針を確立していきます。また、環境教育・環境学習を進め、環境保全活動を促進します。

施策

(1) 地球環境保全への取り組み

①環境にやさしいまちづくりの推進

1) 多様化する環境問題に対処するため、町民、事業者、行政が一体となってこれに取り組み、環境にやさしいまちづくりを進めます。

②地球温暖化対策の推進

1) 「身延町地球温暖化対策実行計画」に基づいた、省資源、省エネルギー、リサイクルなどの環境に配慮した取り組みを行政自らが率先して実行し、さらに事業所、住民へつなげることにより、地球温暖化に対するさらなる取り組みを推進します。

(2) 環境教育・環境学習と保全活動の推進

①環境教育・環境学習の推進

1) 町民・事業者・行政の環境に対する意識の高揚を図るため、学校教育や生涯学習、地域のコミュニティ活動との連携を図りながら、環境教育・環境学習を進めます。

②環境保全活動の展開

1) 身近な環境保全活動に自主的に取り組む町民、事業者等に、必要な資料や情報などを提供し、その活動を支援します。

(3) 環境にやさしい資源の活用

①クリーンエネルギーの活用

1) 本町の特性をいかし「再生可能エネルギー」を活用した環境にやさしい町づくりを進めます。

2 環境の保全

(1) ごみ処理・リサイクルの推進

現状と課題



目標 2-2

環境問題が地球規模にまで拡大する中で、身近な地域においても、町民の生活様式の見直しから地域の経済・社会システムの環境適合型への転換まで、総合的な施策が求められています。

本町においては、循環型社会の構築を目指した地域づくりを進めているところであります。特にごみ問題については、分別収集による可燃ごみ減量対策や資源化を図っています。今後ともさらに、ごみの減量化、一般廃棄物の適正処理に向けて研究・検討を進めていく必要があります。

平成18年度に分別の種類を増やし、現在のような分別収集になっていますが、町民のごみの分別やリサイクル活動への関心も高まる中で、各家庭で取り組むことのできる活動が盛んに行われており、環境改善に対する意識の高揚が見られます。しかし、生活環境・様式の変化に伴い、排出されるごみは多様化しており、一般家庭から出る可燃ごみの量はここ数年横ばいとなっています。

なお、ごみ収集は、指定のごみ袋により収集ステーション方式で行っていますが、可燃ごみの中に不燃ごみや水きりのされていない生ごみなどが混入しており、これが焼却炉の能力低下や設備の故障の原因の一つとなっているため、さらに分別の徹底を呼びかける必要があります。分別収集は、各家庭での取り組みが最も重要であることから、引き続き広報等による啓発活動を行い、分別の徹底を図るとともに、リサイクルを推進していく必要があります。

こうした中、広域的なごみ処理の推進として、平成30年3月に県が策定した「山梨県ごみ処理広域化計画」により、峡南衛生組合を含む3つのごみ処理施設の集約が決定し、令和13年度までに本町を含む11市町が新たなごみ処理施設（山梨西部広域環境組合）での処理に移行する予定となっており、移行に先がけ令和3年度より町が一般家庭ごみ収集運搬業務を開始しました。また、下水道整備や合併処理浄化槽の普及により、し尿の搬入量は年々減少傾向にありますが、峡南衛生組合では老朽化した処理施設を整備し、適正な処理体制の確立と施設の充実を図り生活環境保全の向上に努めています。

基本方針

循環型社会の構築を目指し、ごみの減量化と資源化などへの取り組みを強化するとともに、広域的な連携による一般廃棄物の適正処理を推進します。

施策

(1) ごみ減量、資源リサイクルの推進

①ごみの減量化・資源化意識の高揚

①) 町民、事業者、行政が一体となってごみの減量化・資源化に取り組むために、簡易包装やマイバッグの奨励など、身近なりサイクル活動を推進しながら意識の高揚を図ります。

②分別収集や収集システムの改善

①) 効果的なリサイクルシステムの確立に向け、資源ごみの分別収集や収集システムの改善等について、峠南衛生組合及び構成2町とともに、研究・検討を行い、ごみの減量化を推進します。

③一般廃棄物の適正処理

①) 「身延町一般廃棄物処理計画」を基に、峠南衛生組合及び構成2町と連携を図りながら研究・検討を行い、地域環境の保全に留意した一般廃棄物の適正処理を推進します。

④生ごみ処理の普及

①) 家庭における生ごみ処理の普及を図るため、電気式生ごみ処理機、生ごみ処理容器の購入者へ補助金を交付します。

(2) し尿の収集・処理の推進

①し尿の収集

①) 収集業者に対する一般廃棄物処理業の許可にあたっては、厳正な審査を行うとともに、適正な収集運搬を維持できるよう指導を図ります。

②し尿の処理

①) 地域の環境保全を推進するために、峠南衛生組合における適正なし尿処理を継続します。

③浄化槽の管理

①) 浄化槽の適正な保守・管理についての情報提供などに努めます。

(2) 環境衛生・美化活動の推進

現状と課題



目標2-2

ごみのポイ捨て、不法投棄などが本町の美観を損ない、生活環境を悪化させています。快適な生活環境を維持していくためには、町民自らが地域に対する環境美化意識を高めることが大切です。

ごみゼロ運動として、景勝地における本栖湖西岸クリーン大作戦、身延山クリーン作戦、地域における町内一斉美化運動などの実践活動を展開する中で、本町では、地区、学校、事業所などの地域清掃活動を支援するため、回収したごみの処理手数料を負担しています。

一方、山間地や人目の付かない場所での不法投棄は後を絶たず、対策として不法投棄が恒常的に行われている箇所に、不法投棄防止柵を設置するとともに、山梨県不法投棄監視協力員や本町の自然環境監視員などの協力による日常生活における監視活動を強化しています。また、公用車に不法投棄、野焼き禁止のステッカーを貼付し、職員による日常業務の範囲内での監視を行っています。

本町では、「山梨県生活環境保全条例」、その他環境関連法令等に基づき、公害防止に取り組んでおり、工場や事業所を起因とする大気汚染、水質汚濁などは大幅に改善されています。しかし、生活環境・様式の変化に伴う生活騒音、河川の水質汚濁等、町民の日常生活に起因する生活型公害の改善が求められています。

現在、町内では約600頭の犬が登録され、町の集合注射や動物病院において狂犬病予防注射の接種がされており、今後も引き続き集合注射の実施により接種を促していく必要があります。また、昨今、犬・猫についての様々な苦情が寄せられており、野犬については捕獲用檻の設置により対応し、また、飼い犬・飼い猫については適正飼養の啓発や県関係機関に協力し飼い主に対する指導を行っていますが、動物飼養の責務者である飼い主のモラルや動物愛護意識の向上が求められています。

基本方針

環境美化活動を展開するとともに、不法投棄対策の強化、公害防止や公衆衛生向上の対策を進め、快適な生活環境の維持に努めます。

施策

(1) 環境美化対策の充実

①環境美化活動の展開

1) 環境美化を推進するため、啓発・実践活動を展開するとともに、道路、公園、河川等の公共施設における清掃や美観の保持に努めます。

②不法投棄対策の強化

1) 不法投棄防止のため、防止柵の設置や監視パトロール体制などの整備を進めるとともに、関係機関と連携した対策を強化していきます。

(2) 公害防止対策の推進

①環境監視と指導の強化

1) 大気汚染や水質汚濁、騒音、振動及び悪臭等の防止のため、関係機関と連携した環境監視体制、指導等の強化を図ります。

②生活型公害の防止

1) 環境教育・環境学習を通じて、生活型公害の防止に向けた啓発を進めます。

(3) 動物管理指導の推進

①狂犬病予防の推進と管理の指導

1) 飼い犬についての登録、狂犬病予防接種など、動物の適正な飼養について啓発するとともに、野犬捕獲などによる、公衆衛生の向上と人と動物の快適な生活環境づくりに努めます。

3 美しい景観と憩いの環境

(1) 景観の形成



目標 2-3

現状と課題

本町は景勝地として、身延山久遠寺（都市計画*法における、風致地区）、富士箱根伊豆国立公園に指定されている本栖湖、山梨百名山のうち9山（ハ鉢嶺、七面山、身延山、富士見山、蛾ヶ岳、三方分山、竜ヶ岳、毛無山、三石山）、関東の富士見百選として本町北東部（林道折八古関線、本栖湖）及び本町西部（林道富士見山線、身延山）からの富士山景観などを擁し、観光をはじめ、参拝、トレッキング*や登山など多くの人々が訪れています。

一方、平成27年度に地元身延高校の生徒から、「町全体にしだれ桜を植栽し、しだれ桜の里にしたらどうか」と町長へ提案があり、クラウドファンディングを活用し、「しだれ桜の里整備事業」として、山梨県富士川クラフトパークなどへ植樹をスタートしました。平成28年度から植栽をはじめ、令和2年度末までに町内各所に5,200本以上を植栽したところですが、町内の各施設や企業、自治会も参画し、町全体の取り組みとして、しだれ桜の植栽を進めています。植栽したしだれ桜が、山梨県富士川クラフトパークを中心に、新たな観光資源となることを期待し、観光誘客に向けた取り組みを加速していきます。

また、日本三大急流の一つである富士川が本町の中央を北から南に流れ、両岸には市街地、その背後には山並みが迫り、身延町らしい景観を形成しています。本町のふるさと景観は、農林業を中心とした先人達の営みとともに、長年をかけて形成されてきました。歴史や伝統・文化の中で培われた生活の景観が、自然景観に溶け込むように、それぞれが美しく調和しています。JR 身延駅前にある「しようとん通り」は、平成元年に駅前地区商店街が主体となり「身延駅前通り街づくり推進協議会」を結成し、住民と行政が一体となって区画整理事業により整備されたもので、鎌倉時代をイメージした街路景観で統一しています。

また、門内商店街も風致地区内に立地し、「身延町門内活性化委員会」を中心に落ち着いた町並みづくりと活性化に取り組んでいます。その他、地域の自然資源であるホタルやしだれ桜、国指定史跡甲斐金山遺跡中山金山、句碑の里などをいかし地域の景観形成に寄与する地域づくり活動が行われています。

一方、急速に普及している太陽光発電施設による、景観の阻害、住環境の悪化、土砂災害等の発生が危惧されています。こうした自然景観、農村景観、歴史文化景観等が、地域のより大きな魅力となるよう「身延町景観計画」及び「身延町景観条例」により、適切な景観形成や誘導に努めます。

基本方針

豊かで多様な自然環境を背景にした美しいふるさと景観の保全を図りながら、太陽光発電等については、安全で安心な生活の確保と環境等との調和を図り、景勝地の景観形成活動や公共空間等の景観づくりを進めます。

施策

(1) 景観の保全と整備

①景観の保全

- 1) 「身延町景観計画」及び「身延町景観条例」に基づいた景勝地の景観保全や美しいふるさと景観を継承していきます。

②集落景観の整備

- 1) 美しい山岳・里山に立地する農村集落景観等に代表される自然・田園景観を守り育てていくために、農林業の振興施策と連携した景観保全、空き家や廃屋対策を含めた集落景観の形成に努めます。

③河川景観の保全

- 1) 富士川水系の良好な河川景観の保全を図ります。

(2) 景観に配慮した公共施設・空間の整備

①景観づくり事業の推進

- 1) 地域拠点景観づくり事業などにより、しだれ桜の里、ホタルの里、句碑の里等の整備を進めます。
- 2) 町民による主体的な景観形成活動への支援を図り、美しい景観づくりをさらに推進します。
- 3) 歴史文化景観の保全を図るため、景観形成地区の指定や町並み景観整備を図る事業導入を推進します。

②公共空間の景観づくりの整備

- 1) 周辺環境と調和した公共施設等のデザインの採用や、落ち着いた沿道景観の整備・誘導に努めます。

③統一サインの整備

- 1) 「身延町景観計画」に基づく統一サインなどにより、地域特性をいかした景観の創出を図ります。

目標2-3



(2) 公園・憩いの空間整備

現状と課題

本町には、道の駅みのぶ、富士川クラフトパーク、道の駅しもべ（下部農村文化公園）、湯町ホタル公園など交流拠点を兼ねた公園をはじめ、住民生活により身近な地区の小公園があります。

公園・緑地は、スポーツ・レクリエーション活動やコミュニティ活動の場、交流の場であり、快適な生活環境を創出する機能を有しています。そのため、だれもが親しみ、憩いと安らぎの場である公園の機能を適切に保持していくため、特に身近な公園については、住民との協働による効果的かつ効率的な維持管理が必要となっています。今後、豊かな自然環境に包まれた多自然居住空間に調和する居住環境を整備するためにも、公園や緑地の整備を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ち、だれもが利用しやすい設備の整備、効率的な維持管理に努めていく必要があります。

基本方針

町民及び観光客等の来訪者の憩いと交流、また、防災面を考慮した公園等の整備と有効活用を進めるとともに、町民参画による整備と地域協働の維持管理を促進します。

施策

(1) 公園・緑地の整備

①公園・緑地の整備と改善

1) 定住環境の整備、観光・交流の推進と連携した公園・緑地の整備を進めるとともに、町民ニーズに即した質の高い公園として再整備に努めます。

②ポケットパーク*や小緑地の整備

1) 住民の生活により身近な公園・緑地の整備を進めるため、集落環境の整備や防災対策等と合わせたポケットパークや小緑地等の整備に努めます。

(2) 地域協働の管理

①町民参画による整備と維持管理

1) 公園においては、町民が緑を感じ、親しめるようにワークショップ*等への、住民参画を促し、地域に根ざした公園づくりを町民とともに進めています。

2) 身近な公園への愛着心を高めるために、町民ボランティアや地区活動等の自発的な活動を積極的に導入し、より効率的かつ効果的な維持管理に努めます。



目標3 発展の活力づくり

1 基盤の強化

(1) 土地利用の推進

現状と課題

町域は、東西約24km、南北約25kmに広がり 301.98 km²の面積を有しています。土地利用は、宅地 3.64 km²(1.2%)、農用地 4.21 km²(1.4%)、森林 243.21 km²(80.5%)、その他 50.92 km²(16.9%)となっており、宅地や農地の割合が低く、森林等の占める割合が高くなっています。

近年の土地利用は、高齢者向けの福祉施設に関わる開発と中部横断自動車道建設に関わる開発が主なものとなっています。また、依然として耕作放棄地の増加が進んでおり、特に山間部農地の荒廃化と保育管理の行き届かない森林が目立っています。

このような状況の中、適切な町土管理に向け、地域に応じた土地利用と集約化、自然環境・景観等の保全管理、安全安心の実現に向けた防災・減災対策を進める必要があります。

また、中部横断自動車道が開通した波及効果を地域活性化に積極的にいかしていく土地利用を着実に進めなければなりません。なお、本町域には、農業振興地域、都市計画区域、自然公園区域などの指定があり、各関係法令等に基づき土地利用に一定の制限がなされ、約8割の面積を占める森林区域は、森林法をはじめとした関係法令等により、水源の涵養や災害防止を目的とした保安林指定区域など森林保全のための土地利用制限などが行われています。また、現在、身延町土地利用指導要綱により、3,000 m²以上の土地開発について事前協議を実施しています。

町では、県とも連携を図りながら都市計画法、自然公園法、森林法、山梨県景観条例、山梨県屋外広告物条例等により適切な開発が行われるよう誘導に努めていますが、今後とも無秩序な土地開発を抑制し、環境の保全を優先する対策を強化していくことが必要です。

このほか、土地利用の基礎となる地籍調査を継続していますが、広大な調査面積に加え、不在地主も多く、境界決定に時間を要するため、効率的な事業推進が必要となっています。

基本方針

土地を効果的にいかしたまちづくりを進めていくため、環境の保全と防災対策を重視しながら、利便性や生産性が高く、活力を生み出す土地利用を推進します。

また、土地利用と管理の基礎となる地籍調査の早期完了を目指して、着実な事業推進を図ります。



目標 3-1

施策

(1) 計画的な土地利用の推進

①計画的な土地利用の推進

1) 土地利用の指針を定めた「国土利用計画（身延町計画）」をはじめ、他の計画等に基づき、環境との共生や景観の保全、また、災害の防止など安全性に配慮しながら適正かつ計画的な土地利用を誘導します。

2) 開発行為に関わる規制の周知・啓発を進めるとともに、法制度、条例、指導要綱等により適切な開発指導を図ります。

②都市計画マスターplan*の策定

1) 機能的で良好な居住環境を創造するため、長期的な指針となる「身延町都市計画マスターplan」を県方針に即して策定します。

③都市計画の推進

1) 「身延町都市計画マスターplan」の策定により、都市計画用途地域の変更や住民の主体的な取り組みを基本にした都市計画法における地区計画手法などについて検討します。

④土地利用を視点としたまちづくりの検討

1) 長期的な観点から、中部横断自動車道インターチェンジの周辺整備や富士川護岸整備等による新たな土地利用・土地開発の可能性を検討していきます。

⑤遊休農地等の活用

1) 遊休農地等の活用を図るため、土地情報提供や斡旋機能の充実を関連機関等と連携して取り組みます。

⑥建設発生土の有効利用

1) 建設発生土等を有効活用するため、処理用地等の調査を進め、地域活性化を促進する新たな土地開発及び農産物の生産拠点等としての利用を図ります。

(2) 地籍調査の推進と情報活用

①地籍調査の促進

1) 土地の管理の基礎となる地籍調査の早期完了を目指して、着実に事業を推進します。

(2) 交通網の整備

現状と課題



目標3-1

(交通網)

本町の主要幹線道路は、令和3年8月に開通した中部横断自動車道、国道52号、国道300号、主要地方道市川三郷身延線及び富士川身延線からなり、富士川を横断して延びる6本の県道等が梯子状に接続され、西部、東部地域の往来を確保しています。

これらは、甲府方面、静岡方面へのアクセスと本町の生活基盤の中核となる道路網といえます。また、国道300号は富士北麓地域とを結ぶ観光ルートとしての役割も担っています。この基本的な道路網に町道・農道・林道等が付加され、大規模集落から中山間地域の小集落までを結ぶ全体的な道路ネットワークとして形成されています。ただし、大雨等の際には、急峻な山地と脆弱な地質等を切り開いて建設した道路であるため、土砂崩れ等数多く発生しています。また、これらの道路網は、こうした地形条件などから、雨量通行規制を受けやすく、防災工事の促進や通行止めの際の迂回路となる道路整備が課題となっています。

なお、本町は富士川により、町が東西に二分されており、富士川に架かる7箇所の橋梁は東西を結ぶ交通の重要基盤となっていますが、一部の橋を除いて老朽化が著しい状況にあります。本町は南海トラフ地震防災対策推進地域にも指定されていることから、富士川に架かるこれらの橋梁の耐震性確保及び落橋防止のための整備強化が喫緊の課題となっています。さらに、富士川両岸地域を結ぶ上下水道・通信網等管路添架も橋梁の耐震整備等と併せて進めるべき重要な課題となっています。今後も各地域間を結ぶ道路網の整備の構築を図っていく必要があります。

(中部横断自動車道)

町内には身延山インターチェンジ・下部温泉早川インターチェンジ・中富インターチェンジがあり、各インターチェンジへのアクセスを整備することにより利便性の高い道路を目指しています。この道路の開通により、本町と首都圏、東海・中部・上信越地方各地との時間・距離の短縮や交流圏域の拡大がもたらされ、物流の円滑化や観光客の増加など地域産業の活性化に寄与する効果や、災害時には沿岸部と内陸部を結ぶ命の道であり、緊急輸送ルートとしての機能確保などが期待されています。

一方、国道52号等の通行車輛の減少による地域経済への影響も懸念され、中部横断自動車道の波及効果を地域活性化に積極的にいかしていく取り組みを着実に進めていくことが重要になっています。

(国道・県道)

国道52号は、雨量通行規制の緩和を図る防災工事及び歩道等の安全対策等を進めていますが、防災幹線道路として工事の早期完成を求める必要があります。

国道300号は、富士北麓地域と富士川地域を結ぶ幹線生活道路であるとともに、観光道路としての機能も果たしています。しかし、現状では本栖湖までは多くの観光客が訪れ

ものの、本栖湖から先の富士川地域に足を延ばす観光客は少ない状況にあり、今後は魅力ある道路整備や沿道景観整備等を通じて観光客を富士川地域に誘導することも重要な課題です。今後、円滑な交通の確保に向けて、また、地域産業の振興等も視野に入れ、中ノ倉バイパス工事などさらなる機能の充実が必要です。

主要地方道市川三郷身延線は、狭隘なカーブと冬季の路面凍結などを解消するための三沢・市之瀬間バイパス構想の早期実現、中部横断自動車道中富 IC から国道300号線を結ぶ道路の建設、中部横断自動車道の残土を活用した国道52号の下山バイパスの建設、新飯富橋の建設などを国、県及び関係機関に要望しています。

一般県道は、未改良区間が多く、改良を進めていますが、急峻な地形であるため進みにくい状況にあり、また、不在地主も多く用地等の確保も困難になっています。今後、地域の理解を得ながら、改良事業の推進を図る必要があります。

(町道)

町道は、幹線町道である1級22路線、2級36路線、その他の町道684路線があり、集落間を結ぶ道路の改良と、きめ細かな生活道路の整備を進め、より体系的な道路ネットワークを構築していく必要があります。

(鉄道・バス等)

本町唯一の鉄道である JR 身延線は、通勤・通学の利用や観光客流動の大動脈ですが、その利用者は減少しています。しかし、地域における重要な交通基盤であるため、安全な運行と利用しやすいダイヤの確保による継続運行を推進する必要があります。

そのためには、沿線市町村との連携による観光での活用を促す PR 活動など、利用拡大のための諸事業の推進は今後も継続する必要があります。

なお、JR身延線を取り巻く環境変化として、リニア中央新幹線の開通が令和9年と発表され、リニア甲府新駅とJR身延線が近接していることから、今後重要な交通手段として注目されることが予想されます。

このほかに都市間交通機関としては、身延山と新宿を結ぶ高速バスが運行され、観光客をはじめ利用者等の利便性が改善されて来ています。

身近な交通手段については、路線バスに加えて町営バス・乗合タクシー・貸切代替バス（民間2社運行）等が運行し、交通空白地域の減少、高齢者等の移動手段の確保等の改善がなされて来ています。今後は、バス運行を軸として乗合タクシーや JR との乗り継ぎを考え、学生や高齢者など交通弱者のニーズに対応した効率的な運行を進めていきます。

基本方針

町外との交流を活発化する広域幹線道路網の整備の促進と、町内各地区の道路交通の円滑化、防災・安全を重視した整備を進めます。

また、鉄道・バスの公共交通機関の利用促進と利便性について、全町的な視点から向上を図ります。

施策

(1) 高規格道路整備の促進

①中部横断自動車道アクセス道路の整備

1) 中部横断自動車道へのアクセス道路の整備を促進します。

(2) 国道整備の促進

①国道52号の整備促進

1) 国道52号の安全性と利便性の向上や交通混雑解消等に向け、下山バイパス等、整備の促進を要請します。

②国道52号の工事目標の要請

1) 国道52号の降雨による通行規制の解消に向けた防災工事の促進再検討を要請していきます。

③国道300号の整備

1) 中部横断自動車道の全線開通効果をより高め、本栖湖を訪れる多くの観光客の富士川地域への誘客を図るため、バイパス建設も含め狭隘箇所の改良を強く要請します。また、安全性が高く道路からの自然景観等に魅力付けができるような特色ある沿道景観の創出に配慮した道路整備を要請していきます。

④広域観光道路の整備

1) 下部温泉から富士宮方面にアクセスする道路の整備を要請していきます。

(3) 県道整備の促進

①主要地方道の整備

1) 主要地方道市川三郷身延線の三沢～市之瀬間バイパス構想の実現や中部横断自動車道中富インターチェンジから国道300号線を結ぶ道路の建設など、安全確保と利便性の向上を要請します。

②橋梁架け替えの要請

1) 本町における道路網の強化を図るため、飯富橋等、老朽化した県道橋の耐震化に向けて架け替え等を要請していきます。併せて上下水道管路、情報管路等のライフラインの添架について設置要請します。

③一般県道の整備

1) 一般県道については、県道割子・切石線等、未改良区間や交通危険箇所の早期整備を要請していきます。

(4) 町道等の整備の推進

①重点的な町道整備の推進

1) 全町の体系的な道路ネットワークを強化する道路整備計画を策定するとともに、同計画に基づいて、整備優先順位を設定し、年次的改良・整備を着実に進めます。また、「身延町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の耐震化、落橋防止に努めます。

②都市基盤整備と連動した道路の整備

- 1) 集落における公共下水道事業や住宅・宅地等の住環境整備と一体化した町道の整備を進めます。

③町道整備等による迂回路の確保

- 1) 利便性や非常時対応など防災面の配慮も重視して、町道、農道、林道等を組み合わせ、幹線道路の迂回路としての機能を合わせ持った道路網を構築するため、行き止まり道路の解消や急カーブ・待避所等の改良整備を進めます。

④農林道の整備

- 1) 農林道の計画的な整備・維持管理により、道路ネットワークを強化します。

⑤道路整備計画への町民参画の推進

- 1) 道路整備の計画段階から住民が積極的に参画できる体制づくりを進め、地域のニーズに即した道路整備を進めます。

(5) 道路環境の整備

①交通安全を重視した道路指定の促進

- 1) 通学路や集落内の交通安全環境を強化するため、スクールゾーン等の指定検討を進め、安全、安心な交通環境を形成します。

②歩道の整備

- 1) 歩行者・自転車が安全に通行できる歩道整備を進めるとともに、特に通行が多い町道については、高齢者・障害者などだれもが安心して利用できる歩道空間の確保に努めます。

③地区コミュニティとの協働による道路環境の維持・管理

- 1) 地区コミュニティ活動との協働により、道路沿線の美化活動、台風などによる倒木や冬季における路面の凍結・積雪等の対策に努めます。

(6) 鉄道運行等の充実

①鉄道利用の促進

- 1) 利用増加に向けて、駅への町営バス乗り入れ及び施設整備等を進めます。
- 2) 身延線沿線近隣自治体との連携を図り、鉄道利用の促進と沿線地域の活性化に向け取り組んでいきます。

(7) バス運行等の充実

①バス交通の利便性と効率化の向上

- 1) 利用者ニーズに対応した利便性の高い運行系統、便数、運行時間帯や料金体系等の継続的な改善と路線網の充実を図ります。また、業務委託方式により効率的で専門的な安全策を備えたバス運行事業を検討します。

②公共交通の乗合タクシー等との連携

- 1) 乗合タクシー、町営バス、JR の利用について相互に乗継ぎを可能とし、人口減少等社会の変化に対応した交通手段の確保に努めます。

(3) 集落の整備

現状と課題



目標 3-1

本町では、集居集落が富士川沿い、およびその支流の中・下流域の平坦地に広がり、山間部の中小河川沿いや中山間地域には、小規模な集落が散在しています。

都市計画区域は、身延駅周辺地域と身延山地域から下山地域にいたる 3,707ha が指定され、うち身延駅前、梅平、門内の84ha が用途地域指定区域になっています。また、門内地域一帯は風致地区に指定されています。

このため、都市計画区域では、道路、公共下水道、土地区画整理など都市計画事業を進めてきましたが、下水道事業をはじめとする都市基盤整備など、長期的な指針に基づいたより秩序ある快適な居住環境の形成が課題となっています。特に、中部横断自動車道の波及効果をいかす土地の有効利用の推進、防災機能を強化する都市基盤の整備が必要です。

都市計画区域の長期的な整備方向を示す県策定による「山梨県都市計画マスタープラン（県マス、県土全域が対象）」・「都市計画区域マスタープラン（区域マス、都市計画区域が対象）」を踏まえた「身延町都市計画マスタープラン」を策定し、計画に即した都市基盤の整備を行います。

一方、農山村地域の集落においては、多自然居住空間としての環境や地域特性をいかしながら、上下水道や生活道路、交通機関など生活基盤の整備、防災機能の充実など定住環境の改善を図る必要があります。

特に、山間地の小規模集落では、過疎の進行と高齢者世帯の増加が著しく、空き家も増えて、集落コミュニティの維持が困難になっています。中でも増加を続ける空き家については、適切な管理がなされずに防災・衛生・景観等において地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

基本方針

本町における定住促進に効果的な都市計画の在り方や都市機能整備の指針を検討するとともに、各地域の特性をいかした集落環境の整備を進めます。

また、小規模集落の動向に対応した集落再編、生活基盤と防災機能の充実など、安心して生活できる集落環境の整備を進めます。

さらに、地区・地域・集落間相互のネットワークを強化する基盤整備を進めます。

施策

(1) 都市計画の推進

①都市計画区域等の整備

1) 中部横断自動車道の波及効果をいかしていくための都市機能の整備、定住促進に効果的な居住空間の整備などについて、長期的な視点から方向付けるため、「身延町都市計画マスタープラン」を策定し、都市計画区域や用途地域指定区域の整備を進めます。

②都市整備事業の推進

- Ⅰ) 住民主体の地区計画方法などを活用しながら、居住環境を改善する土地区画整理事業、歴史的な街並みと調和する観光拠点機能を強化する整備事業などを推進します。

(2) 集落環境の整備

①集落の生活基盤の整備

- Ⅰ) 上下水道や生活道路、交通機関などの生活基盤整備の推進と連動して、防災機能の充実など定住環境の改善を進めます。

②集落機能の再編

- Ⅰ) 集落機能の維持が困難な小規模集落については、集落間協力体制の構築、集落動向に対応する集落再編を進め、安心して生活できる環境を整えます。

(3) 地区間ネットワークの強化

①地域拠点の機能強化

- Ⅰ) 役場を中核拠点とし、区、組、公民館等の単位の地域を拠点として、まちづくり活動の支援を進めます。

②地域相互の連携を強化する基盤の整備

- Ⅰ) 各拠点をつなぐ道路、交通、情報等の維持・整備を進め、高齢化や小規模化が進む地区・地域・集落相互の連携を強化するネットワークを充実します。

(4) 地域情報化の推進

目標3-1

現状と課題



近年 ICT*（情報通信技術）が急速に進展し、パソコンなどの情報通信機器の普及や情報通信基盤の整備進展により、住民生活・地域社会の諸活動においても情報化が不可欠のものとなっています。

本町においては、山間地域に遅れが見られたものの、全域に渡って高速通信環境が整備されています。

本町ホームページは、各種行政情報や議会映像、富士山ライブ映像などが公開されており、また災害時に切り替わる「災害時情報発信サイト」の機能を有し、広く情報を発信しています。

令和2年12月に閣議決定された「デジタル社会*の実現に向けた改革の基本方針」において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。これによりデジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていく必要があります。

現在、やまなしくらしねっとにより電子申請・電子予約など一部の手続きが利用できますが、今後、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）*に基づくマイナポータル*の活用も含め、利便性の高い環境の整備を進めていく必要があります。

基本方針

急速に進展するデジタル社会に対応したまちづくりを進めていくため、地域情報化基盤の整備と維持管理、様々な媒体による情報提供の充実、電子自治体の構築による住民生活の利便性の向上に努めます。

施策

(1) 地域情報化基盤の整備

①情報基盤の充実

1) 町内においては民間業者により高速通信環境が整っています。今後も情報環境の変化をとらえ、引き続き環境整備を推進します。

②Wi-Fi*環境の拡大

1) 自由に多くの情報が入手できるように、Wi-Fi 環境の整備を推進します。また、Wi-Fi 環境の拡大を各関係機関に引き続き要請していきます。

③情報教育の強化

1) 情報基盤の整備に併せ、町民の情報教育の強化を図ります。

(2) 情報提供の充実と住民生活の利便性向上

①情報発信の充実

- 1) 本町ホームページを今まで以上に活用し、既存、新設もしくは変更された制度を生活カテゴリ別、担当課別に隨時掲載、更新します。また、同ホームページより行政手続きに必要な申請書を提供します。

②行政手続の電子化

- 1) 国が推進する「自治体 DX 推進計画」に基づき、デジタル技術や AI 等の活用により、住民票の写しの申請・交付手続きにコンビニ交付サービスを導入するなど、住民の利便性向上に努めます。また、行政サービスのデジタル化の基盤となるマイナンバー*カードの普及促進に努めます。

③情報セキュリティの強化

- 1) 身延町情報セキュリティポリシー*を基にした情報セキュリティ対策を実施します。

2 産業の振興

(1) 農林業の振興

現状と課題

(農業)

本町の農業は、59ha の経営耕地面積(平成27年農林業センサス*)において、899戸の農家(一戸当たりの経営耕地面積 6.6a)によって営まれており、総農家数の内、販売農家は76戸で兼業が多く、自給的農家は823戸と約9割を占めています。農業従事者については、高齢化の進行と担い手不足により減少傾向にあり、経営耕地面積及び農業粗生産額の減少や耕作放棄地の拡大も進行しています。加えて鳥獣被害が深刻化し、営農意欲の減退に拍車をかけています。

こうした中、本町では農業の衰退に歯止めをかけるために、特産品「あけぼの大豆」の振興に取り組んでいます。平成28年に設立されたあけぼの大豆振興協議会、あけぼの大豆拠点施設を中心に、生産力の向上、六次産業化*の推進、販路拡大やブランド力強化等を積極的に進めた結果、大豆の生産面積は年々増加し、地産地消が進むとともに県内外へ販路が広がり始めました。加えて、令和元年度に大嘗祭に供納したこと、「あけぼの大豆」の知名度はさらに上昇し、大豆栽培を目的とした移住者も増え始めています。

こうした状況を踏まえて、今後は農業用施設、ほ場*整備など農業生産基盤整備を進めるとともに、農地の集積、流動化の促進、国の制度を活用した集落営農支援を実施することで、耕作放棄地の抑制や農地の保全を図り、耕作条件の向上に努めます。

一方、道の駅や農林産物直売施設での販売や学校等での食育の推進により、地産地消に取り組むとともに、市民農園、リンクエージ農園を活用した農業体験や味噌づくり等加工体験、グリーン・ツーリズム*の推進など農業と観光・交流事業との連携をさらに進めることが必要です。

このほか、新たな担い手づくりとして、企業による農業参入、退職後の営農開始を促進するとともに、農福連携など、新たな施策に取り組むことも必要です。加えて、食の安全・安心に向けた環境にやさしい農業への取り組みや、スマート農業*の導入による機械化、省力化等を図るなど、生産者、消費者のニーズの把握に努め、農地の保全と活用を着実に進めていく必要があります。

(林業)

本町の森林面積は、24,319ha(身延町森林整備計画)で、町域面積の約8割を占めています。保有形態別では国有林 305ha(1%)、公有林 7,292ha(30%)、私有林 16,721ha(69%)で構成され、人工林率は約4割(9,324ha)となっています。林業経営体数(平成27年農林業センサス)は11戸を数えるのみで、減少の一途をたどっています。

木材価格が低迷する中で、林業経営意欲が減退し、また、林業労働力の減少と高齢化



目標 3-2

が進み、保育管理が実施されない放置山林が増加しています。このような森林の荒廃は、林業生産機能の低下とともに、水源涵養や土砂災害防止機能の低下、鳥獣被害の増加などをもたらすなど、大きな課題となっています。

本町では「身延町森林整備計画」を策定し、民有林を対象とした森林整備の推進、その基盤となる林道網の整備、林業従事者の養成、特用林産物の振興などを方向付けており、計画の着実な推進と、森林経営管理制度による森林整備が必要です。さらに、森林の持つ保健・休養・文化的機能に大きな関心が寄せられてきていることから、森林レクリエーション等の利用を含めた総合的な森林・林業の活性化を図る必要があります。

基本方針

農業生産基盤の整備による耕作条件の改善、多様な担い手の育成と営農体制の整備を推進するとともに、自給型農家等の生産を含めた地産地消の仕組みづくりなど農林産物の流通・販売の強化、観光・交流事業との効果的な連携を図るとともに、付加価値の向上を促進します。

また、林業生産基盤の整備、森林経営管理制度により森林の適正な管理を促進するとともに、林業経営体の育成を推進し、農地や森林が持つ水源涵養や土砂災害防止などの公益的機能の維持に努めます。

施策

(Ⅰ) 農業生産基盤の整備

①農業振興地域整備計画による適正な農地の管理

1) 「身延農業振興地域整備計画」により適正な農地管理を行います。

②農業基盤整備の促進

1) 農用地や良好な生産条件を確保するため、受益者や地域ニーズに対応し、農業基盤の整備を進めます。

2) 農作業の受委託や省力化の促進につながる生産条件を確保するため、農道、用排水施設など、ほ場条件の改善を進めるとともに、農地集積を促進します。

③鳥獣被害対策の推進

1) 生産者に対する鳥獣害防除資材の補助、特定鳥獣適正管理事業の実施、捕獲用の箱檻の設置等を通じて、農作物被害の軽減を目指します。

2) 鳥獣被害対策のため、野生動物との緩衝地帯に当たる里山の整備を地域住民との協働により推進します。

3) 集落環境の向上と農作物被害の軽減を目指し、中山間地域総合整備事業獣害防止柵設置工事を推進します。

(2) 担い手・農業経営組織の育成

①担い手の育成

- 1) 認定農業者や新規就農者をはじめとした担い手を育成するため、関係機関と連携して情報提供や技術普及などの支援を行います。

②農作業受託組織の育成

- 1) 農作業の受委託を促進するため、農作業受託組織の育成を促進します。

③農地の集積と集落営農体制の強化

- 1) 農地の利用調整と集積を進め、集落営農体制の強化を支援します。

④スマート農業の促進

- 1) スマート農業の促進や共同機械の整備など、省力化への支援を進めます。

⑤生きがい型シルバー農業の振興

- 1) 高齢農業者、休日農業者など、多様な担い手を育成する支援を進めます。

⑥企業・NPO 等の農業参入の促進

- 1) 農業生産組織の法人化、企業・NPO・ボランティア組織等の農業参入を啓発していくきます。

- 2) 企業の農園づくり、CSR(企業の社会的責任)*活動の受け入れを推進します。

⑦地域おこし協力隊員の受け入れ

- 1) 地域おこし協力隊員の受け入れを進め、新規就農者確保を進めます。

(3) 生産体制の強化

①特産品生産をいかす農業経営の展開

- 1) あけぼの大豆など身延ならではの特産物生産を強化し、農作業受託・請負の円滑化、特産品の製造・販売、農業の六次産業化など多様な農業経営を推進します。

②環境保全型農業の促進

- 1) 有機無農薬栽培など環境保全型農業、安全・安心な農畜産物の生産を促進します。

(4) 林業の振興

①林業生産基盤の充実

- 1) 林道、作業道の整備など森林施業の基盤整備を進め、維持管理に努めます。

②森林施業の合理化

- 1) 森林施業の合理化を図るため、林業機械の導入による作業の省力化、効率化を促進します。

③林業経営体の育成

- 1) 森林の保育管理体制を強化するため、森林組合など林業経営体の強化、担い手の育成に努めます。

④森林の適正管理

- 1) 森林の保育管理、広葉樹林の育林など森林の環境保全に努め、水源涵養はじめ土砂災害や河川氾濫の防止などの国土保全、鳥獣被害の防止など、森林の多面的機能を強化します。

⑤特用林産物の生産振興

- 1) 椎茸、山菜等の特用林産物の生産振興を図ります。

⑥間伐材の利用促進

- 1) 間伐材、竹木の利用促進など、新しい林産物づくりを促進します。

⑦鳥獣の生息環境の改善

- 1) 鳥獣による農産物被害対策の一環として、集落周辺の里山づくり、広葉樹林の拡大や植林地の混植など林相の転換を促進し、鳥獣の生息環境を改善します。

⑧森林整備の活動支援

- 1) 森林の有する多面的機能が充分發揮されるよう森林環境譲与税を活用するほか、企業の森づくり、CSR(企業の社会的責任)活動の受け入れを推進するなど森林整備を支援します。

⑨広域林道の整備

- 1) 林業振興や観光振興に資する広域林道(県営林道)の整備を要請していきます。

⑩森林経営管理制度の推進

- 1) 整備が進んでいない森林の資源活用については、森林経営管理制度により、計画的な森林の管理と整備を進めるほか、森林環境譲与税の使途の基本方針を定め、効率的な事業実施を図ります。

(5) 農林産物の流通・販売の強化**①小口農産物の流通確保**

- 1) 自給型・小規模農家が生産する少量多品目の新鮮農産物を、直売施設等に円滑に供給する地産地消の仕組みをつくります。
- 2) 農林産物の地域内流通の推進に加えて、都市部での定期的な産地直送販売やインターネット販売など地域外販売を促進します。

②農産物加工・食への展開

- 1) 地産地消の仕組みづくりの中で、生産・農産物直売・食品加工の施設整備などとともに、それに取り組むグループの育成と連携の強化を図り、「食」と「農」のネットワークづくりを進めます。

③スローフード*への取り組み

- Ⅰ)郷土料理や地域の特色ある野菜などの食材等を見直し、伝統的食材・料理を通じてゆっくりとした健康な生活を楽しむ「スローフード」への取り組みを進め、農産物の流通付加価値を高めます。

④加工分野の開拓

- Ⅰ)林産物や地域木材の加工分野の開拓を進めます。

⑤林産物の地産地消

- Ⅰ)地域木材の活用など、林産物の地産地消を促進します。

⑥環境関連ビジネスの推進

- Ⅰ)竹炭や竹粉碎屑肥料の販路拡大、木材資源等バイオマス*を活用した環境にやさしい取り組みの推進に努めます。

(6) 観光・交流との連携

①農業体験機能の充実

- Ⅰ)農業体験、教育ファーム*、企業の農園づくり、CSR(企業の社会的責任)活動や作物のオーナー制度等の充実を支援していきます。

②グリーン・ツーリズム及びエコツーリズム*の展開

- Ⅰ)農泊の推進、田舎暮らし体験機能の充実、農林産物を材料にしたものづくり体験や郷土料理の提供など、本町の特性をいかした体験プログラムの提供によるグリーン・ツーリズム及びエコツーリズムの受け入れ事業を展開します。

③農業をいかした交流

- Ⅰ)都市部の住民等を対象として市民農園、リンクエージ農園を活用した農業体験や二拠点居住*の推進など、田舎暮らしと就農希望者に対し農業に触れる場の提供を行い、近年増加している空き家の利活用と遊休農地等の再利用を図ります。

(2) 商業の振興

現状と課題



目標3-2

本町の商業（平成28年経済センサス・産業別集計・卸売業と小売業）は、事業所数185店、従業者数748人、年間商品販売額115億9,900万円で、事業所数及び販売額は減少傾向にあります。

特に、車社会などの進展に伴う商圈の拡大から、甲府都市圏の郊外型大型商業施設などへの購買力の流出が続いている、経営環境は一段と厳しさを増しています。JR身延駅前、身延山門内に商店街が形成されており、さらに国道52号沿いの西嶋や飯富にはホームセンターやスーパー、飲食店等の商業立地が見られますが、その他の地区は商店が散在している形態となっています。JR身延駅前にある、しょにん通りは、身延山に訪れる観光客等を主な対象とし鎌倉時代をイメージした街路景観で統一し、町民自らまちづくりに取り組んだ事例として、高い評価を受けています。このような中で、商工会では、「伴走型支援」による個社支援事業を展開し、個々の事業所の前向きな取り組みを促すとともに、販路開拓や新商品・新サービスの開発などの実現化を強力に支援しています。

しかしながら、商業事業者の後継者不足や高齢化により空き店舗が増加する中で、起業や事業拡大など、賑わいと活気があふれる支援策の検討が急務となっています。日常の消費生活を支える商業は、定住環境の充実において重要であり、地域における商業機能を確保するとともに、観光振興面との効果的な連携強化が必要です。

また、地域商業の振興には、商業者の経営意識と改善への努力とともに、他の産業分野等との連携も含めた商業者が持つ経営ノウハウをいかした共同事業の展開や地域通貨の普及など、地域環境の変化に即した取り組みが必要です。特に、高齢化が進む中で、移動手段を持たない高齢者に対応する買い物代行サービス等の新たな事業展開が必要です。また、農業や観光、交流や田舎暮らし、物産等のモノづくりと販売など、商業関連の事業分野を開拓、起業できる体制を整えていく取り組みも必要です。

また、「身延町中小企業・小規模企業振興条例」に則り、行政、企業、金融機関及び町民等の役割を明確にし、中小企業等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本町の経済の持続的な発展及び町民生活の向上を図っていきます。

基本方針

定住環境に不可欠な商業機能の充実を図るため、商工会等との連携による住民生活に密着した商業活動、観光や地域間交流と連携した商業活動など、商業者の共同事業や新たな事業分野への取り組み、新たに起業する者を支援します。

施策

(1) 事業分野の拡大

①新規創業の支援

- 1) 空き店舗等を活用したチャレンジショップ*等の事業、観光関連事業の起業など、関係団体と連携し、地域雇用を創出できるような制度を組み立て、支援体制を整備します。
- 2) 観光と連携した商品開発への支援や、新商品等の販路の拡大について、商工会等と連携し取り組んでいきます。

②まちづくり活動と連動する商業展開の促進

- 1) 乗合タクシーを活用した、移動手段を持たない高齢者対策や、宅配や出張サービスなど町内消費者の購買利便性の改善を図る取り組み、地域特産品づくりと連携した活動など、地域課題と連携する活動を支援します。
- 2) インターネット取引のトラブルや高齢者の生活不安、将来不安を逆手に取った詐欺商法など、近年消費者を取り巻く様々な問題が発生しています。消費者の不安を取り払い、町民の安全安心な暮らしを確保していきます。

③コミュニティ・ビジネス*の促進

- 1) 商業者が持つ経営ノウハウをいかし、コミュニティ・ビジネス起業への商業者の事業参画を促進します。

④事業承継の支援

- 1) 企業、事業者等の後継者対策のため、商工会等と連携するほか、国等の事業承継支援制度を活用して、円滑な事業承継を支援します。

(3) 工業の振興

現状と課題



目標 3-2

本町の工業（令和元年工業統計4人以上の事業所）は、事業所数25、従業者数765人、製造品出荷額等186億1,111万円であり、平成26年調査時と比較し従業者数、製造品出荷額等は増加しています。

身延工業団地・峠南地域中核工業団地には、金属、プラスチック、木材・木製品製造業等の工場が立地しており、町内雇用の場の拡大に大きな役割を果たしています。

現在、製造業は、人口減少に伴う労働人口の減少とマーケットの縮小、AIやIoTといった最新技術の導入、次世代への高い技術力の継承など大きな課題を抱えながら第四次産業革命の時代を迎え、世界規模での激しい競争の中に置かれており、事業進展への支援が必要です。

一方、令和3年8月に開通した中部横断自動車道は、企業のロジスティックス*の向上に大きな効果が期待されています。

今後も、国道52号や国道300号の防災対策による物流基盤の整備や企業の設備投資に対する助成、税制面での支援を継続するなど、企業進出、事業進展を一層推進することで、地域経済活力の維持や向上による町民生活の安定に向け、雇用を「つなぎ」、「まもる」企業の誘致、工業の振興を図ることが必要です。

基本方針

各種支援制度を活用しながら、既存工業の経営安定化の促進、企業育成に努めます。

また、企業誘致に向けた用地の確保、立地環境の充実に努め、環境負荷の少ない企業等の誘致活動を進めます。

施策

(1) 地域工業の育成

① 経営基盤の強化

1) 商工会など関係機関との連携により、企業の経営基盤を強化するため、国・県の各種支援制度を活用した企業の経営改善、設備投資、製品開発や技術開発などを促進し、企業の安定経営を支援します。

② 新規事業等への支援

1) 新規創業や新規事業化に関する国・県等の支援制度についての積極的な情報提供を行うとともに、産学間連携や企業間相互の情報交換、共同研究、異業種交流などを促進し、企業育成を図ります。

(2) 企業の立地促進

①企業誘致条件の整備と環境改善

- 1) 工業団地等への地元雇用率の高い優良企業の誘致を積極的に推進するため、企業支援制度の充実や用地情報の提供など、企業立地の環境整備を進めます。
- 2) デジタル社会の進展による多様な働き方として、テレワークの進展を受け、本町の地域資源が活用されるサテライトオフィスなどの誘致を進めます。

②優遇税制の継続

- 1) 町税の不均一課税による減収分を国が補填する制度を活用し、固定資産税の課税免除の運用を継続します。

(4) 地場産業の振興

現状と課題



目標3-2

本町には、伝統技術をいかした地場産業として、西嶋和紙や印章業などが継承されています。また、「あけぼの大豆」や「ゆば」など、本町の風土に根ざした特色ある特産品の生産も行われています。しかし、地場産業を取り巻く環境は、消費者ニーズの多様化、技術革新や情報化の進展により大きな変化を見せており、地場産業が今後さらに成長を続けていくためには、こうした変化に的確に対応していく必要があります。西嶋和紙については、今後とも和紙の里との効果的な連携を図るとともに、技術を伝承する後継者の育成、新製品の開発や調査研究、販路拡大などブランド化への取り組みが必要です。

印章業については、後継者が少なく、社会情勢による需要の低迷も続いていること、後継者の確保とともに、特色ある製品づくりや販路の拡大を進める必要があります。特産品についても、これまでの取り組み実績を踏まえながら、地域の資源や農林産物を効果的に活用した製品開発や販路開拓、農工商の連携による六次産業化やワーケーションを取り入れるなどの、新たな振興策を推進していく必要があります。

地場産業の振興に関する基本姿勢として、「より付加価値の高い製品を生産するよう、その促進に努めること」「自らの工夫と戦略により製品を作る、自立・提案型企業になること」「企業自らが人財を育てるとともに、人財が集まるような魅力ある職場づくりを進める、人財集積型産地の形成を目指すこと」の3つを柱とし、地場産業の振興を図っていきます。

基本方針

伝統技術の継承に努めるとともに、新たな製品開発や販路開拓、観光・交流分野との連携などを強化し、地場産業の振興を図ります。

施策

(1) 伝統産業の振興

① 西嶋和紙や印章業の振興

- 1) 各種支援制度を活用しながら、西嶋和紙振興事業補助金、地場産業振興支援事業などにより新たな商品開発などを支援します。
- 2) 西嶋和紙などの伝統的な地場産業の振興のため、商工会等を中心に町内の各観光地との連携やインターネットによる都市部への販路の拡大・開拓を促進します。
- 3) 効果的なPRにつながる篆刻体験など、伝統産業と親しむ機会を増やすなど、観光・交流の分野との連携を強めます。

(2) 特産品づくりの推進

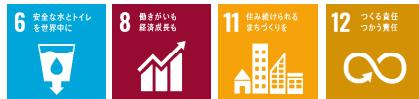
① 地域資源の効果的な活用

- 1) 地域資源活用促進法に基づき、特産品づくり等への取り組みを積極的に支援するとともに、コミュニティ・ビジネスなどの事業組織の設立と起業を促進します。

- 2) 農業者を中心に、商工会や農協などがコーディネート役となり、農工商連携を推進し、あけばの大豆の地理的表示(GI)保護制度*への登録と運用、ゆば、椎茸、味噌などの「身延ブランド」のさらなる育成・定着に努めます。

(5) 観光の振興

現状と課題



目標3-2

本町の地域経済の活性化に果たす観光の役割は大きく、観光・交流客を拡大する取り組みをさらに強化するとともに、観光や地域間交流に関連して地域経済効果を生む仕組みづくりが課題となっています。

本町の観光は、北には西嶋和紙をテーマとした西嶋和紙の里のある「中富エリア」、東には富士山世界文化遺産の構成資産であり、千円札のデザインである本栖湖、1300年の歴史を誇る下部温泉郷や国指定史跡甲斐金山遺跡中山金山のガイダンス館として立地している甲斐黄金村・湯之奥金山博物館のある「下部エリア」、また、南には日蓮宗総本山身延山久遠寺がある「身延エリア」の三つのエリアに区分できます。観光客の動向は、身延山・下部温泉周辺で年間約135万人が訪れていますが、世界情勢の変化とともにインバウンド*観光客が減少し、また国内観光客も減少しています。

観光資源としては、身延山と下部温泉のほか、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館、富士川クラフトパーク、西嶋和紙の里体験施設、さらに本栖湖アクティビティ*、富士山の眺望を誇る山岳トレッキングコース、JR 身延線駅周辺散策コース・トレッキングコース、道の駅しもべ（下部農村文化公園）、みのぶゆばの里、一色のホタルの里など数多くあり、それぞれに誘客イベントも実施され、また近年ではアニメツーリズムによる新たな観光資源が創出され、日本全国から観光客が訪れています。体験志向の高まりを背景に、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館の砂金採り体験、西嶋和紙の里の紙漉き体験など各種体験メニューを提供し、また、特産あけぼの大豆の枝豆産地フェア、ゆばづくり、味噌づくり体験を実施とともに、さらに遊休農地を活用した市民農園、リンケージ農地など農業体験の場を提供し、都市住民との交流を促進するなど関係機関と連携した事業を実施していますが、このような取り組みをさらに強化する必要があります。

こうした中、平成30年2月にリニューアルオープンしたみのぶ自然の里を観光情報発信拠点とし、観光や交流、田舎暮らし等の様々な情報発信を強化しています。

また、中部横断自動車道の開通によりインフラ*基盤が整備され、都市部からの交通アクセスが向上することで単なる通過点とならないよう滞在型観光への転換が求められるため、体験型観光コンテンツの充実や周遊ルートの造成など観光客の積極的な受け入れ体制の整備などが必要です。

一方、インバウンド対応にも目を向け、観光資源相互の連携による観光プログラムの開発など観光の魅力を強化し、来訪者を迎える環境づくりの整備も求められています。

なお、近年の社会情勢の変化により、SNS*を通じた非接触型の観光プロモーションの展開や観光情報を一元化したwebサイト等を通じ、本町の観光資源などの魅力をきめ細やかに情報発信し、旅行者の行動をさらに促進し、雇用の維持・創出を基軸とした地域内消費の拡大による活性化に効果的に結び付けていく必要があります。

基本方針

豊かな自然と歴史文化、多様な地域資源をいかした観光の魅力づくりを促進するとともに、観光推進体制の強化や各種観光事業を推進し、観光振興による地域経済効果を生む仕組みづくりを一層強化し、観光立町を実践していきます。

施策

(1) 観光推進体制の強化

①観光推進組織体制の整備

- 1) 観光関係団体の活動を育成するとともに、体制を強化します。
- 2) 観光をけん引していく創造性を持ったリーダーを育成し、観光関係団体との連携事業を強化するとともに、民間活力を積極的に取り入れていきます。
- 3) みのぶ自然の里のリニューアルにより、豊かな自然と歴史・文化などの資源をいかした体験型、交流型観光プログラムの開発を、民間活力等を積極的に活用し、企画します。

②広域観光づくりの強化

- 1) 富士川地域に立地する身延町・市川三郷町・富士川町・早川町・南部町の5町をはじめ、関係機関、団体等が官民一体で広域的な連携をとり、富士川地域の広域観光コースづくりなど中部横断自動車道の開通による効果を活用した連携事業を強化し、峡南地域への誘客を図ります。

③観光情報の発信

- 1) 各種メディアやインターネット、SNSによる情報の発信、PR活動を強化し、幅広い観光客の誘致に努めます。

④観光受け入れ体制の整備

- 1) 体験学習において観光受入れ機能を強化するため、ボランティアガイドの育成や組織化を支援し、来訪者との交流を促進します。
- 2) 各観光地との連携の観点から、修学旅行・林間学校等の教育旅行の受け入れ体制整備を推進します。

⑤外国人観光客の誘客

- 1) 広域的連携の中で、世界文化遺産構成資産の本栖湖や身延山などの観光資源について、SNSなどを活用し、インバウンド観光客に向けたPRを推進します。また、中部横断自動車道の開通をいかし、新たな観光ルートを提示するなど積極的にPRしていきます。

(2) 観光地の整備

①観光資源の発掘・整備

- 1) 豊かな自然や文化・歴史遺産等の点在する既存の観光資源を活用するとともに、新たな観光資源の発掘・整備を行い、個々の観光資源を効果的に結ぶ、周遊ルートの開発に努めます。

②景観づくりの促進

- 1) 地域拠点景観づくり事業などにより、しだれ桜の里、ホタルの里、句碑の里をはじめ特色ある里づくりの整備を進めます。

③観光基盤施設の整備

- 1) 観光の基盤となる、観光サービス施設の整備（駐車場、トイレ、案内所等）を促進します。

(3) 観光プログラムの開発

①体験機能の整備

- 1) 体験型施設の機能充実を図るとともに、相互の連携を促進し、一体的な活用を進めます。

②グリーン・ツーリズムの展開

- 1) 農業体験・民泊等田舎暮らし体験、農地や作物のオーナー制度、農林産物を材料にしたものづくり体験など、農工商が連携して六次産業化によるグリーン・ツーリズムを展開します。

③エコツーリズムの展開

- 1) 国立公園となっている本栖湖畔の豊かで多様な自然環境のなかで、都市部との交流を含めた環境講座や自然体験ツアーの開催などを通じて、エコツーリズムプログラムを提供します。

④温泉保養プログラムづくりの展開

- 1) 温泉関係事業者を中心に、保健・保養医学関係機関と連携し、温泉効能をいかした健康づくりプログラムの開発やワーケーションの場の醸成を進めます。

⑤国際化対応の観光地づくりの展開

- 1) 外国人観光客に分かりやすい観光ガイドの育成、外国語併記のサインや案内板の整備等、関係組織と連携し、町民の理解と協力を得ながら国際化対応の観光地づくりを進めます。

(4) 観光事業連携の促進

①観光関連商品の開発支援

- 1) 関連事業者や団体等との連携により特産品のPR及び販売拡大を図るとともに、地域資源を活用した郷土色豊かな個性ある新たな特産品・土産物、料理の開発を積極的に支援します。

②関連事業者と連携した商品づくりの促進

- 1) ニューツーリズムの受け入れ体制等の整備に対応し、旅行会社や鉄道事業者等との連携強化により、町内観光施設利用や宿泊を効果的に組み合わせた、個人向けの旅行商品など、観光商品の開発を促進します。

③事業おこしの支援

- Ⅰ) 民間活力を活用した、新しい観光プログラムの開発や観光客受け入れ組織の整備、都市部等との交流企画など、新たな観光交流関連の事業おこしを支援します。

(5) 水辺・水産資源の活用

①水産資源の確保

- Ⅰ) 河川・湖や水辺の環境保全を図りつつ、水産資源の確保に努めます。

②内水面漁業組織の育成

- Ⅰ) 富士川漁業協同組合等の内水面漁業組織を育成します。

③遊魚の振興

- Ⅰ) 観光・地域間交流と連携した釣り等の遊魚の振興を図ります。

④本栖湖の活用

- Ⅰ) 富士山世界文化遺産の構成資産である「本栖湖」の優れた環境をいかした多様なレジャー機能の整備と河川の有効活用を促進します。

3 起業支援と就労の場の確保

(1) 新たな事業おこしの推進

現状と課題



目標 3-3

定住促進のためには、就労・雇用の場の創出が不可欠となります。

地域の特産品あけぼの大豆をいかした雇用創出に関しては、ブランド化の確立、生産量の増加、六次産業化を進めることにより、新規就農者その他、加工品製造従事者として就労の場の確保を行っています。

交通利便性の向上など本町の優位な条件をいかした企業等の誘致は重要ですが、経済のグローバル化が進む中で、町外からの誘致は容易ではなく、また、企業の合理化が進む中で雇用の増加も多くは望めません。このため、観光立町によるまちづくりを推進し、観光の充実を図り、それに伴い、起業と就労・雇用を増やしていくことが必要です。

また、身延竹炭企業組合、企業組合みのぶゆばの里とよおか、大島農林産物直売所管理会などの特産品生産施設と直売所を運営する先導的な事業体が活動していますが、このように各産業間、異業種が横断的に連携しながら、本町が保有する資源に改めて目を向けて、新たな付加価値を生み出す事業分野の開発による産業づくりが重要な課題になります。

サテライトオフィス、関係人口*、二拠点居住など地域住民との関係性を持ち、地域資源（労働力、原材料、技術力等）を活用した事業は、生産世代はもとより高齢者、主婦などの雇用の場の創出、経済的な事業おこしに対応するものであり、一層の推進を図ることが大切です。

基本方針

産業間連携による新規事業の開発や新たな産業創造と、就労・雇用の場の創出につながる事業おこしへの積極的な支援を進めます。

施策

(1) 産業間連携の促進

①事業おこし活動の推進

1) 産業間の連携、異業種交流を強化とともに、JA、森林組合、農業法人、商工会など産業団体間の情報交換を支援し、産業振興や事業おこしに向けての研究開発活動を促進します。

②産業複合型の事業化促進

1) 観光体験プログラムやモノづくり事業など産業複合型の新規事業の開発や起業への支援を進めます。

③特産品販売施設の連携

1) 各特産品販売施設相互の連携とインフォメーション機能の充実を図ります。

(2) 起業の促進と支援

①新たな産業創出の研究支援

1) 新たな産業創出と育成、地域内の就労・雇用に貢献する起業を促進するため、各種団体、自治会等集落組織、産業団体等における学習会、話し合い、ワークショップなどを通じて、事業おこしの可能性を研究する活動を推進します。

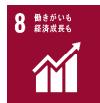
②起業支援の強化

1) 起業講座の開講、既存の事業に体験研修的に参画できるプログラムの実施、新たな補助金制度による事業おこし支援などを推進します。

③多様な事業組織の育成

1) 事業内容に応じて任意団体、自治会、NPO、組合、一般法人等、事業を担う多様な組織形態を検討します。

(2) 就労環境の充実



目標 3-3

現状と課題

本町の就業者総数は5,843人(平成27年国勢調査・常住地による・分類不能含む)で、減少を続けており、15歳以上人口に占める就業率も、人口の高齢化を背景に低下を続けています。農業を主とする第一次産業就業者数(231人、4.0%)は急激に減少を続けており、特に就業者の高齢化も進んでいます。第二次産業(1,838人、31.5%)や第三次産業(3,741人、64.0%)の就業者数も、ともに減少していますが、第二次産業の構成比率はやや減少、第三次産業の構成比率は拡大を続けています。

本町は古くから農林業を基幹とし、多くの参詣者が訪れる身延山と下部温泉郷等の観光地があることから商業・サービス業が発展し、さらに近年は造成した工業団地への企業誘致により、雇用の場を拡大してきました。

また、町外周辺地域への通勤就労は、広域的な雇用動向にも影響されますが、甲府市等近郊地域への通勤が増えています。本町の定住促進にとって、就労環境の充実は大きな課題であり、これまで地域産業の振興対策に努めるとともに、ハローワークなどの関係機関と連携した雇用情報の提供や勤労者福祉など雇用労働対策を進めてきました。

今後も、人・モノ・情報が行き交う施策を展開し、より働きやすい職場環境の実現、福利厚生の改善などを促進していくとともに、町内での身近な就労・雇用の場の創出に取り組むことが必要です。また、中部横断自動車道の開通により、周辺地域への通勤就労の環境改善も重要な取り組みとなります。一方、高齢者層や定年退職者の就労・雇用の場をつくり出すとともに、女性の就業志向、働く女性の拡大に対応する職場や就労環境、子育て環境の改善が重要であり、U・J・Iターン*をさらに促進・加速させるとともに、経験をいかしめる就業や起業及び定住を支援し、地域産業の担い手を育成することも重要です。

基本方針

関係機関と連携しながら勤労者が働きやすい職場づくりを促進するとともに、町内企業の経営の安定、企業等の誘致、通勤環境の整備、また高齢者や女性の就業機会の拡大など、定住促進と連携する就労・雇用の場の充実に努めます。

施策

(1) 勤労者福祉の充実

①勤労者の福利厚生の促進

1) 勤労者が健康で、安心して就労することができるよう、保健・福祉対策の充実や福利厚生施設の利用を促進します。

②働きやすい職場づくり

1) 商工会等との連携を図りながら、雇用労働条件の向上や仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを促進します。

(2) 雇用・就労の安定

①雇用情報の提供と技能習得の促進

1) 関係機関と連携し、広域的な求人・雇用情報の提供に努めます。また、職業訓練校等での技能習得や生涯学習での職業人実践講座等の受講を促進します。

②町内雇用の促進

1) 地域での雇用・就労環境の向上を図るため、企業の経営安定化の支援を進めるとともに、中部横断自動車道の開通による効果を見据えた、工業・流通業等の企業誘致を推進し、町内雇用の場の充実に努めます。

③就業機会の拡充

1) 高齢者や女性、U・J・I ターン者などの経験や技術をいかしうる雇用・就労の場の拡大を促進するとともに、コミュニティ・ビジネス等の起業を支援します。



目標4 学びの人づくり

1 まちづくりを支える人づくり

(1) 生涯学習の充実

現状と課題

本町では、町民が自主的に生涯学習に取り組むために生涯学習推進体制の充実を進めています。しかしながら、人口減少による集落公民館活動の停滞や新型コロナウイルス感染症による施設利用の低下など生涯学習全般にわたりコミュニティ機能の弱体化が進み、本町の生涯学習の推進において厳しい環境下ではありますが、自己啓発や自己充実を目指す人づくりを基本に自主自立に向け取り組んでいます。

生涯学習施設としては、身延町立図書館、中央公民館、地区公民館（中富総合会館、身延町総合文化会館）、公民館分館（下部3、中富5、身延4）、さらに集落公民館（下部49、中富27、身延38 ※休館・活動なしを除く令和2年度数値）があり、また、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館、西嶋和紙の里、みすきふれあい館、歴史民俗資料館、木喰の里微笑館などは地域の特色をいかした生涯学習の拠点となっています。

身延町立図書館では、全てのサービスの基本となる蔵書の充実に努めるとともに、町民の読書活動推進のため、各種事業の開催、地域資料のデジタル化と公開、公民館図書室や学校図書館との連携、「身延町子ども読書活動推進計画」の実施、図書館ボランティアの育成とその活動支援などを今後も継続させながら、“地域を支える情報拠点”としての機能強化をさらに図っていきます。

生涯学習事業については、各種団体の活動が縮小する傾向のなか、自主企画講座の周知に努めています。

また、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館や西嶋和紙の里、みすきふれあい館などの主催講座に加えて、身延山大学と公開講座を共催しています。

公民館分館事業は、各地域の特色をいかした事業を自主運営のもと進めており、地域に根付いた伝統や文化を伝承する指導者の発掘と養成、学習ボランティアグループの育成、学習情報の整備と提供などを進め、町民の自主的な活動を促進するための支援体制を強化していくことが必要です。

基本方針

生涯学習の推進体制と学習拠点を整え、自主活動を促す情報と学習機会の提供の充実を図り、幅広い世代における様々な生涯学習活動を支援、推進します。

施策

(1) 生涯学習推進体制の強化

①学習指導者等の育成・支援

- I) 生涯学習活動のけん引者となる指導者や活動に携わるボランティアグループの育成・支援に努めます。



目標 4-1

②学習団体への支援

- Ⅰ) 自発的意志により学習活動している団体は生涯学習に不可欠であり、これらの団体などの自主的活動を促進するための支援を行います。

(2) 学習情報の整備・提供

①学習情報の整備

- Ⅰ) 各種地域資料の保存、集積を進め、資料のデジタル化による学習教材化などの整備を進めます。

②学習情報の提供

- Ⅰ) 身近なところで生涯学習に取り組めるように、公民館、町内の学習団体及び個人への学習機会や学習指導者等の情報提供に努めます。

(3) 学習機能の整備

①学習施設の機能充実

- Ⅰ) 町民相互及び町外との交流拠点として、また、多様な学習の場として生涯学習施設、公民館施設等の機能充実を進めるとともに、施設間のネットワークの充実を進めます。

②図書館機能の充実

- Ⅰ) 本町の情報拠点となる身延町立図書館の機能整備を進めるとともに、公民館図書室や学校図書館等とのネットワークの推進を図り、図書館サービスの充実に努めます。

③施設開放及び利用の利便化

- Ⅰ) 学校教育施設の地域開放を進めるとともに、地域情報化と連動した施設利用などの予約システムを導入します。

(4) 学習施設管理・運営の充実

①学習施設管理体制の充実

- Ⅰ) 公民館分館の自主運営による活動を支援し、生涯学習施設の目的に応じて、運営管理体制の最適化に取り組みます。

(5) 学習活動の支援

①学習機会の提供

- Ⅰ) だれもが興味と必要性に応じた学習プログラムに参加できるよう各種の学習事業を開催し、生涯学習への意識高揚を図ります。また、長年培った優れた経験・知識・技術等の成果をいかし、身近な講師が企画した自主企画講座により町民の主体性を重視した学習機会が提供できるよう努めます。また、発明クラブなど児童生徒の創造性を育む学習機会の提供に取り組んでいきます。

②地域資源をいかす学習の企画

- 1) 甲斐黄金村・湯之奥金山博物館、西嶋和紙の里、みすきふれあい館等を町民の生涯学習拠点として効果的に活用するとともに、これらの施設や文化財等の地域資源を教材とする学習プログラムの企画を進めます。

③放課後学習活動の充実

- 1) 平日における放課後の時間を利用した「放課後子ども教室」の開催に向けて、学校や放課後児童クラブと連携していきます。

(2) スポーツの振興

現状と課題



目標 4-1

本町には、体育館、グラウンド、野球場、テニスコート、弓道場、武道館など社会体育施設26施設と、学校施設（グラウンド、体育館）が各地区に点在し、施設ごとの利用者による自主管理を基本とした管理運営体制にあります。しかし、施設全体の管理運営面の統一が必要となっています。スポーツ協会専門部の競技スポーツをはじめ、スポーツ推進委員の企画によるスポーツ教室、イベント開催などにより町民一人いちスポーツの普及に努めているほか、青少年のスポーツは、スポーツ少年団8団、クラブチーム（中学生）1チームも独自の活動を展開し、団員数は減少傾向にあるものの活動は盛んに行われています。

今後も、生涯にわたってスポーツを楽しみ、生きがいづくりや健康づくり、また、住民相互の交流にいかしていくことができる環境を整えることが重要です。そのため、競技スポーツに加えて、老若男女を問わずだれもが取り組める軽スポーツの導入を進め、様々なスポーツを自由に選択できる場の提供を目指し、健康増進を目的とした新たなスポーツ施設の整備や老朽化した施設の整理統合などスポーツ環境整備に取り組むとともに、スポーツ指導者の育成をはじめ、スポーツ協会専門部や各スポーツ団体への支援体制を強化し、スポーツ活動への参加を推進していく必要があります。

基本方針

スポーツ施設の整備と有効な活用を進めるとともに、町民一人いちスポーツの普及やスポーツ団体の活動を支援し、生涯にわたる健康づくりのためにスポーツを楽しむことができる環境整備に努めます。

施策

(1) スポーツ施設の活用

①スポーツ施設等の充実

- 1) 社会体育施設の適正な維持管理に努め、施設の管理運営の充実と効率化を図ります。
- 2) スポーツジム・健康増進施設を整備し、スポーツや温浴を利用して、町民等の健康保持や体力向上等を図ります。

②スポーツ施設の有効利用

- 1) 施設の有効利用と見直しを進め、多用途への活用を研究します。

(2) スポーツ指導者の育成・確保

①指導者の育成

- 1) スポーツ推進委員の育成を図るとともに、各種の指導者の育成や資質の向上を進めます。

②指導者の確保

- Ⅰ) 各種スポーツ・レクリエーション指導者について、幅広い人財を確保するスポーツ指導者バンク*の活用などを通じて、指導者の発掘、後継者の養成に取り組みます。

(3) スポーツ活動への支援

①スポーツ教室の開催促進

- Ⅰ) 生涯スポーツ振興のため各種スポーツ教室の開催を支援し、町民一人いちスポーツなどの普及を促進します。

②競技スポーツの振興

- Ⅰ) スポーツ協会の育成を図り、各種競技の指導レベルの向上、各種大会への出場奨励や大会誘致を進め、競技スポーツの振興に努めます。

③スポーツ少年団等への支援の推進

- Ⅰ) 町内において活動しているスポーツ少年団やクラブチーム（中学生）に対し、その育成を図り、支援していきます。

④総合型地域スポーツクラブの設立・育成

- Ⅰ) だれもが生涯を通じてスポーツを楽しみ、健康づくりを進める生涯スポーツ活動の実現に向け、各年代層のスポーツ活動を支援する総合型地域スポーツクラブの設立・育成に取り組みます。

2 明日を担う人づくり

(1) 学校教育の充実

現状と課題



目標 4-2

本町では、児童生徒の減少に伴い、小中学校の小規模化・過小規模化が急激に進行し、学校運営や教育活動などに様々な課題が生じていたことから、「身延町立小中学校統合計画・前期計画及び後期計画」を策定して統合に取り組み、平成30年4月に中学校1校、小学校3校となり計画した統合は完了しました。児童生徒の減少傾向は今後も続くと見込まれていることから、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して暮らせる支援などを継続するとともに教育内容の充実を図ることが重要です。

一方、統合による使用校舎等は全て既存施設であり、その多くは建築後相当年数が経過しているため、児童生徒が安全・安心な学校生活を送ることができるよう、平成30年5月に「身延町立学校施設整備計画」を策定しました。この整備計画により中学校施設は、給食センターの集約・再配置（新築）と併せて本町の中央部へ移転改築（新築）を進めていますが、小学校施設は、築年数30年以上経過している施設が多いため、これまでの事後保全型から予防保全型の維持管理に転換し、計画的な施設整備により児童が学習しやすい教育環境の整備を進めていく必要があります。

また、教育内容については、児童生徒一人ひとりの人格の完成を目指し、基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、積極的に行動し、よりよく問題を解決する資質や能力である「確かな学力」、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など「豊かな心」、たくましく生きるための健康や体力である「健やかな体」、知・徳・体のバランスを重視した「生きる力」を育むことを目指した教育を行うことが必要です。

加えて、心身ともに健康な児童生徒を育成するため、命の大切さを教える取り組みや児童生徒が適切な教育相談等を受けることができる体制整備、食育の推進を含めた児童生徒の健康管理体制の充実を図ることが必要です。

なお、学校統合により各学校の通学区域が広くなったことから地域等のつながりや支え合いが希薄化しないよう、学校運営への地域住民の参画や地域教育資源の積極的活用など、家庭・地域・学校が協働して児童生徒を育む環境づくりを進めることも重要です。

基本方針

児童生徒が安全・安心な学校生活を送れるよう、学校施設等の計画的な整備と教育環境の充実を図ります。

また、児童生徒の個性を尊重した教育、社会の変化や地域課題などに対応した教育を推進するほか、確かな学力の向上、豊かな人間性の育成、心身ともに健やかな体を育み、「生きる力」を身に付けた児童生徒を育成します。

施策

(1) 学校教育環境の整備充実

①学校施設等の整備

1)「身延町立学校施設整備計画」に基づき、中学校及び学校給食センターは下山地区へ建設し、既存の学校施設等は大規模改修などにより長寿命化を進めるとともに、適切な維持管理を行います。

2)防災防犯などの安全性を備えた施設整備を図るとともに、教育内容の多様化や情報化の進展等に合わせ、ICT環境の整備を進め、学校施設の高機能・多機能な施設環境の整備に努めます。

②安全・安心な学校づくりの推進

1)自然災害への対処や交通事故防止及び不審者による犯罪防止等のため、関係機関と連携し対応していきます。

2)不審者情報、有害獣の出没情報、道路交通情報等については、関係者間等で迅速な情報共有が行われるよう取り組みます。

3)児童生徒に危険予測及び危険回避能力を身に付けさせ、安全・安心な教育環境の確保に努めます。

③通学支援の充実

1)各学校や地域の実情に応じて、児童生徒が安全に通学できるようスクールバスを運行するなど通学支援の充実に努めます。

④就学支援の充実

1)給食費、修学旅行費及び校外学習費の全額補助、入学支度金の支給、補助教材費の公費負担など、教育費の保護者負担軽減策の充実を図ります。

2)準要保護制度の充実と児童生徒の貧困対策を推進します。

⑤地域と連携する学校運営の確立

1)地域の人財や地域資源を活用した体験学習や職場体験などを通じて、学校運営への地域住民の参画を進めるとともに、家庭・地域・学校の連携を一層強化し、地域ぐるみで児童生徒を育む環境づくりを進めます。

2)「学校運営協議会制度*」(コミュニティスクール)などの導入を検討しながら、地域と学校の協働関係の構築に努めます。

⑥学校における働き方改革の推進

1)教職員のこれまでの働き方を見直し、日々の生活や教職員人生を豊かにすることにより、自らの人間性や創造性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行えるよう、学校における働き方改革を推進します。

(2) 学校教育内容の充実

①学力の向上

- 1) 児童生徒に基礎的・基本的な知識、技能と思考力、判断力、表現力等の確かな学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の充実を図ります。
- 2) 学力向上のため、土曜日や長期休業等を活用し、児童生徒の学習支援の充実を図ります。

②教員の指導力の向上

- 1) 教職に対する責任感、探究力、自主的に学び続ける力の向上を目指します。
- 2) 教員の資質や ICT 教育を活用する能力及び ICT 機器を活用した指導力の向上を図ります。

③体験的地域学習の展開

- 1) 生命や自然を大切にする心や他者を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、様々な体験活動の充実に取り組みます。
- 2) 地域環境や地域資源を教材に、地域の人財を活用した郷土学習、産業等の体験学習の充実に努めます。

④現代的教育課題への対応

- 1) 英語指導助手の活用による外国語教育等の充実に取り組み、児童生徒の英語力向上を図ります。
- 2) 情報教育、道徳教育、人権教育、福祉教育、環境教育、国際理解教育、命を守る教育、主権者教育、消費者教育など、現代的な課題に対応した教育を推進します。

⑤高度情報化への対応と活用

- 1) 情報活用能力の向上と情報化の進展に伴う様々な課題に対応するとともに、情報モラル*を身に付けるための学習活動を推進します。

⑥特別支援教育の充実

- 1) 特別支援教育支援員の配置により、児童生徒一人ひとりの特性に向き合い、持てる力を高め、生活や学習上の困難さの改善を目指した適切な教育的支援を進めます。
- 2) 障害のある児童生徒への支援については、関係機関と連携するとともに、個々の障害に応じた特別支援学級の設置等必要な措置を講じます。

⑦連携型中高一貫教育の推進

- 1) 中高6年間の一貫したキャリア教育*を通じ、確かな学力と豊かな人間性を育み、地域と協働して次代を担う人財を育成します。

⑧きめ細やかな指導体制の充実

- 1) 児童生徒へのきめ細かな指導の充実を図るため、各学校の児童生徒及び学校運営の状況を勘案し、町単教諭等の配置に努めます。

⑨異校種間連携の強化

- 1) 保育所(園)、小学校、中学校、高校等の連携を強化し、情報等の共有をより緊密にし、きめ細かい就学指導体制の確立に努めます。

(3) 健康な児童生徒の育成

①生きる力の育成といのちの大切さを教える取り組みの推進

- 1) 児童生徒一人ひとりに生きる力を確実に身に付けさせ、社会的自立の基礎を養うとともに、体系的・系統的なキャリア教育の一層の充実と、社会人・職業人としての資質や意識の向上を図ります。
- 2) 家庭・地域・学校が連携しながら、自分自身を大切にするとともに、他者への思いやりといのちを大切にする児童生徒の育成に努めます。

②相談体制の充実

- 1) いじめや不登校への早期対応に努め、様々な悩みを抱える児童生徒などが適切な相談等を受けることができるよう、スクールカウンセラー等の専門家の活用など、教育相談体制の整備を図るとともに、適応指導教室の充実に努めます。
- 2) いじめ、児童生徒への虐待行為、体罰などの実態把握に努めるとともに、未然防止策の充実を図ります。
- 3) 経済的支援を必要とする児童生徒に対し、関係機関と連携し相談体制の充実に努めます。

③健康管理体制の充実

- 1) 学校保健に係る教員の資質・能力の向上を図るとともに、学校医、学校歯科医、学校薬剤師などの協力を得ながら体系的な保健教育を推進します。

④食育の推進

- 1) 地産地消の推進、安全・安心な食材の確保、伝統食などを取り入れた給食内容の充実と衛生管理の徹底を図ります。
- 2) 学校・家庭・地域の連携を図り、子どもの時から望ましい食習慣を身に付ける食育を推進します。
- 3) 給食への異物混入の未然防止と食物アレルギー事故防止の徹底を図ります。

(2) 青少年の育成

現状と課題



目標 4-2

本町では、少子化により育成会、子どもクラブへの加入が減少し活動が困難な状況が続いており、青少年育成への取り組みが難しい環境となっています。また、家庭及び地域の教育力の低下や連帯感の希薄化が進むなど課題も数多く見受けられます。

このため、青少年が心身ともに健全に成長していくことができる環境づくりや家庭・地域・学校がそれぞれ機能を発揮しつつ緊密に連携して青少年の健全育成に取り組むことが必要です。具体的には、青少年育成身延町民会議を中心とした、町民総参加のもと、総会や子ども・若者育成支援身延町推進大会などを通じて町民意識の高揚を図り、地域活動への参画や町内の小学生交流事業などさらなる支援を行うとともに、本町の恵まれた自然環境や歴史文化資源を青少年育成活動に効果的に活用し、青少年の健全育成や相談体制の充実、親子での地域活動への参画、異世代交流や町外との交流活動、健全な地域環境づくりを継続的に進めていく必要があります。

基本方針

ボランティア活動など地域や事業体と連携した活動を促進し、地域ぐるみで次代を担う青少年の健全育成に努めます。

施策

(1) 青少年育成推進体制の強化

①青少年育成組織の強化

1) 家庭・地域・学校等の連携、子育て支援対策との連携など、青少年の健全育成を図るための総合的な施策を効果的に推進するため、青少年育成身延町民会議の取り組みを強化します。

②相談体制の充実

1) 小中学校、高校との情報共有、認定カウンセラーによる相談会など青少年の相談体制を充実し、問題の早期発見、対応に努めます。

③青少年育成団体の活性化

1) 青少年の育成活動を円滑に推進するため、育成会・子どもクラブなどの団体への支援に取り組んでいきます。

(2) 青少年育成活動の推進

①社会参画・交流機会の拡充

1) 育成会・子どもクラブ活動を支援するとともに、青少年の自立心を育て、社会性を養うボランティア活動など社会参画を促進します。また、コミュニティ活動や公民館活動との連携、三世代交流、親と子・家族が一緒に参加する活動を促進します。

②地域環境の浄化

- 1) 有害な環境の浄化活動、声かけ運動、見守り隊など、地域ぐるみで青少年の健全育成に努めます。

③体験活動の拡充

- 1) 本町の豊かな自然や歴史文化資源等の活用を図りながら、野外活動の体験やリーダー講習等を通じ、青少年期における体験活動の充実を図ります。

3 地域文化をはぐくむ

(1) 文化活動の展開



目標 4-3

現状と課題

本町では、身延町総合文化会館が文化事業の中核拠点となっており、音楽や演劇等の公演、映画上映会などを主催するほか、各種大会や講演会、発表会などの貸館事業を行っており、身延町総合文化祭芸能発表会の会場としても活用されています。

また、各地域の文化活動の拠点としては、地区公民館が利用されています。郷土の歴史文化を継承する西嶋和紙の里、みすきふれあい館、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館などでは、企画展や文化講座、体験学習イベントなどの文化事業を実施しています。

こうした文化施設では、これまで、町民が優れた文化芸術に触れる機会を提供するとともに、文化協会の活動を支援し、文化祭や展示会の開催など文化活動への町民参加と文化交流に努め、住民の自主的な活動を強化し地域活性化を促進してきました。今後も、地域のニーズに対応するとともに、独自性と継続性のある運営を図るため、文化事業を支えるボランティアスタッフ体制、施設管理・運営の在り方等を検証し、改善を図っていきます。

また、心の豊さを求める志向が一層高まる中で、町民がより充実した文化芸術を楽しめる機会や場づくりを進め、町内外の交流を深めていくことが必要です。文化団体の自主活動や指導者の育成に努めるとともに、多様な文化情報の提供や文化施設相互の情報ネットワーク化を推進します。

基本方針

芸術文化の振興体制を充実し、芸術文化事業への町民参加を促し、芸術文化を通じた幅広い交流活動を促進します。

施策

(1) 文化振興体制の充実

①活動団体の支援

- 1) 身延町文化協会及び各種文化団体のグループ相互の交流、指導者の養成など、活動団体の活性化を図ります。

②文化施設の管理体制等の強化

- 1) 指定管理者制度導入の検討も含め、施設の維持管理、機能充実及び運営体制の強化と効率化を進めます。

③文化による情報の発信

- 1) 多様な文化イベントを企画してその情報を発信します。

(2) 芸術文化活動の推進

①鑑賞・発表機会の充実

- 1) 優れた芸術文化に触れ、体験し、交流する機会の充実を図るとともに、発表の場・機会の提供を充実します。

②文化事業の推進

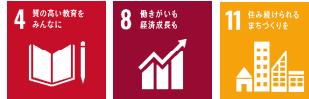
- 1) 文化団体や総合文化会館、みすきふれあい館等の自主事業を推進します。

③地域文化活動の支援

- 1) 文化活動に取り組んでいる組織など地域づくり団体との連携を深め、地域に根ざした文化活動を支援していきます。

(2) 歴史と文化遺産の継承

現状と課題



目標 4-3

本町は、甲斐と駿河を結ぶ身延道（河内路・駿州往還）の中心として古くより開け、13の国指定文化財をはじめ多くの歴史文化遺産に恵まれた特色ある固有の歴史と伝統文化を誇る地域です。

身延山久遠寺は日蓮宗の総本山として多くの人々の信仰を集め、年間を通じて全国各地から数多くの参拝者や観光客などが訪れています。身延山には、古来からの伝統行事をはじめ身延山宝物館の文化財、日蓮聖人草庵跡、総門、三門等の建築物、周辺の宿坊・古刹など、貴重な歴史文化遺産が継承されています。また、身延山はしたれ桜の名所であり、復元された五重塔やゆばに代表される精進料理なども含め、国際的な歴史文化遺産としての価値を有しています。

このほかに、国指定史跡甲斐金山遺跡の一つである中山金山遺跡は、戦国時代の鉱山技術を伝える貴重な遺跡です。甲斐黄金村・湯之奥金山博物館では、その出土品や歴史事実を紹介するとともに、中山金山を含めた湯之奥三金山を構成する茅小屋金山、内山金山の追加指定を視野に調査及び情報収集を進めているほか、金山史研究書の刊行、企画展や公開講座、研究発表会などを開催しており、本町の歴史文化を発信する拠点として全国的にも高い評価を受けています。また、砂金採り体験や史跡を活用した体験イベントの開催など、特色ある観光拠点にもなっています。

武田信玄公の時代から脈々と伝わる西嶋和紙の活性化拠点である西嶋和紙の里は、紙漉き体験施設において各地の小中学生の卒業証書づくりなどが行われていますが、今後も伝統技法を受け継ぐため後継者育成に努めるとともに、観光・交流との連携強化など、さらなる利用促進が必要です。

これらのほか、本町には、本遠寺、門西家住宅、旧市川家住宅などの建造物、寺社が所蔵する美術工芸品、南部氏や穴山氏の史跡、富士山世界文化遺産の構成資産である本栖湖、オハツキイチョウやブッポウソウ繁殖地に代表される天然記念物、西嶋神楽、下山甚句などの無形民俗文化財と多様な文化財を保有しています。また、木喰の里微笑館、歴史民俗資料館や下山大工の建築物など歴史文化資源もあります。

これらの多様な歴史文化、自然遺産を町民共有の財産として大切に保護し、次世代に継承するとともに、学校教育や生涯学習における郷土学習への活用を図り、郷土に対する理解を深めていくことが重要です。また、観光・交流の振興への活用を進め、本町が歩んできた歴史文化や豊かな自然を感じることができるまちづくりへの取り組みを進めます。

基本方針

本町固有の貴重な歴史文化、自然遺産の調査と適切な保護・保全、継承に努め、郷土愛を育み、町の誇りとしての情報発信と地域資源としてその有効活用を図ります。

施策

(1) 文化財の保護と活用

①文化財調査・保護活動の促進

- 1)歴史文化、自然遺産の調査研究、指定文化財の保護・保全対策、文化財指定と公開を進めるとともに、地域住民による保護活動を促進します。

②文化財等の活用

- 1)文化財等の紹介冊子やマップの作成、分かりやすい誘導案内標識の設置を図り、フィールドミュージアム機能整備の一環となるウォーキングコースづくりを進めます。また、本町が誇る歴史文化の情報発信により、町外からの誘客を図ります。

③専門的人財の確保

- 1)文化財保護等の専門的人財の確保や文化財保護審議会の活動の促進を図ります。

(2) 地域文化の継承と育成

①郷土芸能等の伝承

- 1)郷土芸能や伝統技術等の伝承のため記録を保存し、継承事業を支援します。

②伝統文化の掘り起こし

- 1)地域コミュニティ活動と連携した伝統行事など、地域固有の伝統文化の掘り起こしと継承を支援します。

③文化をいかした地域づくりの推進

- 1)本町の歴史文化、自然遺産を活用する学習教室などの開催や県内の博物館等と連携したイベント・体験事業を推進し、町民の郷土学習の場を拡大するとともに、町外からの誘客を図ります。

④人財の育成

- 1)身延歴史文化ガイドなどの人財育成を図り、郷土学習や観光面への活用を促進します。

⑤歴史文化資料の蓄積・情報提供

- 1)古文書や遺物などの歴史文化史料のデジタル化及びウェブサイト等による情報提供と、研究成果の公開を進めます。

⑥民俗資料の収集・保存

- 1)民具など民俗資料の収集を進めながら、展示・保存方法を検討していきます。



目標5 協働のまちづくり

1 住民主体のまちづくり

(1) 男女共同参画の推進



目標 5-1

現状と課題

男女共同参画社会は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会」です。

本町では、「第2次みのぶヒューマンプラン（男女共同参画基本計画）」を定め、男女共同参画を推進するための行動目標を定めています。今後も様々な機会を捉え、男女共同参画社会を実現するための基本理念「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等への立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」の環境づくりを進めることができます。また、各種行政委員への女性の登用など共同参画を推進していくことが大切です。

基本方針

男女がお互いの人権を尊重し、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を目指し、意識改革を進めるとともに推進体制を整備し、女性の力も発揮される共同参画の場づくりと活動を促進します。

施策

(1) 男女共同参画社会の推進

①推進体制の整備

- 1) 「第2次みのぶヒューマンプラン（男女共同参画基本計画）」の実践を推進するため、町民による推進委員会を設置し、総合的な施策を進めます。

②意識改革への啓発

- 1) 講演会やフォーラム*等を通じて、家庭、地域、職場等における性別役割分担意識のは正など共同参画社会実現への意識の変革、啓発に努めます。
- 2) 生涯学習や公民館活動、学校教育における男女平等教育を推進します。
- 3) 社会問題であるDV*（ドメスティックバイオレンス）に関する情報を提供し、DVへの認識を高めます。

③女性の参画の場の拡大

- 1) コミュニティ活動などへの女性の参画を促進するとともに、政策決定の場への参画、各種審議会等への女性の登用を進めます。

④就労環境の整備

- 1) 就労のための条件整備、子育てや介護等を担う男女が休暇を取得しやすい環境づくりなど、多様な働き方への支援を進め、男女が共に助け合い、平等に働き続けられる環境づくりに努めます。

(2) 住民と行政の情報交流

現状と課題



目標 5-1

住民自治の強化と地域協働のまちづくりを進めるためには、住民のまちづくりへの関心を高めるとともに、住民と行政相互の情報の交流・共有が不可欠です。情報の交流・共有とは、行政運営や施策事業についての住民への様々な情報提供を進めながら、住民の意向やニーズを把握し、まちづくり施策に反映することであり、住民と行政双方が地域課題の解決に向けて共に考え、意見を交わし合う仕組みを円滑に進めていくための基礎となるものです。

本町では、町広報誌等や議会広報誌、防災行政無線、ホームページ、SNS などにより様々な行政情報を提供しています。近い将来さらなるデータ通信端末の普及、活用が見込まれる中、町民への情報提供についてはデジタル化などにより一層の充実を図っていく必要があります。

各種事業の実施にあたっては、関係住民との意見交換の場や審議会等の諮問審議機関により情報交流を行っています。また、行政からの説明責任を果たし、透明性と信頼関係を確保するために「身延町情報公開条例」及び「身延町個人情報保護条例」に基づき、情報の公開を実施しています。

今後も、住民のニーズに合った方法で情報提供を行うとともに、住民からの意見・提案を把握できる、双方向型の情報交流の仕組みを充実していく必要があります。

基本方針

多様な手法による広報・広聴活動によって情報交流を推進するとともに、行政の透明性を高めるため、適正な情報公開を実施します。

施策

(1) 広報・広聴の充実

①広報媒体の充実

- 1) 町民と行政の情報の共有化を高めるため、広報誌等や議会広報誌、ホームページなど引き続き広報媒体の充実に努めます。
- 2) デジタル社会やユニバーサル社会に対応した広報媒体の充実に努めます。

②双方向型情報交流の推進

- 1) 住民のニーズに適した方法で情報提供を行うとともに、意見・提案を把握できる双方向型の情報交流の場として、出前講座やワークショップなどの実施を進めます。

③パブリックコメント*制度の推進

- 1) 町政の重要な計画や条例等の素案等を公表し、町民意見を公募し、政策等立案に反映させるパブリックコメント制度を推進します。

(2) 情報公開の推進

①文書等行政資料管理の強化

1) 各種文書など、行政文書資料の管理体制の強化や文書管理システムの活用により、的確で迅速な情報公開に努めます。

②制度の適正な運用

1) 「身延町情報公開条例」及び「身延町個人情報保護条例」の適正な運用に努めます。

(3) 地域協働のまちづくり

現状と課題



目標5-1

地域協働は、まちづくりの大切な目標である「福祉の充実、安心な暮らし、環境の保全、雇用の場の確保、将来を担う人財、文化の継承、教育の充実」などを達成するために住民や地域組織、各種団体、行政などの組織等が対等の関係でそれぞれの特性をいかしながら連携・協力または、それぞれの役割を担い合い、相乗効果による大きな成果を上げる取り組みです。地域の発展のためには、本町の将来のビジョンを行政と住民が共有し、それぞれの役割と責任を担いながら連携し協働のまちづくりに取り組むことが重要です。本町では、今後もそれぞれの協働によるまちづくりを行い、地方創生に向けて地域の自主性・自立性による取り組みを進め、「自らの責任と判断によるまちづくり」を進めていきます。

また、本町では、住民自治の充実と住民主体のまちづくりの推進を図り、夢と希望に満ちた身延町の創生、地域協働のまちづくりを推進するための住民活動、団体等の組織化や活動の自主運営化などを推進していきます。今後も、住民自治意識の高揚とまちづくりを担う人財の育成に努めるとともに、課題の解消に向けて、行政と住民が連携し、分担していく地域協働のまちづくりを進め、住民主体の活動に対する支援を充実していくことが必要です。

基本方針

行政と住民が連携し、分担していく地域協働のまちづくりを進めていくため、住民自治意識の高揚を図りながら、まちづくりを支える人財や公共的なサービスを担う多様な主体の育成を図ります。

施策

(1) 地域協働によるまちづくりの仕組みづくりと展開

①協働意識の高揚

- 1) 協働の手法や支援制度について啓発し、地域住民の協働意識の高揚と活動リーダー等の人財育成を進めます。

②活動組織の育成

- 1) 公共的なサービスの提供を担うまちづくりグループや、地域の活性化に向けたまちづくりを行うコミュニティ組織など、各種団体の育成や情報交流などの活動を支援します。

③住民参画の促進

- 1) 地域課題への解決や地域協働の活動などについて、住民と行政相互が交流しながら、共に考える機会を充実し、まちづくり等の企画立案、実施の過程において、町民の参画を促進します。

(2) 住民の自主的なまちづくりの推進

①まちづくり自主活動の支援

- Ⅰ) 地域の創意、工夫に基づいた快適な生活の実現、地域経済の活性化のための事業の実施など、地域課題の解消に自主的に取り組むまちづくり活動や、地域協働を促進する取り組みを積極的に支援します。

(3) まちを元気にできる人財の育成

①地元高校と大学との連携事業の支援

- Ⅰ) 地元高校と大学とが連携して行う調査研究会への参加や、「まちづくり」関連施策等の提言を町へ行えるような、地域を担う人財の育成に対し支援します。

②高校生との意見交換会の開催

- Ⅰ) 地元在住の高校生とまちづくり等をテーマに町と意見交換をする機会を設け、住んでいる町への関心を高め、地域の将来を担う人財を育成します。

③人財育成カリキュラムの実施

- Ⅰ) 若者が積極的に地域を考え行動できる組織づくりを通じ、町を元気にできる人財の育成に取り組みます。

2 多様な交流の活用

(1) 町内外の交流の展開



目標 5-2

現状と課題

本町は身延山久遠寺や下部温泉郷などに多くの観光客が訪れる観光のまちであり、古くから観光客との様々な交流がなされています。

市町村間交流は、平成20年度に鴨川市と姉妹都市協定を結び、教育・文化・産業分野等の交流を実施しているほか、南部藩を興した南部氏とのゆかりから、青森県、岩手県、山梨県の関係10市町で令和・南部藩としての交流、林道豊岡梅ヶ島線でつながる静岡県静岡市と地元住民を中心とした実行委員会によるイベントを通じた地域おこしの交流を続けています。

また、平成28年度にスタートしたしだれ桜の里づくり事業とあけぼの大豆の六次産業化事業は、雇用の創出、観光の振興、関係人口の創出など多面にわたる効果をもたらしており、これらの各種事業を通じて住民や町内外、各種団体など交流と相互理解を促進することに努めています。

このような多様な交流は、関係人口の創出、観光の振興、域内消費の拡大、本町のPRなどにつながることから、町外の人々の力を加えて、まちづくりを推進する力を高めることができます。

少子高齢化が進み人口減少が進むなか、町民交流の機会を拡大し町民の相互理解を深め一体感の醸成に努め、本町の資源をいかした町外との交流活動を推進し、相互の活性化に結び付けていくことが必要です。

基本方針

町民の交流と相互理解を深め、一体感を醸成するとともに、本町の特性をいかして地域活性化に効果的な多様な地域間交流活動を進め、まちづくりを応援してくれるパートナーを増やしていくなど、交流を力にするまちづくりを推進します。

施策

(1) 町民の交流の推進

①町民の一体感の醸成

①) 町民相互の親睦と融和・互助を図るため、町民交流イベントを開催するとともに、各種団体等の交流と相互理解を深める機会を拡大し、町民の一体感の醸成に努めます。

また、各地区の様々な地域活動の紹介など情報提供を強化することにより、本町を知る機会を充実し、相互の理解を深めます。

(2) 町外との交流活動の推進

①町の資源をいかした交流の推進

1) あけぼの大豆の枝豆収穫体験、しだれ桜の里づくり事業などを通じた交流事業を推進するとともに、町出身者との交流を深める機会を充実します。

②自主的な交流活動の促進

1) 地域活性化に取り組む住民の自主的な交流活動を支援します。

③姉妹都市等交流の推進

1) 姉妹都市である千葉県鴨川市、静岡県静岡市、令和・南部藩等の交流を進め、交流地域相互の活性化にいかします。

(3) 情報発信の強化

①様々な機関や媒体の活用

1) 様々な機関や媒体を活用し、発信力の強化を図り効果的な情報発信を進めます。

②リアルタイムな情報の発信

1) 民間ホームページと連携し、本町ホームページで各種の情報を提供します。またSNSを活用してリアルタイムな情報発信に努めます。

③町内観光関連施設との連携

1) 西嶋和紙の里、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館、道の駅しもべ、ゆばの里、みのぶ自然の里、本栖湖いこいの森キャンプ場、富士川クラフトパークなどの観光関連施設と連携し、広く情報発信を行っていきます。

(2) 国際交流の展開

現状と課題



目標 5-2

本町の外国人住民は、100名前後で推移しており、近年は観光を目的とした外国人が見られるようになっています。

本町では、若い世代から国際化やグローバル化*に対応できる感性を身に付けていくことが重要と考え、保育所等での英会話に親しむ時間や小中学生への英語学習等を実施しています。

国際交流はデジタル社会の進展により、身近なものとなっていきます。異文化に対する理解を深めながら教育交流や多言語活用等により外国人と町民との交流機会を拡大していく、国際化やグローバル化に対応した開かれたまちづくりを進めていくことが必要です。

基本方針

国際理解を深め、在住する外国人や来訪する外国人との交流、海外との交流を実施するとともに、国際化やグローバル化への対応を進めます。

施策

(1) 国際交流の推進

①国際化の啓発

1) 国際交流を推進するため、国際化やグローバル化の啓発に努めます。

②国際交流組織の育成支援

1) 国際交流を推進するため、住民主体の国際交流組織の育成支援を進めます。

③交流機会の確保

1) 日本文化を代表する身延山久遠寺・下部温泉郷・西嶋和紙などの資源や四季を通じた豊かな自然を交流活動にいかします。

(2) 国際化対応の地域環境の整備

①外国人が暮らしやすい環境の整備

1) 役場窓口事務における外国人に対応した情報の提供方法を検討し、暮らしやすい環境の整備に努めます。

(3) 定住の促進

現状と課題



目標5-2

本町は、高齢化と少子化が進む過疎地域であり、今後も人口の減少は避けられない状況です。このような中、多岐にわたる対策を継続的に積み上げ、人口減少幅を着実に縮小し、定住人口を確保していくことが重要です。

そのためには、様々な分野での定住促進対策の推進として、暮らしの環境の充実や就労・雇用の創出を図る必要があります。

また、U・J・I ターンの促進としてU・J・I ターンに関する情報提供、受け入れ環境の整備として定住者への支援や地域おこし協力隊の活用など、それぞれの取り組みの総合力を発揮して、定住の促進を進めていくことが必要です。

基本方針

定住人口を確保するため、様々な分野での取り組みの総合力を発揮して、住み続けたい人が住み続けられるよう定住環境の整備・充実に重点的に取り組みます。

また、U・J・I ターンを促進し、移住・定住者を増やします。

施策

(1) 様々な分野での定住促進対策の推進

①暮らしの環境の充実

- 1) 住宅の建設・宅地供給などにより居住の確保を図り、だれもが住み続けられる環境整備を進めます。
- 2) 住宅改築や持ち家確保等への支援など、定住促進に向けた取り組みを充実します。
- 3) 人口減少が進むなか、利便性を確保し効率的な地域づくりを進めます。
- 4) 子育て世代の定住を促進するため、子育て支援対策や学校教育の充実を図ります。
- 5) 福祉と生活支援、生きがい対策など、高齢者が安心して暮らせる環境整備を進めます。
- 6) 高齢者の通いの場・集いの場として、交流できる場を提供する「身延町版CCRC*」の検討を進めます。

②就労・雇用の創出

- 1) ハローワーク等関係機関と連携し求人・雇用情報の提供に努め、それぞれの経験や技術をいかせる就労を支援します。
- 2) 農業、林業、商工業、観光関連事業等事業者の主体的な取り組みを促し、地域経済の着実な発展と町内での雇用・就労環境の創出を図ります。

(2) U・J・Iターンの促進

①U・J・Iターンに関する情報提供の強化

- Ⅰ) 田舎暮らしを求めるニーズの高まりに対応し、体験ツアーの実施や全国的な情報提供機関との連携を通じて、U・J・I ターン希望者に対する住まい情報、求人情報など、定住に関する情報提供を強化します。

(3) 受け入れ環境の整備

①定住者への支援

- Ⅰ) 空き家の利活用を含めた住宅、町内での雇用・就労情報の提供など、移住・定住への多面的な支援を検討し、定住の促進に努めます。

②地域おこし協力隊の活用

- Ⅰ) 「地域おこし協力隊」の活用を促進し、活動後の定住を図ります。

3 行財政改革の推進

(1) 行政運営の効率化



目標 5-3

現状と課題

本町における行政運営は、少子高齢化や著しい人口減少、地方分権型社会の進展による業務量の増加などから、厳しさを増しています。こうした中で、町は限られた財源と職員数で町民の満足度の向上を図り、町民思考で考え、実効性の高い行政運営を行うことが求められています。

また、国におけるデジタル庁の創設や DX の基本方針により、行政のデジタル化を推進し、効率的な自治体経営を目指すことも求められています。

基本方針

職員の行動改革を進め、町民自治の充実を図り、限られた財源と人財を有効に活用し、新たな行政課題に柔軟に対応し得る、小さくて効率的な役場経営を目指します。

施策

(1) 行政組織と人事管理の適正化

①行政組織・機構の改善

1) 事務事業の見直しを進めるとともに、定年延長制度を勘案し、「身延町定員適正化計画」と連動した最も望ましい組織・機構の編成に努めます。

②新たな本庁舎建設と支所の在り方の検討

1) 防災拠点としての機能を備えた本庁舎建設について、交通事情や他の官公署との関係など町民の利便性を考慮し検討を進めます。

2) 本庁と支所の役割分担や支所機能の在り方、それに伴う組織体制の集約化などについての検討を進めます。

③職員の育成

1) 人財育成基本方針に基づき計画的、積極的に職員研修を推進し、職員の行動改革を推進するとともに、地方分権型社会に対応できる能力と資質を持った職員、また町民の視点で発想のできる職員の育成に努めます。

④職員の人事諸制度の充実

1) 職員の能力、勤務実績を正確に把握し、評価し、その結果で、公正な待遇を実現するとともに、職員の意欲向上、能力開発につながる人事評価制度に取り組みます。

2) 人財育成の観点から計画的なローテーションや適材適所の人事配置など、効果的な人事異動を実施します。

(2) 行政事務の改善

①行政評価制度の推進

1) 事務事業計画の立案及び計画段階において、事業の必要性、有効性、効率性、公平性、緊急性を関係する課で横断的に評価し、予算の効率化を図る事務事業事前評価を推進します。

②民間活力の導入

1) 多様化する町民ニーズに効果的、効率的に対応するため、民間事業者のノウハウを活用することは有効であり、民間でできることは、できるだけ民間に委ねることを基本的な考え方とし、指定管理者制度などを活用していきます。

③適正で積極的な情報公開と情報の共有化

1) 町民との信頼関係を深めるため、適正かつ積極的に情報を公開して透明性の高い役場を目指すとともに、情報の共有化を図り、町民のニーズを適確に把握し、町民参加型のまちづくりを推進します。

④経営意識と経営能力の向上

1) 事務事業は、単に続けることが目的にならないよう短期的な成果目標を設定し、目標実現への課題解決に向けて、最小の経費で最大の成果を生み出していくことが必要であり、職員にも経営意識と経営能力が求められています。そのため、経営意識と経営能力の向上を図り、目的指向・成果重視の役場経営を進めます。

(2) 財政運営の健全化

現状と課題



目標 5-3

本町の財政における歳入の状況は、自主財源である町税等の地方税が減少し、地方交付税に大きく依存しています。その依存財源である地方交付税も、合併算定替えの段階的縮減や本町の人口減少などの要因もあり年々減少傾向に推移していることから、財源確保による財政の安定化は、今後の本町の課題となっています。また、歳入の中で増加を見込む要因が少ない状況において、歳出では将来における義務的経費の増加が見込まれ、財政構造全体の硬直化がさらに加速していくことが懸念されています。

このような本町の財政状況を勘案すると、さらなる町税収入などの財源確保対策、優先順位による事業の重点化や事業の見直しを着実に進める一方、過疎対策事業債、合併特例事業債等の有効活用、補助事業の積極的活用によって諸事業を進めるとともに、併せて、事務の効率化や人件費の抑制などによる経費の削減、受益者負担の適正化などを図り、これまで以上に財政の健全化に努める必要があります。

今後は国の経済財政運営の動向を注視しつつ、より自主・自立した財政運営を目指し、さらに多様化、高度化する行政需要に対応するためには、行財政改革を着実に進め、地方再生を目指し、各種交付金等の積極的活用により、財政指標の適正化を基軸とした柔軟な財政運営への取り組みが必要です。

基本方針

自主財源の確保に努め、財政基盤の安定化を図る一方、事務事業の整理合理化、財産管理や受益者負担の適正化を進め、財政運営の健全化を図ります。

施策

(1) 財政基盤の安定化の推進

①財源の確保

- 1) 総合計画を中心とした各種計画により重点施策・事業を展開していくため、各種財源の確保に努めます。
- 2) 町税等の収納率向上を進め、さらなる自主財源確保に努めます。
- 3) 国・県の交付金、地方交付税措置のある地方債及び基金などの有効活用により、課題に対応できる弾力性のある財政運営に努めます。

②経費の節減

- 1) 事務事業の整理合理化、職員の定員管理を進めるとともに、公共施設の有効活用を進め、経費の節減に努めます。

③受益者負担の適正化

- 1) 事業の公共性や政策的側面を考慮しながら、受益と費用負担のバランスを検討し、受益者負担の適正化に努めます。

(2) 財政運営の適正化の推進

①予算編成、予算執行の適正化

1) 公会計制度の導入により予算編成及び予算執行について細分化し、事業の効果測定とともに実施計画、予算が連動した事業の重点化を図り、資産活用を含め適正な財政運営に努めます。

②資産等の今後の在り方の検討

- 1) 「身延町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画」を基に、中長期的な視点をもって、施設の最適な配置、複合化や長寿命化などを検討します。
- 2) 複合化や廃止により、余剰となった施設については、売却や解体など処分を行い、本町の資産を適正に管理します。

③公営企業等の経営改善の推進

1) 水道、下水道事業及び広域行政組合等の経営状況を把握しつつ分析を行うとともに、経営計画を策定し、採算性を重視した経営改善や経営健全化に向けての取り組みを推進します。

④財政情報の提供

1) 予算や決算を公表するほか、町民に分かりやすく財務状況の情報提供を行うなど、情報公開に努めます。

(3) 町税の公正・公平な賦課徴収

①公正・公平な徵収、納税の推進

1) 法令順守を徹底し、堅実な課税に努め、納税環境の整備を推進し、滞納には厳格な対応を行います。

②効率的な事務処理の実施

1) 情報センターとの連携を密に行い、確実な賦課・徵収を行います。

目標 5-3

(3) 広域連携の推進



現状と課題

本町は、峡南広域行政組合を組織し、消防本部、情報センター、特別養護老人ホーム・養護老人ホームを共同で運営しており、情報ネットワークの構築、観光情報の発信など峡南圏域の振興に関わる広域事業を実施しています。

また、峡南衛生組合を組織し、ごみの収集と処理施設、し尿・汚泥処理施設、火葬場を運営しています。早川町とは飯富病院を共同で運営しています。

静岡県・神奈川県・山梨県の3県の関係自治体で構成する、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議では、観光振興や防災など多様な課題に対応しています。

今後も、周辺地域と連携して共通する課題の解消に取り組むとともに、幅広い交流活動を地域活性化にいかしていくことが必要です。さらに、企業・団体、研究機関や大学等と連携して、地域課題の解消を図ることも必要です。

基本方針

広域連携や各地の自治体・企業・団体・研究機関・大学等との協働を通じて、地域課題の解消を図ります。

施策

(1) 広域行政の展開

①広域圏事業の充実

1) 峡南広域行政組合など広域事業の充実に努め、広域圏の地域活性化を図ります。

②広域的な情報ネットワークの強化

1) 情報通信ネットワークの相互接続・運用やセキュリティの確保について連絡・調整を図り、広域的な情報ネットワークの強化を進めます。

(2) 多様な連携事業の推進

①多様な連携事業の推進

1) 災害時の相互支援協定、観光や物産の相互PRなど、他自治体・企業・団体・研究機関・大学等との交流・連携事業の検討・推進に努め、地域課題に対応する効果的な事業の推進を図ります。

資料編

1 総合計画審議会

諮問

身延町諮問身企第1号
令和3年11月29日

身延町総合計画審議会
会長 赤池 宏文 殿

身延町長 望月幹也

第二次身延町総合計画に関する事項について（諮問）

第二次身延町総合計画の後期基本計画を定めたいので、身延町総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会に諮問します。

1、第二次身延町総合計画後期基本計画（案）について

答申

令和4年2月16日

身延町長 望月 幹也 殿

身延町総合計画審議会
会長 赤池 宏文

第二次身延町総合計画に関する事項について（答申）

令和3年11月29日付け身延町諮問身企第1号で諮問されました、「第二次身延町総合計画後期基本計画（案）」について、当審議会で慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

本計画の目指す将来像、「安らぎと 活力ある ひらかれたまち ～生まれてよかったです 育ってよかったです 住んでよかったです」と思える町を目指して～」の実現に向け、この答申が十分に反映された計画を策定され、本審議会の審議の過程で各委員から出された意見を尊重し、下記の事項に意を用いながら本計画の着実な推進に取り組まれるよう要望します。

記

1. 総合計画の目指す将来像の実現に向けては、人口減少・少子高齢化の進展、急速に進むデジタル化などへの対応や新型コロナウイルス感染症拡大などの予期せぬ影響といった社会経済の様々な変化に対応し、常に町民のニーズを的確に捉え、計画期間にとらわれるこなくその先を見据え計画を推進すること。

2. 人口の減少に歯止めをかけ、地域の活力を維持・向上していくことは、本町の根源的な課題と言える。そのために、結婚・出産・子育て支援による少子化対策、教育環境の充実による人財育成、農林業・商工業・観光・地場産業の活性化による就労・雇用の創出、道路交

通環境の充実などによる利便性の向上、快適で安価な住宅・宅地の整備による定住の促進など様々な分野での総合的な施策の推進に努めること。

3. 幅広い世代が、安全で安心な住みやすい生活を送ることができ、自分らしくいきいきと住み続けていくことができるよう、将来にわたって持続可能なまちづくりに努めること。
4. まちづくりは皆が幸福になるよう、町民一人一人が主体性を持ってつくりあげるものである。まちづくりの基本理念を踏まえ、町民と情報を共有しながら、町民と行政それぞれがまちづくりの担い手として、お互いの役割を適切に分担しながら進めること。

※答申書文中の別添答申書については、本計画書に全ての事項が網羅されているため省略する。

審議会委員

委嘱期間 令和3年8月20日から令和5年3月31日まで

(敬称略順不同)

種別	職名	氏名	備考
関係団体の役職員	会長	赤池 宏文	
関係団体の役職員	副会長	鈴木 高吉	
町議会議員	委員	野島 俊博	令和3年10月31日まで
町議会議員	委員	佐野 昇	令和3年11月29日から
町議会議員	委員	広島 法明	令和3年10月31日まで
町議会議員	委員	田中 一泰	令和3年11月29日から
一般住民・学識経験者	委員	佐野 和彦	
一般住民・学識経験者	委員	佐野 昇	令和3年11月28日まで
一般住民・学識経験者	委員	深澤 香里	
一般住民・学識経験者	委員	依田 由有子	
一般住民・学識経験者	委員	畠野 顯	
一般住民・学識経験者	委員	若林 由美	
一般住民・学識経験者	委員	小林 あゆみ	
一般住民・学識経験者	委員	池上 要請	
一般住民・学識経験者	委員	望月 三千夫	
学識経験者	委員	清水 政文	令和3年10月31日まで
学識経験者	委員	渡辺 政則	令和3年11月29日から
関係団体の役職員	委員	上田 博	
関係団体の役職員	委員	笠井 一洋	

2 策定までの経過

年月日	状況
令和3年6月17日	第1回身延町総合計画策定委員会
令和3年7月19日	第2回身延町総合計画策定委員会(書面開催)
令和3年8月20日	身延町総合計画審議会委嘱状交付式 及び第1回身延町総合計画審議会(書面開催)
令和3年9月21日	第3回身延町総合計画策定委員会
令和3年11月1日	第4回身延町総合計画策定委員会(書面開催)
令和3年11月29日	第2回身延町総合計画審議会 諒問
令和4年1月13日	第3回身延町総合計画審議会
令和4年2月8日	第4回身延町総合計画審議会(書面開催)
令和4年2月16日	身延町総合計画審議会 答申
令和4年2月16日	第5回身延町総合計画策定委員会
令和4年2月21日 ～3月11日	パブリックコメント

3 将来人口の目標（人口ビジョン 改訂版）

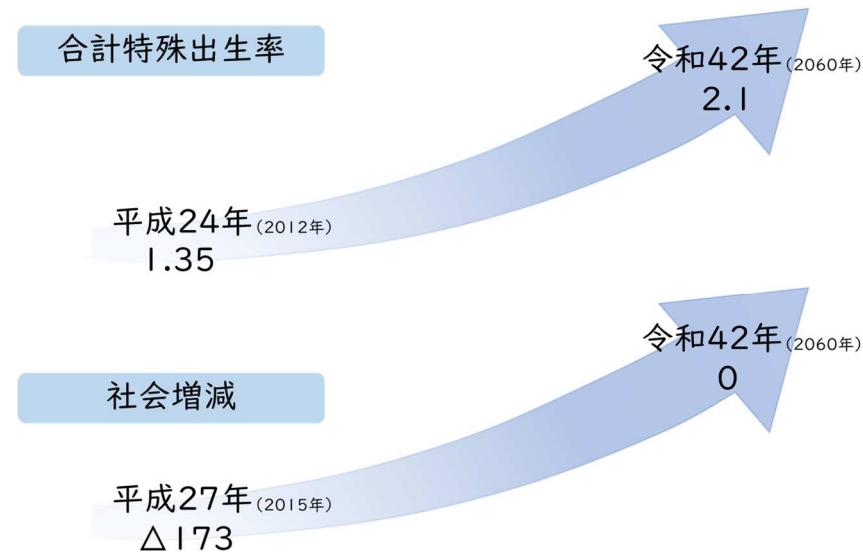
本町は、超高齢社会と、著しい少子化が進む過疎の地域構造下にあり、人口の減少は避けられない状況にあります。

このような中で人口減少に歯止めをかけ、地域社会の活力を維持するためには、移住・定住促進のための様々な対策を継続的に実施し、人口減少幅を着実に縮小させ、定住人口を確保していくことが必要です。

このため、本町の特色をいかした地域産業の振興と雇用・就労の場の創出、町を元気にできる人財の育成、若者の定住や新たな移住者の拡大に向けた宅地分譲・空き家の活用などの移住・定住対策、結婚・出産・子育て環境・教育の充実、生活・交流・防災拠点の整備など若者を呼び込むための総合的な対策を推進することが重要です。

また、中部横断自動車道をはじめとする交通条件の改善とともに、交流人口を増やし、町にぎわいをつくり出していくことも重要です。

将来人口は、「身延町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（改訂版）*」に準じて、次のとおり目標を掲げます。



	実績				推計	目標
	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)		
総人口	16,334人	14,459人	12,669人	10,663人	2,765人	6,500人

資料：国勢調査

4 人口減少と少子高齢化対策の取り組み（第2期総合戦略）

総合戦略の目的

本町は、平成27年12月に、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成27年度から令和元年度の5箇年を計画期間とした「身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、それに続き令和2年3月には、令和2年度から令和6年度の5箇年を計画期間とした「第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

この戦略は、少子・高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力のある社会を維持していくための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、「身延町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（改訂版）」が示す令和42年（2060年）の目標人口6,500人の実現に向けて中期的な目標値を掲げ取り組んでいます。

総合戦略の基本的な考え方

人口減少の克服

身延町では、戦後の1947年に40,091人と人口がピークを迎えた後は、減少の一途をたどり、2015年で12,669人、68.4%の減となっています。また、人口ビジョンに示すように、今後も減少傾向は続くと見込まれ、2060年には2,765人まで減少すると推計されています。

人口減少の要因は自然減と社会減の双方によるものです。本町の合計特殊出生率*は、1980年代の5年間では1.8弱で、近年公表されたデータは2003～2007年が1.26、2008～2012年は1.35となっており、人口置換水準（2.07）を大きく下回り、生まれる子どもの数は減少しています。

年齢階級別的人口移動では、男性45歳から79歳の間に増加がみられるものの、各年齢階級全般的に減少しており、特に15歳から45歳の間が男女ともに大きく減少する傾向があり、進学・就職や結婚を機に転出が増加することが社会減の大きな要因となっています。

こうした人口減少問題の解決に向け、若者を中心とする人財の確保や定住化、雇用の創出、観光をはじめとする交流人口の拡大、結婚・子育て支援、教育環境の改善などの総合的な取り組みを推進します。（※人口は国勢調査による）

まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

国の総合戦略に触れられているように、地方創生は、「ひと」を中心であり、長期的には地方で「ひと」をつくり、「ひと」が「しごと」、「まち」をつくるという好循環を生み出すことです。「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」といった構造的な問題を克服するためには、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することが重要です。このため、以下に示す取り組みを同時的かつ一体的に実施します。

【しごとの創生】

定住促進のためには、安定的な就労・雇用の場の創出が不可欠です。中部横断自動車道の開通は、物流が格段に向上し、企業等の効率化による経済的效果が生まれ、雇用の創出や企業の誘致が期待されることから、積極的に取り組んで行く事が必要です。しかし、国際競争に伴う企業の合理化が進む中で、地域外の他力に依存する対策を着実に推進することは厳しい環境もあります。

本町において、将来にわたり、安定した雇用を創出するためには、身延山、下部温泉、本栖湖などの観光資源を活用した観光振興とそれに伴う雇用の創出も求められます。また、地場産業の振興や地域のニーズの高い福祉介護事業、サテライトオフィスの誘致などによって若年層や共働きの雇用の場も確保していきます。

【ひとの創生】

将来を担う小中校生のICTを活用した教育、英語教育、体験教育などの推進、高校・大学間の連携事業、若者が地域を知る機会、地域団体との協働事業などを通じ、地域人財の育成を積極的に進めます。また、結婚・出産・子育て支援を通じた、少子化対策を図るとともに若者が活躍できる環境を形成します。

【まちの創生】

身延町は中山間地域であるため、平野部が少なく、生活利便施設や医療福祉施設、教育施設が分散しています。このため、災害の危険性の少ない良好な条件をもつ地域・地区に子育て世代の住宅の建設など町土の活用を推進し、既存の公共施設跡地の利活用も図ります。また、生活、産業にICTを活用し、生活面では利便性の確保と質的向上を目指し、産業面では、広く情報発信し、販路拡大等を目指します。

総合計画における総合戦略の位置づけ

総合計画は、平成29年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする10箇年計画で、自治体の総合的な振興・発展などを目的とし、全ての計画の最上位計画です。

総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき策定しており、人口減少の克服、しごとの創生、ひとの創生、まちの創生など総合計画と一致する取り組みであることから、総合計画の下に一体として取り組みます。

総合戦略の基本目標

総合戦略では、将来にわたり持続的に発展する社会を実現するため、以下に示す5つの基本目標に沿って、本町の実情に応じた具体的な施策を展開します。

基本目標1. 地域に根ざした雇用の創出

- 1 起業支援及び新規事業所の誘致
- 2 農業振興による新たな地域産業と雇用の創出
- 3 観光資源の魅力アップと環境整備による観光産業の拡大
- 4 地場産業の活性化とPRの強化を推進
- 5 地域産業の情報発信

基本目標2. 町を元気にできる人財の育成

- 1 地元高校と大学との連携事業への支援
- 2 高校生との意見交換会の開催
- 3 人財育成カリキュラムの実施と人財の確保

基本目標3. 人の流れをつくり、移住・定住の促進

- 1 空校舎などを活用して、人が集まる福祉的な拠点整備の検討
- 2 空き家の活用や宅地分譲を推進するなど、移住・定住の促進
- 3 町営住宅の整備による移住・定住の促進

基本目標4. 結婚・出産・子育て環境の充実

- 1 結婚・出産への支援の充実
- 2 子育て世代が安心して暮らせる支援の充実
- 3 教育環境の質的向上
- 4 災害発生時の児童生徒の安全確保

基本目標5. 特色ある持続可能な地域社会の形成

- 1 地域の拠点づくりの推進
- 2 公共交通機関の充実
- 3 町の情報提供の充実
- 4 安心安全に暮らせる環境づくりの推進
- 5 いつまでも元気で幸せに暮らせる健康づくりの推進
- 6 道路交通網の整備

5 町の自然・歴史

位置・地勢

県南部に位置する身延町は、301.98 km²の面積を有し、森林が約8割を占めています。本町の中央を北から南に日本三大急流の一つである富士川が流れ、その支流である早川、常葉川など多くの中小河川が流れ込んでいます。

富士川をはさんで東西に急峻な山地が連なり、平坦地は、富士川沿いとその支流の中・下流域に広がり、比較的まとまった集落や農地を形成しています。山間部の中小河川沿いには、中小集落が散在し、周辺に農地がひらかれています。

自然

本町には、日本列島の成立にかかわるフォッサ・マグナ*（中央地溝帯）の西端をなす糸魚川静岡構造線が位置しており、数多くの貴重な地形・地質、さらに多様な動植物相を有しています。また、本栖湖をはじめとする富士山の眺望地、山々と渓谷が織りなす四季の美しい景観を誇っています。

本町では、このような価値の高い自然資源をいかすため、ニューツーリズムを推進し、新たな観光志向や滞在型観光の受け皿として、地域住民がインストラクターやガイドとして参画する地域の魅力づくりとして期待されています。また、本栖湖とその周辺は、平成25年6月、「富士山 -信仰の対象と芸術の源泉-」の名称のもと世界文化遺産に登録されました。

歴史

町域に人々が居住し始めたのは縄文時代と考えられ、町内にその遺跡が発見されています。身延山は、1274年に波木井郷の領主、波木井氏の招きにより日蓮聖人が庵を結んだことに始まり、日蓮宗総本山として年間120万人を超える参拝客が訪れています。

戦国時代のこの辺りは、富士川流域の河内地域として、武田氏の親族、穴山氏が支配する地域となり、下部温泉は武田信玄公の隠し湯とされていました。

それ以前の身延山開山の頃の下部温泉は「下部の湯治場」として諸国に知られており、現在は国民保養温泉地に指定され、身延山とともに観光拠点となっています。また、穴山氏の大工番匠の保護統制政策により、職業集団である下山大工が育成され、明治時代まで下山大工の伝統が継承されました。

湯之奥の中山金山は、鉱山技術史の視点からも重要な位置付けにあり、「甲斐金山遺跡」として、国の史跡指定を受けています。

地場産業である西嶋和紙は、武田信玄公に手書き和紙を献上したことが始まりとされ、以来、画仙紙*や書道紙として高い評価を得て伝統技術を守り続けています。

明治時代の本町の区域は、15村で構成しており、その後の昭和29年から31年には、旧下部町、旧中富町、旧身延町がそれぞれ誕生し、平成16年9月13日、新・身延町に至っています。

6 担当一覧

章	節	細節	施策	主な取り組み	担当課
I 安らぎの暮らしづくり	I-1 福祉のある暮らし	I-1-1 地域福祉の強化	I-1-1-1 地域福祉推進体制の充実	①地域福祉推進指針の策定 ②福祉関係団体等の連携	福祉保健課
			I-1-1-2 地域福祉活動の展開	①ボランティア活動の促進 ②暮らしのサポート事業の推進	福祉保健課 学校教育課
			I-1-1-3 福祉対応の環境整備の推進	①ユニバーサルデザイン環境の整備	福祉保健課
			I-1-1-4 低所得者福祉の推進	①生活の支援	福祉保健課
		I-1-2 高齢者福祉の充実	I-1-2-1 高齢者福祉施設の充実	①地域密着型サービス施設の有効利用	福祉保健課
			I-1-2-2 在宅福祉対策の推進	①介護予防の推進 ②地域包括支援の体制整備 ③地域の支え合いの推進	福祉保健課
			I-1-2-3 高齢者介護の充実	①介護サービス情報の提供 ②地域密着型サービスの提供 ③介護保険事業の運営	福祉保健課
			I-1-2-4 生きがい対策の充実	①社会参加の拡充	福祉保健課
		I-1-3 子育て支援の充実	I-1-3-1 少子化対策の充実	①結婚・出産の支援	企画政策課 福祉保健課 子育て支援課
			I-1-3-2 子ども・子育て支援サービスの充実	①教育・保育・地域型保育、地域子ども・子育て支援事業の充実 ②幼児期の教育・保育の一体的提供 ③放課後児童クラブ（学童保育）の充実	子育て支援課
			I-1-3-3 親と子双方の育ちの支援	①要支援児童へのきめ細やかな取り組みの展開 ②食の安全性や食育についての啓発	子育て支援課
			I-1-3-4 子育て家庭の支援	①様々な子育て支援サービスの充実 ②情報提供・相談活動の充実 ③子育て支援ネットワークづくりの強化 ④経済的支援の充実	子育て支援課 企画政策課 子育て支援課 学校教育課 子育て支援課 学校教育課 子育て支援課 学校教育課
			I-1-3-5 働きながら子どもを育てる家庭の支援	①保育所の充実 ②多様な保育サービスの充実 ③放課後児童対策の充実 ④働き方の見直し	子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課
			I-1-3-6 安心して暮らせる環境づくりの支援	①遊び場の確保 ②児童虐待防止の充実	子育て支援課 学校教育課 子育て支援課 学校教育課

章	節	細節	施策	主な取り組み	担当課	
I 安らぎの暮らしづくり	I-1 福祉のある暮らし	I-1-4 障害者自立への支援	I-1-4-1 障害者福祉施設の充実	①活動・就労の場の確保 ②障害者基本計画の見直し ③訪問・居宅サービスの充実 ④就労支援の促進 ⑤障害者関係団体の支援 ⑥災害時における支援	福祉保健課 福祉保健課 福祉保健課 福祉保健課 福祉保健課 福祉保健課	
			I-1-4-2 障害者支援の推進	②障害者総合支援制度の運営 ④就労支援の促進 ⑤ニーズに応じた住宅の整備	福祉保健課 福祉保健課 福祉保健課	
		I-2-1 住宅・宅地の整備	I-2-1-1 住宅対策の推進	①住宅長寿命化計画の推進 ②安心・安全な居住環境の普及 ③町営住宅の改修 ④集落再編への対応 ⑤ニーズに応じた住宅の整備	建設課 建設課 建設課 建設課 建設課	
				①宅地の開発、分譲	企画政策課	
				①空き家情報の収集と提供	企画政策課	
		I-2-2 水道施設の整備	I-2-2-1 水道事業の運営	①経営の健全化	環境上下水道課	
			I-2-2-2 水道施設整備の推進	①水源の確保 ②水道施設の整備 ③未普及地域の対策	環境上下水道課 環境上下水道課 環境上下水道課	
				①下水道加入の促進 ②経営の健全化	環境上下水道課 環境上下水道課	
	I-2-3 下水道施設の整備	I-2-3-1 下水道事業の運営	I-2-3-1 災害防止対策の強化	①生活排水処理計画の推進	環境上下水道課	
				②防災体制の強化	交通防災課	
		I-2-3-2 生活排水処理施設の整備推進		③要配慮者対策の充実	交通防災課	
				①未然防止と被害の軽減 ②国民保護対策の強化	産業課 建設課	
I-3 安心な暮らし	I-3-1 防災対策の強化	I-3-1-1 災害防止対策の推進	I-3-1-1 地域防災体制の強化	①地域防災力の向上 ②防災体制の強化	交通防災課 建設課	
				③要配慮者対策の充実	交通防災課	
		I-3-2-1 保健事業の推進		①母子保健対策の推進 ②生活習慣病予防対策の推進 ③感染症予防対策の充実	福祉保健課 子育て支援課 子育て支援課	
				④歯科保健対策の促進 ⑤心の健康づくりの推進	福祉保健課 子育て支援課 福祉保健課	
	I-3-2 保健・医療の充実	I-3-2-2 健康づくり活動の促進	I-3-2-2 健康づくり活動の促進	①健康づくり意識の浸透 ②町民の主体的な健康づくりの推進	福祉保健課 福祉保健課	
				②町民の主体的な健康づくりの推進	身延支所	

章	節	細節	施策	主な取り組み	担当課
I 安らぎの暮らしづくり	I-3 安心な暮らし	I-3-2 保健・医療の充実	I-3-2-3 地域医療体制の強化	①中核病院の充実	福祉保健課
				②町民に身近な医療の確保	福祉保健課
				③急患対策の充実	福祉保健課 子育て支援課
			I-3-2-4 保健・医療と福祉等の連携	①連携体制の強化	福祉保健課
			I-3-2-5 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の安定運営	①広報・啓発の強化	市民課
				②事業運営の安定	税務課 市民課
	I-3-3 消防・救急の充実	I-3-3-1 消防体制の充実	①防火対策と防火啓発活動の充実 ②消防施設、資機材の充実 ③消防団の活性化	①防火対策と防火啓発活動の充実	交通防災課
				②消防施設、資機材の充実	交通防災課
				③消防団の活性化	交通防災課
		I-3-3-2 救急体制の充実	①救急体制の充実 ②応急救護の重要性の普及	①救急体制の充実	交通防災課
				②応急救護の重要性の普及	交通防災課 福祉保健課 観光課 生涯学習課
	I-3-4 交通安全対策の充実	I-3-4-1 交通安全施設等の整備	①道路交通環境の改善	①道路交通環境の改善	交通防災課 建設課
				②交通安全指導の充実	交通防災課
		I-3-4-2 交通安全教育と啓発	②交通安全教育の推進 ③運転者への啓発 ④交通安全運動の充実	②交通安全教育の推進	交通防災課
				③運転者への啓発	交通防災課
				④交通安全運動の充実	交通防災課
	I-3-5 防犯対策の充実	I-3-5-1 防犯啓発活動の推進	①防犯教育の啓発	①防犯教育の啓発	交通防災課
		I-3-5-2 死角の排除	①死角箇所の認識と排除	①死角箇所の認識と排除	交通防災課
		I-3-5-3 地域防犯活動の推進	①住民活動への支援 ②地域に根ざす警察の強化 ③児童生徒の安全確保	①住民活動への支援	交通防災課
				②地域に根ざす警察の強化	交通防災課
				③児童生徒の安全確保	交通防災課 学校教育課

章	節	細節	施策	主な取り組み	担当課
2 うるおいの環境づくり	2-1 緑の継承	2-1-1 自然・緑の保全	2-1-1-1 自然保護対策と保全管理の推進	①自然保護の重要性の啓発	産業課
				②水辺環境の保全	環境上下水道課
				③周辺の緑の保全	観光課
				④自然環境の保全管理	建設課
		2-1-1-2 フィールドミュージアムづくりの推進	①体験フィールドづくりの促進	産業課	
			②ニューツーリズムプログラムの提供	環境上下水道課	
	2-1-2 自然との共生	2-1-2-1 地球環境保全への取り組み	①環境にやさしいまちづくりの推進	観光課	
		2-1-2-2 環境教育・環境学習と保全活動の推進	②地球温暖化対策の推進	環境上下水道課	
			①環境教育・環境学習の推進	環境上下水道課	
		2-1-2-3 環境にやさしい資源の活用	②環境保全活動の展開	環境上下水道課	
			①クリーンエネルギーの活用	環境上下水道課	
2-2 環境の保全	2-2-1 ごみ処理・リサイクルの推進	2-2-1-1 ごみ減量、資源リサイクルの推進	①ごみの減量化・資源化意識の高揚	環境上下水道課	
			②分別収集や収集システムの改善	環境上下水道課	
			③一般廃棄物の適正処理	環境上下水道課	
			④生ごみ処理の普及	環境上下水道課	
		2-2-1-2 し尿の収集・処理の推進	①し尿の収集	環境上下水道課	
			②し尿の処理	環境上下水道課	
			③浄化槽の管理	環境上下水道課	
	2-2-2 環境衛生・美化活動の推進	2-2-2-1 環境美化対策の充実	①環境美化活動の展開	環境上下水道課	
		2-2-2-2 公害防止対策の推進	②不法投棄対策の強化	環境上下水道課	
			①環境監視と指導の強化	環境上下水道課	
		2-2-2-3 動物管理指導の推進	②生活型公害の防止	環境上下水道課	
			①狂犬病予防の推進と管理の指導	環境上下水道課	
2-3 美しい景観と憩いの環境	2-3-1 景観の形成	2-3-1-1 景観の保全と整備	①景観の保全	建設課	
			②集落景観の整備	建設課	
			③河川景観の保全	建設課	
	2-3-1-2 景観に配慮した公共施設・空間の整備	2-3-1-2 景観に配慮した公共施設・空間の整備	①景観づくり事業の推進	観光課	
			②公共空間の景観づくりの整備	建設課	
			③統一サインの整備	建設課	
	2-3-2 公園・憩いの空間整備	2-3-2-1 公園・緑地の整備	①公園・緑地の整備と改善	建設課	
		2-3-2-2 地域協働の管理	②ポケットパークや小緑地の整備	建設課	
			①町民参画による整備と維持管理	建設課	

章	節	細節	施策	主な取り組み	担当課
3 発展の活かづくり	3-1 基盤の強化	3-1-1 土地利用の推進	3-1-1-1 計画的な土地利用の推進	①計画的な土地利用の推進	企画政策課
				②都市計画マスターplanの策定	産業課
				③都市計画の推進	建設課
				④土地利用を視点としたまちづくりの検討	企画政策課
				⑤遊休農地等の活用	産業課
				⑥建設発生土の有効利用	建設課
			3-1-1-2 地籍調査の推進と情報活用	①地籍調査の促進	土地対策課
		3-1-2 交通網の整備	3-1-2-1 高規格道路整備の促進	①中部横断自動車道アクセス道路の整備	建設課
				②国道52号の整備促進	建設課
				③国道300号の整備	建設課
				④広域観光道路の整備	建設課
			3-1-2-2 国道整備の促進	①主要地方道の整備	建設課
				②橋梁架け替えの要請	建設課
				③一般県道の整備	建設課
3-1-2-4 町道等の整備の推進	①重点的な町道整備の推進	建設課			
	②都市基盤整備と連動した道路の整備	建設課			
	③町道整備等による迂回路の確保	建設課			
	④農林道の整備	建設課			
	⑤道路整備計画への市民参画の推進	建設課			
3-1-2-5 道路環境の整備	①交通安全を重視した道路指定の促進	建設課			
	②歩道の整備	交通防災課			
	③地区コミュニティとの協働による道路環境の維持・管理	建設課			
3-1-2-6 鉄道運行等の充実	①鉄道利用の促進	交通防災課			
		観光課			
3-1-2-7 バス運行等の充実	①バス交通の利便性と効率化の向上	下部支所			
	②公共交通の乗合タクシー等との連携	交通防災課			

章	節	細節	施策	主な取り組み	担当課
3 発展の活かづくり	3-1 基盤の強化	3-1-3 集落の整備	3-1-3-1 都市計画の推進	①都市計画区域等の整備 ②都市整備事業の推進	建設課 建設課
			3-1-3-2 集落環境の整備	①集落の生活基盤の整備 ②集落機能の再編	交通防災課 建設課 環境上下水道課 交通防災課
			3-1-3-3 地区間ネットワークの強化	①地域拠点の機能強化 ②地域相互の連携を強化する基盤の整備	企画政策課 建設課 企画政策課 建設課
			3-1-4-1 地域情報化基盤の整備	①情報基盤の充実 ②Wi-Fi 環境の拡大 ③情報教育の強化	企画政策課 企画政策課 企画政策課
			3-1-4-2 情報提供の充実と住民生活の利便性向上	①情報発信の充実 ②行政手続の電子化 ③情報セキュリティの強化	企画政策課 生涯学習課 企画政策課 町民課 企画政策課
			3-2-1-1 農業生産基盤の整備	①農業振興地域整備計画による適正な農地の管理 ②農業基盤整備の促進 ③鳥獣被害対策の推進	産業課 産業課 建設課 産業課 建設課
		3-2-1 農林業の振興	3-2-1-2 担い手・農業経営組織の育成	①担い手の育成 ②農作業受託組織の育成 ③農地の集積と集落営農体制の強化 ④スマート農業の促進 ⑤生きがい型シルバー農業の振興 ⑥企業・NPO 等の農業参入の促進 ⑦地域おこし協力隊員の受け入れ	産業課 産業課 産業課 産業課 産業課 産業課 産業課
			3-2-1-3 生産体制の強化	①特産品生産をいかす農業経営の展開 ②環境保全型農業の促進	産業課 産業課
			3-2-1-4 林業の振興	①林業生産基盤の充実 ②森林施業の合理化 ③林業経営体の育成 ④森林の適正管理 ⑤特用林産物の生産振興 ⑥間伐材の利用促進 ⑦鳥獣の生息環境の改善 ⑧森林整備の活動支援 ⑨広域林道の整備 ⑩森林経営管理制度の推進	建設課 産業課 産業課 産業課 産業課 産業課 産業課 産業課 建設課 産業課

章	節	細節	施策	主な取り組み	担当課
3 発展の活力づくり	3-3 起業支援と就労の場の確保	3-3-1 新たな事業おこしの推進	3-3-1-1 産業間連携の促進	①事業おこし活動の推進	観光課
				②産業複合型の事業化促進	産業課
				③特產品販売施設の連携	観光課
			3-3-1-2 起業の促進と支援	①新たな産業創出の研究支援	観光課
				②起業支援の強化	観光課
		3-3-2 就労環境の充実	3-3-2-1 勤労者福祉の充実	③多様な事業組織の育成	企画政策課
				①勤労者の福利厚生の促進	観光課
			3-3-2-2 雇用・就労の安定	②働きやすい職場づくり	観光課
				①雇用情報の提供と技能習得の促進	観光課
				②町内雇用の促進	観光課
				③就業機会の拡充	観光課
4 学びの人づくり	4-1 まちづくりを支える人づくり	4-1-1 生涯学習の充実	4-1-1-1 生涯学習推進体制の強化	①学習指導者等の育成・支援	生涯学習課
				②学習団体への支援	生涯学習課
			4-1-1-2 学習情報の整備・提供	①学習情報の整備	生涯学習課
				②学習情報の提供	生涯学習課
			4-1-1-3 学習機能の整備	①学習施設の機能充実	生涯学習課
				②図書館機能の充実	生涯学習課
				③施設開放及び利用の利便化	生涯学習課
			4-1-1-4 学習施設管理・運営の充実	①学習施設管理体制の充実	生涯学習課
			4-1-1-5 学習活動の支援	①学習機会の提供	生涯学習課
				②地域資源をいかす学習の企画	生涯学習課
				③放課後学習活動の充実	生涯学習課
	4-1-2 スポーツの振興	4-1-2-1 スポーツ施設の活用	①スポーツ施設等の充実	①スポーツ施設等の充実	生涯学習課
				②スポーツ施設の有効利用	施設整備課
		4-1-2-2 スポーツ指導者の育成・確保	①指導者の育成	①指導者の育成	生涯学習課
				②指導者の確保	生涯学習課
		4-1-2-3 スポーツ活動への支援	①スポーツ教室の開催促進 ②競技スポーツの振興 ③スポーツ少年団等への支援の推進 ④総合型地域スポーツクラブの設立・育成	①スポーツ教室の開催促進	生涯学習課
		②競技スポーツの振興		生涯学習課	
		③スポーツ少年団等への支援の推進		生涯学習課	
		④総合型地域スポーツクラブの設立・育成		生涯学習課	

章	節	細節	施策	主な取り組み	担当課
5 協 働 の ま ち づ く り	5-3 行財政改革の推進	5-3-1 行政運営の効率化	5-3-1-1 行政組織と人事管理の適正化	①行政組織・機構の改善	総務課
				②新たな本庁舎建設と支所の在り方の検討	総務課
				③職員の育成	総務課
				④職員の人事諸制度の充実	総務課
		5-3-1-2 行政事務の改善		①行政評価制度の推進	総務課
				②民間活力の導入	総務課
				③適正で積極的な情報公開と情報の共有化	総務課
				④経営意識と経営能力の向上	総務課
		5-3-2 財政運営の健全化	5-3-2-1 財政基盤の安定化の推進	①財源の確保	財政課
				②経費の節減	財政課
				③受益者負担の適正化	財政課
		5-3-2-2 財政運営の適正化の推進		①予算編成、予算執行の適正化	財政課
				②資産等の今後の在り方の検討	財政課
				③公営企業等の経営改善の推進	財政課
		5-3-2-3 町税の公正・公平な賦課徴収		④財政情報の提供	財政課
				①公正・公平な徴収、納税の推進	税務課
				②効率的な事務処理の実施	税務課
		5-3-3 広域連携の推進	5-3-3-1 広域行政の展開	①広域圏事業の充実	総務課
				②広域的な情報ネットワークの強化	総務課
			5-3-3-2 多様な連携事業の推進	①多様な連携事業の推進	企画政策課

7 用語集 (*印の付いた語句の説明)

A

CCRC

Continuing Care Retirement Community の略。

日本版 CCRC は、東京圏をはじめとする高齢者が、自らの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療介護が必要な時には継続的なケアを受けることができるような地域づくりを目指すもの。

COP21

第21回気候変動枠組条約締約国会議のこと。平成27年にフランスにて開催され、同12月12日にパリ協定が採択された。

CSR(企業の社会的責任)

Corporate Social Responsibility の略。
企業が倫理的観点から事業活動を通じて、
自主的に社会に貢献する責任のこと。

DV

domestic violence の略。
配偶者や恋人等の親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。

DX(デジタルトランスフォーメーション)

Digital transformation の略。
デジタル技術を浸透させることで人々の
生活をより良いものへと変革すること。既存
の価値観や枠組みを根底から覆すような革
新的なイノベーションをもたらすもの。

ICT

IT(情報技術)に Communication(コミュニケーション)を加えた表現。IT インフラの整備から情報を「いつでも、どこでも、何でも、だれでも利用できる社会」に移行する中で、情報通信におけるコミュニケーションの重要性が増すことから、IT に代わり ICT が用いられている。

NPO

Nonprofit Organization の略。
非営利団体のこと。

PDCA サイクル

Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)の4つで構成された行動プロセスのこと。実施計画の管理を適切に行い、その成果を高める仕組み。

PFI

Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

SNS

social networking service の略。インターネット上で人と人とのつながりを構築、支援するサービスのこと。

U・J・I ターン

U ターン

地方で生まれ育った方が、都市部に進学、就職のため移住し、再び自分の生れ育った地方に戻って働くこと。

J ターン

地方で生まれ育った方が、都市部に進学、就職のため移住し、その後、生まれ育った地方とは別の地方に移住して働くこと。

I ターン

都市部で生まれ育った方が、地方に移住して働くこと。

Wi-Fi

無線でネットワークに接続する技術のこと。
無線 LAN。

あ

アクティビティ

旅行先での遊び。

一次救急医療から三次救急医療

一次救急医療

比較的軽症の救急患者に対応する医療機関。

二次救急医療

入院治療を必要とする重症の救急患者に対応する医療機関。

三次救急医療

重症及び複数の診療科領域にわたる全ての重篤な救急患者に対応する医療機関。

インバウンド

海外から日本国内に来る観光客のこと。

インフラ

基盤のこと。産業や生活の基盤として整備される道路や水道などの施設や設備の意味として用いられることが多い。

エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかた。

オゾン層

大気中のオゾンは成層圏（約10~50km上空）に約90%存在しており、このオゾンの多い層を一般的にオゾン層という。成層圏オゾンは、太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護している。

温室効果ガス

二酸化炭素、メタン等のことであり、これが増えると温室効果が強まり、地球の表面の気温が高くなるとされている。

か

画仙紙

故紙や稻ワラなど、さまざまな材料を混ぜて製造した和紙。にじみが美しく黒色をはっきり表現できる。

学校運営協議会制度（コミュニティスクール）

学校と保護者や地域の方が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々。

キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

教育ファーム

自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、市町村、農林漁業者、学校などが一連の農作業等の体験の機会を提供する取り組み。

グリーン・ツーリズム

農山漁村に滞在し、地域の自然や文化、人々と体験、交流をしながら過ごす旅のこと。

グローバル化

国や地域などを越え、経済や文化等のやり取りが行われるようになること。

ケアマネジメント

福祉サービスや介護サービス等の利用者の望ましい生活の維持継続を目指し、必要なサービスの提供、評価を行うこと。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されるとなく生活できる期間のこと。

合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。

高齢化率

65歳以上人口が総人口に占める割合。

子ども・子育て関連 3 法

子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律のこと。

コミュニティ・ビジネス

地域の問題・課題に対し、解決・対応するために町民主体で行う事業。

さ

再生可能エネルギー

自然界から無尽蔵にエネルギー源を供給できるか、繰り返し再利用可能なエネルギーのこと。

財政計画

歳入・歳出の見込み額を算出し策定する計画のこと。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）

国民一人ひとりがもつ12桁の番号により、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるとの確認を行うための基盤となる制度。

情報セキュリティポリシー

企業や組織において、情報を守るための情報セキュリティ対策の方針をまとめたもの。

情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。

人口ビジョン

人口の現状と将来の姿を示し、人口減少をめぐる問題に関する町民の認識の共有を目指し、今後、目指すべき将来の方向性を提示することを目的とするもの。

診療報酬明細書

診療報酬明細書（レセプト）とは、患者が受けた診療について、医療機関等が国民健康保険の保険者や健康保険組合等に請求する医療費の明細のこと。

スクールガード

児童や生徒が犯罪に巻き込まれないよう、通学路等の巡回、子どもたちの見守り等を行うボランティアのこと。

ストロー効果

新幹線や高速道路などの交通網の整備によって、地方都市の人口や産業が大都市へ吸い取られること。

スポーツ指導者バンク

スポーツを始めたいが指導者がいない、スポーツの技術向上のために熟練指導者に指導してほしい等の要望に対し、指導者を紹介・派遣する制度。

スマート農業

ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現等を推進している新たな農業のこと。

スローフード

地域や土地にある伝統的な食文化や食材を見直し、大切にする運動。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群のことであり、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病、高血圧、脂質異常症、肥満などが挙げられる。

た

第一次産業・第二次産業・第三次産業

第一次産業

農業、林業、水産業など。

第二次産業

製造業、建設業など。

第三次産業

情報通信業、金融業、運輸業、販売業、サービス業など。

待機児童

保育所への入所申請を行っているにもかかわらず、入所できない状態にある児童のこと。

地域子育て支援センター

地域全体で子育てを支援するため専門の担当を配置し、出産や育児に対する保護者の不安や負担を軽減することを目的とした地域の育児支援を行うための施設。

地域包括支援センター

介護保険法で定められた、各市区町村に設置された機関。保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー等により、地域住民の介護や保健福祉等の相談に応じてくれる。

地域密着型サービス

高齢者が介護を必要とする状態となっても、住み慣れた自宅または地域で生活していくようにするためのサービス。

チャレンジショップ

商店街等の空き家店舗を活用し起業、開店してもらうもので、地域の活性化、空き家対策の一環として行っている。

超高齢社会

国連の報告書等で使用されていることから一般的になった用語で、高齢化社会=高齢化率7%~14%、高齢社会=同14%~21%、超高齢社会=同21%~とされている。

なお、日本は昭和45年に高齢化社会に、平成14年の時点で高齢社会に至っている。

地理的表示(GI)保護制度

地域には、伝統的な生産方法や気候・風土・土壤などの生産地等の特性が、品質等の特性に結びついている产品が多く存在しており、これらの产品の名称(地理的表示)を知的財産として登録し、保護する制度。

デジタル社会

デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会。

テレワーク

ICT を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。「在宅勤務」「モバイルワーク」「サテライトオフィス」の3形態に区分される。

在宅勤務

自宅に作業環境を設けて就業する形態。

モバイルワーク

出先やカフェ、移動中の乗り物の中なども含め場所を問わず業務に従事する形態。

サテライトオフィス

本社やもともとあった支店などから離れた場所に作業環境を設置して勤務する形態。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、市町村の発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした計画。

都市計画マスタープラン

市町村の都市計画に関する基本的な方針のこと。

トレッキング

山歩きのこと。

な

南海トラフ地震

南海トラフは、駿河湾から日向灘沖にかけての海底の溝状の地形を示し、このトラフ沿いで、陸側のプレートが引きずり込みに耐えられなくなり跳ね上がることで発生する地震のこと。

二拠点居住

都市部と地方部に2つの拠点をもち、定期的に地方部でのんびり過ごしたり、仕事をしたりするライフスタイル。

ニューツーリズム

従来の物見遊山的な観光旅行に対して、これまで観光資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行の形態のこと。

認知症サポーター

認知症サポーター養成講座を受けた者。認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってもらうことを目的としている。

農林業センサス

農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計調査のこと。

は

バイオマス

エネルギー源として利用できる生物資源の量を表したもの。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

パブリックコメント

パブリックコメント（意見公募手続）とは、行政機関が命令等（政令、省令など）を制定するに当たって、事前に命令等の案を示し、その案について広く公から意見や情報を募集すること。

パリ協定

令和2年度以降の地球温暖化対策について取り決めを交わした協定のこと。

病児・病後児保育事業

仕事などの都合により、病気中・病気回復期にあるお子さんの育児がご家庭でできない方のために、医療機関に併設された保育施設で一時的に預かる事業。

ファミリー・サポートセンター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

フィールドミュージアム

地域の文化や資源を体験や学習の場、博物館または美術館に見立てて活用すること。

フォッサ・マグナ

本州の中央部で東西日本に分ける、南北に走る大断裂帯。

フォーラム

公開討論会のこと。

富士山火山防災対策

富士山火山防災に関連して、本町では富士北麓地域8市町村で構成する富士山火山防災協議会において、富士山火山に関するガイドブックを作成している。また、山梨・静岡16市町村でつくる環富士山火山防災連絡会に参画し、相互応援協定などにより非常時に備えている。

フッ化物塗布やフッ化物洗口

フッ化物を用いて歯に塗布、もしくは水溶液にてうがいをすることで虫歯を予防する方法。

放課後児童クラブ

保護者が就労等により日中家庭にいない児童を対象に、授業終了後に児童館等を遊び、生活の場として提供し、お預かりする事業のこと。

ポケットパーク

歩道や交差点などの一角に設けられた小規模な公園のこと。

ほ場

農作物を育てるところ。田、畠などと限定しない。

や

ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人が利用できるよう、設計、デザインすること。

ら

ライフサイクルコスト

製品を購入、使用、廃棄するまで、もしくは企画開発、製造・運用、破棄・中止するまでにかかるすべての費用のこと。

ま

マイナポータル

行政機関がマイナンバーの付いた自分の情報をいつ、どことやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるもの。

マイナンバー

住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもの。

ライフスタイル

生活の営み方。個人の生き方。

六次産業化

第一次産業の1に第二次産業の2と第三次産業の3を足して6になることから名づけた造語で、農林水産物を収穫・漁獲（第一次産業）するだけでなく、加工（第二次産業）、流通・販売（第三次産業）まで手がけること。

ロジスティックス

顧客のニーズに合わせ、原材料や仕掛品や完成品の効率的な流れを計画・実行・管理すること。

ローリング方式

長期的な計画を実行する際に生じるずれを、定期的に修正して実行していくこと。



ワークショップ^{*}

地域の問題・課題を解決・改善するため
町民が中心となって発言を行える場。

第二次身延町総合計画（後期基本計画）

令和4年3月 身延町
山梨県南巨摩郡身延町切石 350
TEL:0556-42-4801